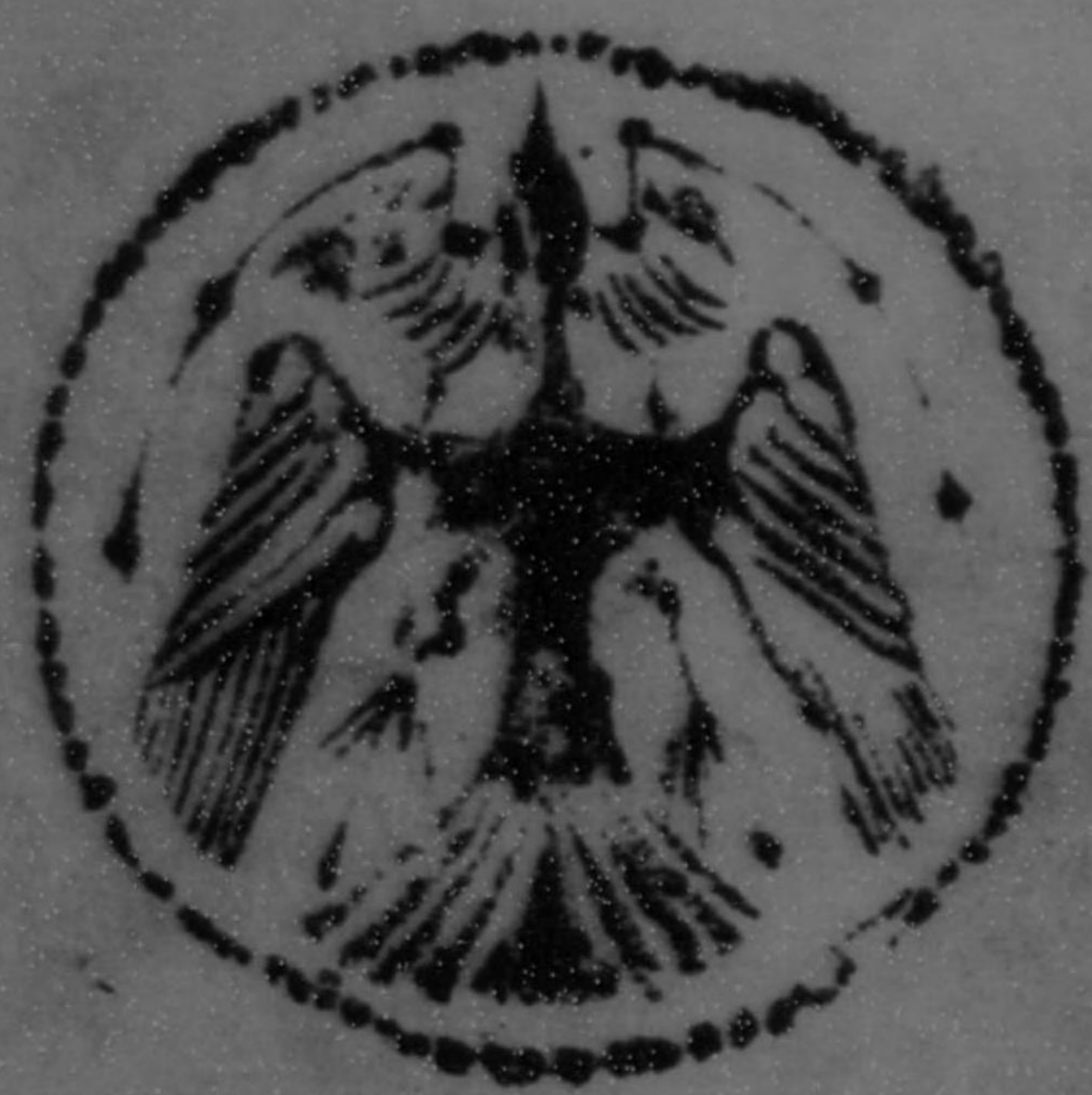


382.1
K186
a

日本風俗志
(二)



大東出版社

- 2745

省務內
16.9.13
(版出通普)

3821
KA86
a



— 大東名譽 —

大東出版社



905
248

はしがき

本巻は第一巻の關東より東北に當る奥羽地方と、西南に當る中部地方とを收むることとした。奥羽は本書起稿後、二十有餘年の間に幾度か冷害等に見舞はれたが、それにも耐えて發展を遂げ、特に東北振興會等の活動により、又昔の如き流風遺俗の保留場たるに止らず、其の革新の目ざましきものあつて、本書の如きも、今は昔物語となつたもの少くないまでに面目を一新した。

若し其れ中部地方に至つては、古來關西文化と關東文化と交通の要路に當り沿道都市の發達、人口の集注亦昔日の感にあらざるを想はしむ。尙ほ昔の東海、中仙の二道は主として此地方に存するを以て當然近畿地方に屬すべき近江（滋賀縣）もこれを本巻に收むることとし、其の旅程を語るに便したが、此二道は曾ては山地と海岸との氣風の差を明かにせられたるを、今は汽車の横斷によつて、こゝにも相混淆したるを見る。讀者、請ふ本書の叙述を以て探古の資となすあらば幸である。

昭和十六年初秋、重刊に際して

著者識

日本風俗志(二) 目次

奥羽地方

第一章 總 說

奥羽と蝦夷—蝦夷の風俗—阿倍比羅夫—多賀城—坂上田村麿—奥羽の豪族—頼義、義家—藤原三代の
榮華—吉野朝と奥羽—伊達政宗—奥羽の舊藩—諸侯の封土—幕領—奥羽諸藩と維新—奥羽の國々—陸
の奥—石城石背—行政區劃—國分寺—著名の神社—奥羽の産業—面積人口—都市—交通と氣候—礦業
—馬の奥羽—牧馬の沿革—馬の地方色—馬と風俗—異國馬碑—古風の殘留—文化運搬の原因—陋風俗
—東遊記—中奥民間の信仰—塚垣の遺風—頼馬帽子—奥羽の宗教—佛教—基督教—奥羽の人情—人國
記の奥羽評—風土記—東北人の共通思想。

第二章 磐城、岩代、陸前

新日本の曙光—藩政政宗—林子平—蘭學と仙臺—養賢堂—仙臺人—會津氣質—會津人—會津の土風—
白虎隊と保科正之—仙臺米—仙臺平—會津の漆器—福島郡山地方—蕨糸地—其の氣風—安積原淺香沼

目

次

一

の傳説—黒塚—観音の靈驗—人身御供—盤司盤三郎—山神—日光と盤司盤三郎—日本武尊、田村麿等の傳説—八槻—龍峰寺—源義家—箕入卿—義經傳説—常陸坊海尊—笠島の道祖神—實方中—靈釜と松島—庭鳥權現—志波道上宮—鹽土翁—瑞殿寺—天台と禪—火鈴—金山寺の火事—傳説と俗信—信夫文字摺—虎清水—狐と蛇と狼—寶珠の玉—椿明神—子種五郎—熊の大助—織織の始祖—錦代の皇女—織織御前堂—相馬の野馬追—相馬の姥見—野馬追の狀況—四つ倉の火打—正月と盆—かせとり—ざつとな—燈籠流—燈籠踊—盆燈籠—結婚に關する奇習—紙製の笠—乗掛馬—水祝—喧打—俚語方言—さんさ時雨—流山—方言歌。

第三章 陸中、陸奥

……………五〇

南部人と津輕人—南部藩—津輕藩—地方感情—作人館—稽古館—東奥義塾—風俗の概説—民情—家屋—衣服—飲食—葦河名—大河一里—南部の繪曆—南部富士と津輕富士—岩手と早池峰と磐神との三山—岩木詣—丹後人忌—丹後人調—丹後との關係—津輕の侯武多—扇燈籠—人形侯武多—喧嘩—ねぢけ—侯武多の由来—祭事奇習—大防祭—大目堂—靈祭—イブリ—獅子踊と劍舞—義家と風俗—劍舞—蘇民將來の祭—鬼子祭—秘事念佛—秘事源流—左衛門の磔刑—おとり上げ—十字架場—靈の神—千曳神社—三ツ石—石文—錦木—是津親王—矢越神社—平泉の祭事と口碑—御一つ馬—路舞—金鷲山—東掛沼—傳説と童話—善知鳥安方—善知鳥—社説傳説—瓜子姫子—掃部長春—北奥の俗信—巻堀の奇神—オクナイサマ—オシラサマと蝦夷—ゴンジサマ—鮭食はず—又次郎長才—駒形の神—地藏尊—恐山

—歳時并に結婚風俗—もちきり—花つ子見—馬祭き—風雨祭—棒火と盆踊—結婚の奇風—怪談と方言—山金踊—方言歌—蝦夷人の影響—奥淨瑠璃—奥羽に跨る傳説—黒神と赤神—十和田傳説—南祖坊—七座山の風。

第四章 羽前、羽後

……………九四

八郎湯と男鹿半島—男鹿の赤神—男鹿の女湯と八郎—田澤湖の傳説—美人辰子—木尻鱈—八郎湯と田澤湖—南祖坊と田澤湖—御祭目—秋田縣及秋田人—日本—秋田の學風—秋田名物—三吉靈神—はたけ—秋田音頭—本藏道分—竿燈—能代の七夕祭—茂木さくら—山間と海濱—家屋と版—仙北の山間—田澤の大葉子節—大目出綱—獨木舟—生剥ぎ—曼茶羅唄—傳説の鳥海山—丸子親王—鳥海の神車—手長足長—有耶無耶の關—大物忌祭—兩所宮の物忌祭—月山、湯殿、羽黒の三山—三山縁起—熊除太子—月山禪定—湯殿山—羽黒の松勘進—位上と先道—黒川能—庄内と山形と米澤—庄内觀—庄内人—庄内の教育—藏座敷—山形人—米澤藩—上杉鷹山公—米澤織—山形名物—紅花染—阿古耶の松—實方朝臣と中將姫—おぼこ節—山寺と浮島—祭壇大師—盤司盤三郎—芝祭—浮島と卜占—傳説と祭祀—唐の火事—與次郎稻荷—雌黄木—七不思議—祭祀奇習—味噌煮—東湖八坂神社の祭—庄内の日吉祭—市神祭—歳時并に結婚風俗—なるかならぬか—鳥追ひ—佛送り—土洗—蠟燭—水祝—方言に就て。

中部地方

第一章 總說

東西の交叉點—東と西—鐵道幹線—宗教の色彩—東海道五十三驛—中仙道六十九驛—英雄勃興の地—昔の中部地方—源賴朝—源義仲—古戰場—武田氏—今川氏—織田氏—豊臣秀吉—關ヶ原の戰—平原と英雄—海道と東山—山國の氣分—平原的氣分—文化と地形—中部地方の都會—人口と産業—徳川時代の所領—諸藩の配置と代官—昔の關所—社寺と宗教—有格社—諸國一ノ宮—寺院數—佛教の本山—基督教。

伊豆の國—行政區劃—國名—國神の傳説—伊豆と遠船術—伊豆の人—配流の地—漂流の地—小役角—經ヶ兒島—關業の接籃—鬼の漂流—小笠原島の人種—近代文明と伊豆人—三島明神其他—祭神に就て—三島と富士—三島祭—三島明神と川魚—大瀬の舟祭—尻摘み祭—來宮の物忌—三島曆並に龜卜—龜卜の法—半島の風俗—東伊豆西伊豆—口伊豆—奥伊豆—三尊の彌陀—昔の風俗—奥伊豆と美人—塞の神—熱海の節分—夷子—日蓮上人—江川太郎左衛門の家—修禪寺温泉—産小屋—古代の遺風—かこひ—月經時—よごれ蟹—島の風俗—初島風俗—大島人—飯倉つたか—食物—家産—男女風俗—島と金錢—

第二章 伊豆

伊豆の國—行政區劃—國名—國神の傳説—伊豆と遠船術—伊豆の人—配流の地—漂流の地—小役角—經ヶ兒島—關業の接籃—鬼の漂流—小笠原島の人種—近代文明と伊豆人—三島明神其他—祭神に就て—三島と富士—三島祭—三島明神と川魚—大瀬の舟祭—尻摘み祭—來宮の物忌—三島曆並に龜卜—龜卜の法—半島の風俗—東伊豆西伊豆—口伊豆—奥伊豆—三尊の彌陀—昔の風俗—奥伊豆と美人—塞の神—熱海の節分—夷子—日蓮上人—江川太郎左衛門の家—修禪寺温泉—産小屋—古代の遺風—かこひ—月經時—よごれ蟹—島の風俗—初島風俗—大島人—飯倉つたか—食物—家産—男女風俗—島と金錢—

小笠原風俗—島の女—女尊男卑—島の女と内地人—女護の島—女風俗—結婚と非儀—草履の髭書—嫁入道具—簡易なる結婚—那儀風俗—喪屋—泣き女—傳説と俚語—島巡りの歌—大蛇傳説—たんな婆—神火—日忌み様—海難坊—首様—爲朝の傳説—島の方言。

第三章 駿河、甲斐、遠江

富士山—富士見十三州—終夜姫—フジの語—富士と甲斐—愛鷹山—富士山の靈—甲斐の淺間—安産の信仰—人穴—富士行者—富士講—富士講と切支丹—扶桑教—忌み詞—富士と美人—國名と國情—駿河人—遠江人—駿遠の宗教—靜岡縣と報德教—甲斐の國情—甲斐と馬—甲斐の氣候—甲斐と武田氏—甲州金—甲斐人—甲斐の名物—甲斐絹—甲州葡萄—水晶—印傳—身延山—日蓮上人—甲斐の風俗と俗語—しはぶき婆—西行傳説—穴切と隙裂—椀貸傳説—小豆洗と大太法師—厄除と福の神—道祖神—天狗と龍と天女—三尺坊—半僧坊—櫻ヶ池—天龍川—駿遠の傳説と俗信—羽衣の松—夜泣き石—虎の涙雨—大太法師と椀貸—人柱傳説—スタール博士の見聞—痘瘡神—七不思議—遠州の七不思議—京丸牡丹—靜岡の七不思議—甲斐の七不思議—祭禮の奇習—大井祭—曳踊—人身御供—田遊神事—大神幸—火祭—船祭—藤切祀—歲時に關する風習—難煮なし—筒粥—紙高揚げ—七夕祭—大念佛—盆踊—送り神—結婚風俗並に俚語方言—ヒョドリヲドリ—嫁見—名所づくし—甲斐の俚語—靜岡の方言。

第四章 尾張、三河

尾張、三河

名古屋氣質—名古屋の感化—名古屋城—徳川宗春—實利主義—尾張風流—金の誠録—中京の文學—名古屋女—源氏節—尾張人—三河人—尾張の國名—尾張の人情—尾張と英雄—瀬戸物—三河の人情—三河武士—三河萬歳—熱田神宮—神宮の由來—的射の式—石合戦—馬の塔—見祭—熱田の蓬萊—楊貴妃の傳説—明神と鷲—百合若傳説—松垣姫—尾張の祭祀風俗—津島祭—鳴海祭—短冊祭—直會祭—名古屋の祭禮—荒天—三河の祭祀風俗—吉田の天王—笹踊—鬼祭—御衣祭—風來寺と豊川稻荷—利修仙人—草薙孤公—砥鹿神社—妙巖寺—柘植尼天—平八郎狐—道場法師の傳説—雷と鬼—傳説と雜信—山と山との争—馬方辨天—綾塚と泉龍院—血の池—四觀音—知多郡新四國—足止め不動—白雪稻荷—子孕み—蠟除け—大御堂—結婚風俗—水祝—石打—三河の嫁入—オヤマ—歳時風俗並に俚語—盆ならさん—法花踊—コケコー—虫供養—方言歌。

第五章 伊勢、伊賀、志摩

伊勢の人—伊勢津彦—神八郎—伊勢平氏—三河の關係—入國記—伊勢乞食—伊勢の産業—伊勢人と文學—伊賀と志摩—兩國の風俗—海女の生活—木挽唄と船唄—伊賀の名物—志摩の食物—大神宮—内宮—外宮—神宮と國家の待遇—神宮の御費用—披参りのこと—お蔭参り—大麻と屠—お木曳—朝熊と二見浦—神都風俗—早懸—火忌—火事—御神田扇—お杉お玉—朝受—擬草製烟草入—伊勢音頭—羯鼓踊—傳説と俗信—錢掛松—阿漕塚—分部の火—十月三日—擬氣樓—海と佛像—四天王寺の藥師—津の觀音—厄除觀音—天の岩戸—鶴崎石—樺の信仰—樺大刀自神—不斷禰—逆川神社—小女郎狐—神宮に關

せる祭祀—和妙荒妙—田植祭—祭祀奇習—鬼押—石取祭—海神祭—歳時結婚其他の風俗—神戸の松飾—赤須賀の左義長—ツンク踊—盆踊—ヤツチョコ踊—雨乞踊—多度の雨乞—姫瓜の節句—裏口からの嫁入—かりや餅—伊勢風呂—泣き女。

第六章 近江

近江人の氣風—入國記の觀察—湖と近江人—近江聖人—高橋の人材—近江商人—江州の儉約風俗—近江人と文學—彦根藩の教育—琵琶湖を中心とする傳説—琵琶湖と富士山—釋尊と琵琶湖—比叡明神—山王權現—白龍明神—依藤大の龍宮入—三上山の蛟—三井の鐘—仲算の琵琶—比良の八荒—比叡と山王—國家鎮護—山法師—各宗の願—日吉山王—山王の荒祭—山王の神使—頼家の鼠—比叡の修驗道—新羅明神—祭祀奇習—鍋祭—多賀祭—杓子—蓮華會—牛祭—卯の花踊—芋籠—傳説と俗信—虎姫と長者祭—松の前—余吾の天女—大上祠—辰木神社—姥ヶ餅—建雷符—眞鍮の神—壺塔の寺—岩神—祭時并に結婚風俗—桐曳—鬼走—オゴリヨン、コゴリヨン—盆唄—婚姻披露。

第七章 美濃、飛騨

美濃と飛騨—西濃と東濃—美濃人—飛騨人—斐太後風土記—飛騨匠—小京華—美濃紙—一位木—長良川の船制—越匠—鷗の制方—養老と孝池水—孝子の傳説—行宮神社—養老酒—孝子左近—寺院傳説—横蔵—虎溪—龍無井に怪異傳説—夜叉ヶ池—苧麻の池—龜淵—嫁ヶ淵—ガオロ—金忌—オウヒト—斐

六谷—賊徒に関する傳説—宿儺—兩宮と將門—長鏡物見の松—關太郎—傳説と雜信—姥石—日月の葵—念佛池—笑ひ地藏—結神社—尿の化石—石神—蠶祭と甘酒祭—美江寺の猩々—荒神の森—水無瀬祭—田神祭—水瀬傳説—島毛打—寄進笠—祠祭—飛驒の奇習—白川の大家族—夫婦—人情—衣食住—嘉念坊—俗道場—毛坊主—午勞種—飛驒訛—結婚并に俚語—子供—菓子—親類廻り—美濃の俚語—飛驒の俚語。

第八章 信

濃

三四二

信濃及信濃人—烏山の絶頂—他國の水を受けず—平と谷—國名—信濃人—長所短所—長野縣の教育—八大特色—趣味—交通—炬燵—朝とろ夕蕎麥—珍料理—木曾の花漬—善光寺如來—三國傳來—大勳進と大本願—戒壇廻り—御判敷き—牛に曳かれて善光寺詣—諏訪明神—御頭祭—蛙の神事—御柱祭—御船祭—大祝—七不思議—諏訪風俗七不思議—祭祀風俗—三ノ宮御柱—穂高の奉射祭—大食彦祭—獅子踊—御嶽詣—木曾踊—小木曾女—御嶽の里—山岳傳説—飯綱權現—餓鬼の飯—戸隠山—九頭龍權現—鬼女紅葉—八面大王—天狗—山神のちんころ—姨捨山傳説—姨の恩—姨姪—十三景—瀬沿並に河川傳説—御神幸—甲賀三郎—諏訪の温泉—泉小太郎—川會姫と蛙—雜食橋—野尻湖と地獄が瀧—國分寺の鐘—中綱寺の鐘—早太郎其他の傳説—人身御供—光前寺—排々退治—美女ヶ森—結神祠—重柳の狐—物草太郎—大太法師—星の美—寢覺の床—歳時風俗—國分寺の初市—松本の興市—ドンドン焼—道祖神—燈籠揃—恵比壽講—婚姻に関する風俗—草履の緒—小豆一升—墨塗り—嫁叩き。

日本風俗志

(奥羽并に中部地方)

奥羽地方

第一章 總

說

奥羽と蝦夷 奥羽は本州の東北部に位し、統治の中心たりし近畿を距ること遠き故に、久しく王化に浴せず、長く蝦夷民族の跋扈したりし所にして、蝦夷の遺族頗る多きのみならず、其の蝦夷人の先住民族たりしと云はるゝコロボツクルの遺蹟もまた此地方 多く、現存遺蹟三千四百六十六の中九百九十二ヶ所は此地方に存し、殊に陸奥龜ヶ岡、同十腰内、同森田羽後の七座の如きは著名なるものにして推して以て先住民族の生活と風俗とを察すべしといふ。されど吾等の接觸し

俗 蝦夷の風

たるは彼等にあらすして其の後住者たる蝦夷民族である。蝦夷民族の風俗に就ては先きにも擧げし景行天皇の四十年。日本武尊に其の征定を命ぜられし時の詔に「其の東夷の中蝦夷是れ尤も強

し、男女交居し、父子別なく、冬は則ち穴に宿し、夏は則ち樺に住む、毛を衣とし、血を飲み、昆弟相疑ひ、山に登る飛禽の如く、草を行く草獸の如し」とあるにても想像せらるゝので、日本武尊東征の後、兩毛の祖となりたまひし豊城入彦命の曾孫御諸別王、兵を此地に進めて之れを屈服せしめたまひしも、其の威力の及ぶ所は今の磐城岩代地方に限られて北部は依然蝦夷人の跳梁に任せられ、其の後或は威嚇し或は懐柔して着々王化を擴げ大化の革新の頃には今の陸前地方も亦我が勢力範圍となつたのであるが、北奥一帶の地並に出羽の方面は未だ王化に浴せなかつたのを齊明天皇の時に當り越の國の守阿倍比羅夫、舟師を率ゐ大舉して鰯田(秋田)淳代(能代)並に津輕の蝦夷を下し、更に深く北海道に入り、我が民族の勢力を奥羽全般に灼かしたのであるが、其後叛服定りなく、常に中央政府の禍根を爲し、聖武天皇の時には大舉奥羽を征し、大野東人を陸奥の按察使兼鎮守將軍として多賀の地に鎮せしめられた。これが有名なる多賀城の起原で、今其の故址が陸前宮城郡多賀城村にありて、天平寶字六年、按察使鎮守府將軍藤原朝橘の建てたと傳へらるゝ多賀城の碑なるものが遺つて居る。其の中に

多賀城

多賀城、去_二京一千五百里。去_二蝦夷國界一百二十里。去_二常陸國界四百十二里。去_二下野國界二百七十四里。去_二蘇輪國界三千里。

阿倍比羅夫

とある。此の碑文に就ては古來學者の間に種々の議論あつて容易に眞偽を決し難く、且つ其の里數の計算に就ても疑ひを存すべき所少からざるが、「天保壬寅紀行」には「今唐尺に據りて之れを推すに其の一里に我が四町十八歩弱、則ち京を去る一千五百里は、即ち今の二百里弱、常陸の國界を去る四百十二里は、即ち今の五十四里三十町強、蝦夷國界を去る百二十里は即ち今の十六里弱、蝦夷國は玉造以北を指して言ふ、大抵今と程合す」とある。よし之れを古の制なる六町一里の計算とするも蝦夷の國界を去る二十里、尙ほまた此の碑を偽作とするも當時我が勢力の未だ今の陸中陸奥の方面に振はざりしは明かである。我れは更に桃生、伊治の二城を築きて之れに備へしが、光仁天皇の末年に至り夷俘伊治若廣叛きて伊治城を陥れ、多賀城を破り、出羽の賊も亦蜂起し、加ふるに韃靼、蝦夷の後援を爲すとの風説あり、(藤原藤原朝橘)朝議藤原繼繩を征東大使として大伴益立、紀古佐美を副使として之れに向はしめたまひしも克たず、光仁天皇崩じて桓武天皇英邁の資を以て之れを繼ぎ紀古佐美を大使として大舉し、之れに赴かしめたまひしも一敗地に塗れて攻勢を取る能はず、虜勢益々猖獗たり。天皇は紀古佐美等を召し還し更に大伴弟廣を大使として百濟王俊哲、多治比俊成、巨勢野足に加ふるに坂上田村廣を副使として之れに向はしめられしが對戰八春秋、未だ之れを平ぐる能はず、天皇は此に於て破格の拔擢を以て坂上田村廣を征夷大將軍と

坂上田村廣

して全く蝦夷討伐の權を一任したまふにいたつた。田村賢の陸奥征定に就ては一の傳説がある。將軍の勅を奉じて奥州の逆賊高丸を伐たんとするや清水寺の僧延鎮に語りて曰く、我、皇詔を承けて夷賊を征す、若し法力を假らざるば争でか命を辱しめざるを得む、公其れ意を加へよと。延鎮これを諾す、時に高丸、已に駿州を陥れ、清見園に次す、將軍師を出すと聞き、退きて奥州を保つ、官師賊と鋒を交ふ、官軍矢盡く、時に小比丘及び男子矢を拾ふて將軍に與ふ、將軍、之れを異とす、已にして高丸を射て神樂岡に斃し首を帝城に獻じ、先づ鎮に詣りて曰く、師の護念によつて已に逆賊を誅す、知らず師の修する所の法何ぞと、鎮曰く我法中、野軍地蔵尊毘沙門あり、我二像を供修するのみ、將軍便ち二人矢を拾ふの事を説き、乃ち殿に入つて像を見る、矢斃刀痕、其の體に被り、又泥土脚に塗る、將軍大に驚き事を奏す、帝、敬を加ふ。

田村將軍は勇武の名將、將軍一たび大命を拜して蝦夷屏息し、其の後幾多小叛亂はあつたが、何事をも成し得るに至らなかつた。

奥羽の豪族 蝦夷 我が王化に浴せざるものは漸次に北に退き王化に浴するものは我が民族に同化し來り、先きに阿倍比羅夫に従ひて其の部曲となり阿倍氏を稱せしもの、次第に勢力を養ひ終に陸奥大椽となりしものに安倍忠長あり、其の子頼時に至りて大に威を中奥の地に振ひ國司の權を侵すに至り、朝廷源頼義を陸奥守兼鎮守府將軍として之れを伐たしめ、頼時の子初め貞任勇武

源義家

にして能く之れに當り頼義の子義家も亦之れに従ひ九年の星霜を閲し力を出羽の豪族清原武則に假りて漸く之れを平ぐるを得たるも、武則其の功によりて奥六郡の押領使となり、此に清原氏の横暴を馴致し、再び源義家の東征となり、武則の孫眞衡家衡は極力命を拒み、其の異父兄弟たる清衡のみ義家と力を協せ、干戈相交る三春秋にして之れを平げ、清衡は奥州の目代となり、次で奥羽兩國の押領使、鎮守府將軍となつた。此の清衡の先は藤原秀郷に出で其の五代の孫亘理經清、安倍頼時の亂に與みして誅せられ、其の妻幼兒を抱いて清原眞衡の父武貞に嫁したのであるから清原氏とは血縁はないのであるが、藤原氏を名乗り、嘉保年中、居館を平泉に移し、清衡歿して其の子基衡其の孫秀衡と相承けて奥羽兩國を統治して所謂三代の榮華を極めたので、富強比なく民政も亦大に擧り、中央の政變を遁れたる源義經も遙に此の平泉に館を頼り來つて居つたのである。源頼朝の平家追討の擧を企つるや義經此地より馳せ參じ、功成つて兄弟の間不和となるや復た遁れて此地に來る。秀衡の子泰衡、頼朝の使喚に應じ、父の遺言を奉ぜずして義經を高館に襲ひ、之れをして持佛堂に自殺せしめ、嗣は却て其の身に及び、頼朝は更に泰衡征討の軍を起し、泰衡戦ひ破れて遁れて蝦夷に入らんとし世臣河田次郎の爲めに殺され、河田も亦頼朝の爲めに誅せられて、累代嗣を奥羽に唱へし藤原氏は終に跡なく轉た吟詠の客をして懷古の涙に咽ばし

源義家
の榮華

吉野朝と
奥羽

むるの外なきに至つた。藤原氏滅して頼朝の葛西清重を陸奥の總奉行とせしより奥羽の地初めて中央権力者の手に落ち、吉野朝の初の北畠顯家陸奥守として父親房と共に義良親王を奉じて此地に下りしより中央の政變も亦此地に影響し北畠氏は實に此地に於て吉野朝の爲に最後の氣を吐いたので、伊達の靈山城田村の宇津峰、實に百戰苦闘の跡である。足利氏の末、豪族四方に起り、磐城の岩城氏、相馬氏、會津の芦名氏、中奥の葛西氏、北奥の南部氏、初め南部に屬して後に離れたる津輕氏、出羽の秋田氏、最上氏、奥羽に蟠居せる伊達氏、尤も著はる、其の伊達氏は英傑政宗出づるに及びて會津の芦名氏と摺上原に戦ひて之れを亡ぼし、更に附近の豪族を併して領域殆んど奥州の半ばに及びて覇を東北に唱へ、更に威を關東に振はんとしたるの時、恰も豊臣秀吉の既に中原を平定して大舉小田原の北條氏を攻むるに會す、奥羽の諸侯は已に歎を秀吉に通じ皆な小田原の陣中に候す、獨り政宗意未だ決せず頗る遲疑する所ありしも、徳川家康の忠言に由り他に遅れて小田原に入りしが故、會津方面一帯の所領を奪はれ、蒲生氏郷新、會津に入り奥羽の重鎮となる。かくて秀吉の奥羽を屈服せしめて、其の所領を定めし時は氏郷は百二十萬石、政宗は五十八萬石、出羽の最上義光は二十四萬石、秋田實孝は十九萬石を其の大なるものとして磐城方面の岩城氏十萬石、相馬氏六萬石、北奥の南部氏十萬石、津輕氏四萬五千石、後蒲生氏移轉せ

伊達政宗

られて上杉景勝其の後を襲ひ、奥羽の地は會津を領せし蒲生、上杉を除きては皆なこれ土着の豪族で唯だ獨り一時中奥に雄視して居つた葛西氏が秀吉に抗して亡ぼされたことを外にしては依然奥羽人が奥羽を支配して居つたのであつた。

奥羽の舊藩 關ヶ原の一戦は奥羽の諸侯に大變動を與へ、意を西軍に通ぜし會津の上杉景勝は三十萬石に削られて出羽米澤に移され、秋田の秋田氏は封を削り、常陸に移され、常陸の佐竹氏は水戸五十四萬石を削られて秋田に入りて二十萬石となり、磐城の岩城氏相馬氏は領土を没せられ、早くも上杉氏の異心を家康に通じたる出羽の最上氏は封を増されて五十七萬石となり、中奥の伊達氏も亦六十萬石となつたのであるが、其の後最上氏は治政紊亂嗣子幼冲の故を以て所領を没せられ、相馬氏は名門の後なるを以て本領に復せられ、會津は上杉の後に復び蒲生秀行來り、更に加藤嘉明代り封ぜられ、次で徳川秀忠の子保科正之、新に封ぜられ、奥羽の咽喉は親藩をして扼せしめ、今の磐城岩代方面には専ら小藩を置き犬牙錯綜以て北方の強に當らしめたので幕末に於ける奥羽諸藩の所領を見るに、奥州方面は仙臺の伊達氏六十二萬五千餘石を筆頭として盛岡の南部氏二十萬石、弘前の津輕氏十萬石、中村の相馬氏六萬石、三春の秋田氏五萬石、出羽の方面には秋田の佐竹氏二十萬五千餘石、米澤の上杉氏十五萬石、新庄の戸澤氏六萬八千餘石を外様大名とし、親

諸侯の封
土

藩には會津の松平氏（保科）二十八萬石、譜代には庄内の酒井氏十七萬石、二本松の丹羽氏十萬餘石、白川の阿部氏十五萬石、棚倉の戸田氏五萬石、山形の水野氏五萬石がある。（元治二年版武鑑）

五萬石以下には奥州には黒石の津輕氏（一萬石）湯長谷の内藤氏（一萬石）下手渡の立花氏（一萬石）泉の本田氏（二萬石）八戸の南部氏（二萬）守山の松平氏（二萬石）一ノ關の田村氏（二萬石）平田の安藤氏（三萬石）福島の板倉氏（三萬石）出羽には秋田新田の佐竹氏（二萬石）龜田の岩城氏（二萬石）米澤新田の上杉氏（一萬石）松山の酒井氏（二萬五千石）上ノ山の松平氏（三萬石）本庄の六郷氏（二萬石）天童の織田氏（二萬石）長瀬の米澤氏（一萬石）等であつた。

此外、幕府は陸奥代官を置き其の陣屋を桑折、塙、小名濱、淺川、川俣等において約二十三萬石、出羽には柴橋、尾花澤等において約十五萬石、上杉氏酒井氏に預けたる分約八萬石を有して居つたやうである。

幕領

奥羽諸藩
と維新

三百年間大なる變遷なくして過ぎ來りし奥羽諸藩は維新の政變によつて頗る去就に迷ふものがあつた、親藩會津の松平氏譜代庄内の酒井氏、専ら徳川氏の爲めに盡さんとし、官軍之れを伐たんとして軍を進むるに當り仙臺の伊達氏、米澤の上杉氏盟主となりて過く奥羽の諸藩を白石城に會して一致の行動を約せしが、秋田の佐竹氏は斷然勤王に決して附近の諸藩を誘ひ、勤王佐幕の兩軍は奥羽の各地に血を流したが、會津城陥りて松平容保出で、降るに及び會盟の諸藩或は封を

没し、或は封を削られ逆境の地位たるを免れたかつたのである。

陸奥の奥

奥羽の國々、奥羽は詳しくは陸奥出羽、陸奥は古へみちのくの地、中街道に於ては下野との國境たる白河の關、濱街道に於ては常陸との國境たる勿來の關（蕪菊多）以北の地にして本州の極北即ち道の奥の義で東海東山諸道の國々の奥を指すの意に外ならぬ。中央脊梁出脈の背後日本海に面して出羽の國がある。出羽はもと越の國の一部と陸奥の國の一部で其出羽といふに就て或は出羽は出端の義で越後と陸奥との二國を割いて置いたから斯く名くるといひ、又上古此の國より賣する鶯鷹の羽を多く箭に用ひたから出羽といふともいふが、（地理志料）越の國造大彥命の弟彥太忍信命の後なる出庭の臣から出た（地名辭書）といふのが正しいであらう。兎に角奥羽兩國は王

石城石背

化久しく及ばざる老然たる大國を指したのを明治元年十二月此の陸奥を分ちて磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥の五國とし、出羽を分ちて羽前羽後の二國とせられたので、磐城岩代は古名を繼承したので「古事記」にも「神八井耳命は道奥石城國造の祖なり」とあるほどで養老二年には陸奥の南端に石城、石背の二國を置かれたことがあるのに基いたので、他は磐城岩代を除たる陸奥を位置によつて前中奥と分つたので、羽前羽後も亦出羽に先後を立てしに外ならぬ。陸奥の方面は今福島、宮城、岩手、青森の四縣に管轄せられ、出羽の方面は山形、秋田の二縣とせられ、福島は

行政區劃

岩代一圓と磐城七郡、宮城は氣仙の一部を除きたる陸前全部十三郡と磐城の刈田伊具亙理の三郡、岩手は陸前の氣仙一部と鹿角を除きたる陸中全部(十一郡)に陸奥の二戸郡、青森は此の二戸を除きたる陸奥全部(八郡を管轄して居るので大體に於て、仙臺領は宮城、南部領は岩手、津輕領は青森といふ状態であるが、仙臺領の岩手に、南部領の青森に入つて居る部分も少なくない。秋田は小藩分立せる由利の一部を除きては大部分新佐竹領たる羽後を管し、外に南部領たりし陸中鹿角郡を併せて居る、山形は羽前一圓(十郡)と羽後の飽海郡とを行政區劃として居る。

國分寺

全國各地の國分寺が略ぼ其の國の中央にあるに反し、王化未だ邊陲に至らざる時に設けられたるを以て、奥羽の國分寺は一方に偏して居る觀がある、即ち陸奥の國分寺は陸前國宮城郡原町、出羽の國分寺は羽前山形市の東に故址を有し、一の宮は陸奥は磐城國東白河郡近津村都々古別神社(國幣中社)出羽は羽後國飽海郡吹浦村の大物忌神社(國幣中社)其の外、有格の神社は羽前東田川郡の月山神社の官幣中社岩代伊達郡山形に北島禰房顯家等を祀れる靈山神社、羽前米澤に上杉謙信を祀れる上杉神社の別格官幣社あり、磐城東白河郡棚倉なる都々古別神社、岩代大沼郡高田の伊佐須美神社、陸前宮城郡鹽竈の志波彦神社、並に鹽竈神社の國幣中社、陸中磐城郡金崎の駒形神社、陸奥中津輕郡岩木村の岩木山神社、羽前東田川郡手向村の出羽神社、同東村の湯殿山神社、羽後南秋田郡寺内村の古四王神社の國幣小社等である。

著名の神社

奥羽の産業 文化西より開けて漸次東に及び我が大和民族も南より進みて北に及べるを以て本州

面積人口

の東北たる奥羽の地は其の人口に於て稀薄に、其の文化に於て未だ開けざるもの多く、即ち奥羽六縣の面積は四千三百八十六方里餘にして關東の二千八十方里に倍するも、其の人口は五百七十三萬九千七百餘にして關東の一千五十一萬二千の半ばに當るが故に關東は一方里人口五千五十九人なるに奥羽は一千三百五十一人にして北海道を除いては國中尤も人口稀薄の地で人口十萬以上を有するの都會は陸前仙臺市(人口十萬四百餘)のみにして他は其の半ばに及ばざる陸奥の青森市(人口四萬七千)羽前山形市(人口四萬五千四百)陸中の盛岡市(人口四萬三千五百)岩代若松市(人口四萬一千八百)陸奥弘前市(人口三萬八千六百)羽前米澤市(人口三萬八千三百)羽後秋田市(人口三萬六千六百)岩代福島市(人口三萬四千)あるのみで、其の人口の二萬以上を有するものは羽前に酒田、鶴岡、羽後に能代、岩代に郡山あるのみで其の稍々これに及ぶものは陸奥の八ノ戸、磐城の平、岩代の須賀川、羽後の土崎、横手、羽前の新庄等で他は一萬五千以下の小都邑である。地廣しと雖も山嶽は脊梁を爲して奥羽の境を走り、外に北上山脈の北奥より中奥に蜿蜒たるあり、而してこれら兩山脈の支脈は所在に起伏して交通を遮斷し、加ふるに其の海岸線は不良にして一の良港灣を有せず、僅に本州と北海道との連絡要路たる陸奥灣に青森を有せる外は多くは大船の碇泊に便ならず、又は冬期の航海に適せず、僅に太平洋岸に於て石ノ巻又は

交通と氣候

飼業

荻ノ濱日本海岸に於て加茂、酒田、土崎、能代等に日本郵船等の寄港するのみなる上に、氣候は寒冷にして雨雪多く青森、秋田、山形の奥地は殆んど一年の三分の二を其の爲めに妨げられ、其の他の地方も二分の一は其の爲めに犯されて半年一日の晴なき状態であるから農に於ても商に於ても他に比して幾多の困難を凌がざるを得ないが爲めに大なる發展を見ず、幸に南北に走れる二條の火山脈の多くの鑛物を藏せるあつて其の産額の多き全國無比にして殊に秋田縣は小坂、椿、阿仁、院内等の大鑛山を有して銀と銅とに於ては日本一と稱せられ、岩手縣には釜石山あつて之れ亦本邦の第一位を占め、其の他の各縣も亦多くの鑛山を有して天は、奥羽に大富源を與へて東北今後の發展に多大の資力を供給して居る。若し其れ畜産の一事に至つては古來名馬の産地とせらるゝ東北は確に優を全國に誇るに當るものがあるのである。(註都市井に人口其他大正初年現在)

牧馬の沿革

馬の奥羽 日本一と稱せられる飼業の發達は近年であるが、全國に誇るべき馬の養殖に就ては古い歴史を持つて居る。古い歴史は自から風俗習慣に浸染して居るので奥羽の風俗を語らんとするには此の馬のことを述べることは出来ない。「馬樞神由來記」なる書には「陸奥は日本六十餘州の内、馬生産第一にして、中にも宮城郡荒野の里に於て此牧の駒を相し、選んで年毎に時の帝に奉りし事、我朝にて牧場の駒を選み帝に奉りし初めなり。斯の如く往古より時の國守陸奥生産の駒

を選び代々の帝に奉りしを以て、年々秋九月駒迎の節會とて禁裡に於て御歌會あり、帝の御製をはじめ百官の御歌種々の歌書に見えたり。今此行事將軍家にありて秋九月馬を相する者を仙臺に下して、陸奥生産の駒を市中に集め、選んで將軍家に奉るを以て將軍家に於ても是れを來陽の事始めと御祝ひたまふ云々(東北及東北人)とあつて其の由來頗る古く、彼の藤原氏が平泉に榮華に誇りし時にはしばしば貢馬賞金を京師に送り、又佛師雲慶の功を賞して駿馬五十匹を贈りし等の事あり、源賴朝が南部光行を甲斐の南部莊より三戸に移らしむるや、南部氏、累代此の地方を領し、元和慶長の頃より盛んに意を牧馬に注ぎ、廣袤數十里なる南部平野に馬を放ちて之れを養ひ、或は優秀なる外國種を移し、或は内地産の駿なるものを選び、愛護到らざるなくして以て今日に至つたので、現今飼養馬匹總頭數は青森縣に於て八萬二千、福島縣に於て七萬五千、岩手縣に於て六萬一千、秋田縣に於て六萬三千、宮城縣に於て五萬四千、山形縣に於て三萬(大正二年調)而して此の馬各々特色あつて地方的色彩を發揮す、仙臺馬は温順なれども力足らず上品にして觀兵式的の騎乗用に適し、南部馬は風貌上品ならずと雖も總身に力備はり、重器を軽かしむるに速度敏捷にして實用的の性質を有し、津輕馬は仙臺馬の系統を帯びて品と温順とは之れに及ばず、速度に於て稍々之れに勝り、秋田馬は最重器械馬用として特長を有し、二百貫以上の重器を軽き

馬の地方色

馬と風俗

て山間を自由に跋渉し得るは此の外に求むるべからず。福島馬は不完全ながらも仙臺馬の性格を保ち尙ほ總身に力を備へ騎乗用として快速力を有し、山形馬は品に於て仙臺馬に及ばず、力に於て津輕馬にも及ばぬ(東北及東北人)馬の地方的色彩は又人の地方的色彩に由ると云ふことが出来ないであらうか。それは兎に角に此の畜馬の盛行は奥羽の風俗に影響して或は駒形神社の信仰となり、或は馬頭觀音の盛行となり、さては行旅の客をして旅人宿の外に牛馬御宿なる看板に奇異の感を抱かしむることとなつたのである。

奥國馬蹄

陸奥三戸町に奥國馬の碑なるものがある。こは享保年間徳川綱吉が清人伊平九の獻する所の名馬二頭を南部家に付して放牧して其の種を殖さしめたのが今日南部馬の驍悍大なるを致した原因であるから、其の頭の死せしを埋めて此の碑を建てたので、馬の子を生む時は此處に牽き來つて其の驍悍の肥大ならしむことを祈る風がある。

文化遷移の原因

古風の残留 奥羽の文化開くこと遅かりしには諸種の原因がある。久しく蝦夷民族の跳梁に任して我々大和民族の移住の遅かりしも其の一因である。地、政權の中央を距る遠くして長く地方豪族の跋扈する所となつて居つたも亦其の一因である。氣候寒冷にして雨雪多く生産に多大の不便を有したのも、山脈起伏して國內の交通を妨げたのも、海岸線不良の爲めに陸の不便を補ふ海の便利のなかつたのも亦其の主要なる原因であるが、更に其の統治者が中央各地の如く更迭甚しか

風俗

らずして土着の豪族で舊風を維持するに便利であつたのも亦其の主因の中に算せねばならぬ。されば其の一たび入つたる習俗は比較的に變化を受くること少く變轉激しき中央に於ては已に廢絶に歸することも尙ほ此地方に残留して居るものも少なくない。其の中には後にやさしき古代の美風もあるが、又感信迷信として排斥すべきものもあつて、彼の「扶桑略記」天慶二年の條に、

近日東西兩京、大小の路衝木を刻みて神を作り、相對して安置す、厥の像(中略)各貌を異にし作る所の女形、丈夫に對して之れを立て、膝下腰底、陰陽を刻縮し、几案を其の前に構へ、兒童理難、禮拜殷勤、幣帛を捧げ或は香華を供し、號して岐神キノカミといふ、何の詳たるを知らず、時人之れを奇とす。

といへる性崇拜の風は全國各地にも其の面影を存するが殊に此の地方に於て甚しく橋南谿の「東遊記」には、

東遊記

出羽國種美(庄内の地方)の驛のあたりの街道の兩方に岩の聳えたる所には幾所ともなく必らず岩より岩にしめ繩をはり、其のしめ繩の下に木にて細工よく〇〇の形を作り道の方へむけて出しあり、其〇〇甚大にして長さ七八尺ばかりふと三四尺周りもあるべし、あまりけしからぬもの故、所の人に尋ねればこれは往古より致し來れる事にてさいの神と名けて毎年正月十五日に新らしく作りあらたむることなり、所の神のことなればなか／＼疎略にはせず、たとひ巡檢使又は御目付等の御通行の節も此まゝにて若もの、職

れなどにあらずといふ、また其しめ繩に紙を結びて多くつけたり、これはいかなる故と問へば此あたりの女よき男を祈りてひそかに紙を結ぶ事なりといふ、誠に邊國古風の事なり、京都の今出川の上にある所のさいの神といふはいかなる神にてましますや、すべて田舎にいろ／＼の名あれども〇〇の形の石、〇門の形の石を神佛として所の氏神などにはひ祭りてたふとびかしづく所多し、日本の古風にや。

とあるは早や昔に屬すれど、近く踏査せられたる姉崎正治氏の「中奥民間の信仰」には「余の旅行中に知り得たるものにて左の如し」と、

中奥民間の信仰

岩代國福島町の北信夫山の頂上、陸前登島村道祖神社

同愛子村道祖神社（實見せざれど標本を有す）同仙臺市大念寺内道祖神社（今は廢す）

陸中一ノ關道祖神社（標本なし）同衣川三峰神社内同水澤町高見神社内（今は廢す）同前澤町民家同太田代

荒神社内（實見せず又標本なし）同郡山赤石神社内、同東花巻町陸前幣内祖神、同東中野村智和氣神社、同卷堀村卷堀神社

を擧げ且つ「其外民家青樓に入れれば此崇拜至る所にありといふ」と付記してある、兩三年前、余の旅行中にも各地に金精神又は道祖神若くは觀音の形、産形觀音甚しきは淡島明神として祭祀せらるゝのを見、藤原氏が平泉に威を振ひし時六十六個の鐵製の〇〇を奥州の各地に崇めたといふ傳説をさへ耳にしたのである。近年は風俗取締上其の多くは撤去せられ教育の普及は又これを祭

祀するものを減し去つたが、此の一事以ても如何に古風の此地方に残留するかを見るべきでないか。羽後仙北郡の一部たる檜木内、田澤二部落附近一帯の地を根柢として考證したる平岡專太郎氏の「日本風俗の新研究」には、

歌垣の遺風

當地の結婚式は現今は媒約人あり、結婚を行ひ、吉日を撰びて親戚知友相會して其の儀を擧げ饗入床の式等他と多く差なしといへども、唯だ奇なるは太古の歌垣に全く類したることを行ふの一事なりとす。先づ妙齡の子女を持ちたる父母は陰曆正月十五日の夜に於て一定の場處に假小屋を設け、其の子女を之れに會せしめて一夜を徹せしむることなり、而して其の會したる青年男女は何事をか爲すといふに男は多く打簾携へ往きて草履を造り繩を拘ひ、女は多く麻草を持ち行きて麻絲をうむ事とす。其の仕事終りて後、互に歌謡を混和して終夜歡笑す、若し妙齡の子女を持ちたる家にして之に會するを拒むものあれば一郷の青年擧りて其の家に押し寄せ砂礫擲ち諷謗をなし飽く迄其の女子の他に婚嫁するを妨害するなり。

（數年前より風教に害ありとて其の向より此風を止めたりと）

額烏帽子

といひ、其の歌垣の遺風なるを説き、また同地の女子が野薔薇の花を水に浸し之れを額に塗りて化粧の料とする等古風の存するを示してある。「安齊隨筆」に額烏帽子を説きて

夫木抄に西行法師の歌に「篠ためて雀弓張る男の童ひたい烏帽子の欲氣なる哉」年中行事繪巻物に男童の額に黒く三角なる小きものをあてたる體所々に見立たり、之れ額烏帽子なり（中略）



奥羽地方の葬式

今世に民家にて死人の額又は葬送の供の者の額に白紙にて三角なる物を作りてあつるは額烏帽子の遺製なり、古き詞も田舎民家に傳はりたることまゝあり。

とある風は、中央には絶えたれど、奥羽の葬儀には今尚ほ棺を昇ぐ者并に血縁の者は額に三角の紙を張り、男は袴、女は被衣（いんぎょ）を着て行くものが多いのである。

奥羽の宗教 神社は先きにいひしが如く官國幣以上は僅に十四にして縣社以下有格のもの四千七百二十五、境外無格の社は實に六千六百四十四の多きに達して居る。佛教は寺院總數五千六百七十九の中

曹洞宗尤も多く殆んど半數に近き二千四百八十九を占め、眞言九百七十三、之れに次ぐものは他力教たる眞宗の六百四十九、淨土宗の五百十三にして此の念佛の中には祕事と稱する法門が中奥に於て頗る盛んである。天台の五百一は多く慈覺大師に因縁を有し、次で臨濟の二百五十七、日蓮の百八十三、時宗の九十五、黄檗の十七で之れを奥羽の總戸數八十三萬七千九百二十二に配當すると、百四十八戸について一ヶ寺の割で決して少數ではないが、迷信感信勢ひを得て眞の佛教は萎靡として振はぬ状態である。之れに反して基督教は、此の地方に勢力を有し、曾て藩祖伊達政宗が支倉六右衛門を歐洲に派遣して羅馬法王に謁せしめ、六右衛門は歸來幕府の禁制に遇うて不遇に終りたれど、其の遺風の全く亡びざるべしと思惟せらるゝ仙臺を中心として明治四年早くもヘリストス正教會の福音聖堂は此地に建てられ、十一年には天主教會堂創設せられ、新教徒の手になる東北學院も亦根柢を此地に置き開港場たる函館に近き青森弘前の方面は夙に基督教徒の着目する所となりて布教傳道に努められ教會總數百七十四、四千八百戸に對して一教會の割であるから多くないやうであるが、東京横濱等を有する關東の五千六百戸に對して一教會なるよりも多く、佛教の隆盛地たる北陸地方の一萬二千戸に對して僅に一教會なるに比せば奥羽の基督教の侮るべからざるを見るべきである。

宗派別にすれば天主教十九、ハリストス正教四十一、日本基督教會四十二、組合教會十、聖公會十四、浸禮教會六、メソヂスト教會十五、福音教會救世軍各々二、其他二十三である。

奥羽の人情 例の「人國記」は陸奥を概観していふ。

當國の風俗は、日本の偏僻なる故に人の氣ゆき詰つて、氣質の倚突なること、萬丈の岩壁を見るが如し。適と道理を知ても前非を改むる事なし。譬へば江水の流滯塵芥積つて清むる事なきが如し。因之名人と呼程の人不聞なり。右の生得なる故、たのもしきこともあり、又なまげなき風もあり。五十四郡の内、何も二つ三つに風俗のかわりめあれども、大抵此の趣なり。此の國は日のもとゆゑに、色白くして眼青み人の形相最も賤しくして、言詞卑劣なれども、勇氣は日本に比ぶ所もあるまじ。因之無益の死をす者あり。但偏僻なりといへども、其の意地潔白なる所あり。女は容貌色白、髪長、顔うろはし、但形相普聲すぐれて鄙劣なり。しかれども其の心底の貞正なる事は外の男子にも勝れり、凡當國及出羽、上野、下野、上總、下總、常陸等、大概人の音聲上調子なり。しかる故佞執なることなく、差し當る所のみ大かたに勤むるなり。思慮分別の深き事はなし。殊に此の國社鹿郡鹿角階上津輕宇多郡の人、別して楚忍のあらましなる風なりとぞ。

人國記の
陸奥評

風土記

といひ。「新撰陸奥風土記」に引く所の大屋士由の「花經樵話」は

吾奥州の如きは元より大管方維の封域各其の風土異なり、故に民利も又隨て別あり。先吾仙臺封内は水田甚だ多くして米穀を産する事海内に亦多からず、然れ共東都に運送の便宜く殊に隣國も又米多からざる地あ

り、皆他邦に貨するを以て米價貴からず、又敢て不獲に至らず、封内二十一郡廣大なりと雖、南北に阿武隈北上の兩大河あるのみならず支流又通航すべき者少からざるをもて、海濱の外と雖も諸貨物を運轉するに牛馬人力を省くもの少からず、民和實に多しと謂つべし。殊に西北の西地は山多く東方は海濱中央は平坦にして水陸の田地多く百穀鹽鐵魚菜良材悉く備らずと云事なし、皆上下の日用蓄藏の餘皆他邦に貨する所至て餘餘あり、しかして又山野の餘地少からず、故に上下甚だ富ますと雖も又甚貧しき者なし、此土産多しといへ共貨する所便あり、又貨するに便ありと雖も有餘りあり由て物價の利自ら常平に協ふ故なるべし。又南部は地甚だ廣大なること仙臺に過ぐといへ共山野多く不毛の地半に過ぐ、故に米價の其の殘甚だ不同にして上下の貧富も又不同也。津輕封内は沃地多く土産も又隨て夥しと雖、松前不毛の國に隣て貨利尤多し、故に上下の富近國に冠たり。又信夫伊達南部は養蠶を貴て農耕を次とす、故に桑田多くして穀田は少なし、由て豐饒には足るといへ共凶歲には米穀乏し。又安達安部南部(二本松侯采地)は専ら農事を先として米穀も又多く産す、然れ共信達南部に貨するのみならず封内廣からず、又士人の俸祿采地もあらず上下米穀の貴きを希ふ故に常に賤しからず、不登に至る時、羽を生じて飛んとす。又會津封内は四方險難多きのみならず、隣國皆米穀多く、貨するに道なし、大河なきにあらずと雖、水路險所多く船を通じがたきを以て諸産物皆牛馬人力を勞するにあらずれば遠く運送しがたし。是に於て米穀封域に充滿して價甚賤し、故に上下富者少なし、封君年々數萬石の米穀價を貴くして民に買ひ又賤くして民に賣、これを封内にて御捨米と唱ふ、下民の貧困を救ふの一仁政と云ふべきや、此等皆風土異にして民利又同じからざるの一端なり、海内の諸封域悉く知べきにあらずれども、此一端の理を以て風土を察し地勢を鑑みる時は、民

利の多少物價の貴賤亦指掌して知るべきなり。
といひ「人國記」は出羽に就て

當國の風俗は、奥州に大抵かわる事なし。しかれども奥州よりも、健豪なる所ありて、智も亦上れり。武士は忠孝の志ありて、下を使ふに法を沙汰し、下屬は上をうやまふ心あり、百姓は地頭を頼む心入ありて、互に我地頭をかたんず、たのもしき所有り、我國は遠國偏土にて外に向ひはづかしき事のみありと人をもつる故、禮貌の風俗あるなりとぞ。

といふ。これ已に數世紀を異にす。近く淺野源吾氏の著なる「東北及東北人」は東北人共通の思想として、

東北人の
共通思想

- 一、政治思想の發達
- 二、哲學思想の發達
- 三、宗教心の缺乏
- 四、數理的思想の缺乏
- 五、團結心の薄弱
- 六、努力心の稀薄
- 七、貯蓄心の缺乏
- 八、排外思想の發達
- 九、官尊民劣の觀念

等を主なるものとせられて居る。吾等はこゝには古人今人の評語を擧ぐるに止めて、更に各章に入て其の觀察を續くることとしよう。

第二章 磐城、岩代、陸前

藩祖政宗

新日本の曙光 此の三國は今福島、宮城の二縣に管轄せらるゝが曾ては其の大部分伊達政宗の勢力範圍に屬した地で、此の伊達政宗の膽略は以て東北人を代表せしむるに足るのである。吾等は先きに奥羽の地の古風の残留場たるを説いたが、奥羽は唯だ古風の残留場たるのみならず又實に新日本の曙光を放つた先進國たるの名をも享受することが出来るので、其の之れあるは實に伊達政宗の世界的眼光に因るのである。既にいふ如く伊達政宗は秀吉の爲めに磐城岩代等の方面を削られたりと雖も、尙ほ之れ尠然たる大諸侯、然ゆるが如き雄心は夙に眼を海外に注ぎ、徳川氏の讒責を受けて將に殺されんとしたるフランシスカン派の僧ソテロを救解して顧問に備へ、ヴィスカイノ外二名の西班牙官吏を賓客として待遇し、海外の事情明かに且つ造船の擧成るや、其の臣支倉六右衛門を使節として之れを歐洲に遣して羅馬法王并に西班牙王を訪れしめ大に成す所あらんとせしも徳川の鎖國方針に妨げられて事終に成らざりしが、此の世界的氣宇は此の地方に歸

林子平

勃し、發して我が國民が太平の夢濃なる時に海國とは何の謂ぞ曰く「地續きの隣國なくして四方皆な海に沿へる國なり」と疾呼して海外の事情を明にし、海防の忽にすべからざるを説ける林子平の「三國通覽」「海國兵談」となり、子平は不幸「公儀を憚らざる所爲なり」との口實の下に藩に禁錮せられ、其の書は焼かれ、其の身は幽死したりと雖も、彼れが我が情眼を覺醒せし功は没することが出来ない。云ふまでもなく此の子平は仙臺人である。更に蘭學の方面を見れば天明

蘭學と仙臺

三年に我が國最初の横文の書たる「蘭學階梯」を著はしたる大槻玄澤は支藩一ノ關の藩醫であり、其の子玄幹は「蘭學記」を著はし、大槻一家を中心として泰西の知識は此の地方に鼓吹せられ、盛んに蘭學を翻譯して泰西の知識を我國に紹介し且つ「夢物語」を著はして外國の形勢を説き、終に幕府の忌む所となりて終身禁錮の刑を受け、獄を脱して後悲壯の最期を遂げたる志士高野長英も亦領内水澤の人である。仙臺人の日本の世界的自覺に貢獻せしことは決して少なくない。藩學養賢堂は古く享保の頃より設けられたるも之れを隆盛ならしめしは大槻平泉の力で、此の時渡邊確齋の建設によりて醫學館を別立し、次で和蘭醫學科を置き、平泉の子習齋の學頭たるの時に當つて初めて別に西洋學問所を置き、兵制兵術を講明したので、守舊なりし他の藩學とは頗る撰を異にする觀がある。然り仙臺は新日本の曙光を放たしむるには力があつた、併し政宗當

養賢堂

仙臺人

年の壯心は今如何。人は云ふ維新の際、仙臺藩の順逆共に死力を盡くさざりしは徒らに談理に日を費して疾風迅雷の擧に出づる能はざりしに出づと。仙臺の士風は決して堅實なるものではなかつた。藩政も亦必らずしも民力を休養し得たるものではなかつた（四藩見聞風習政治記）「東北及東北人」の著者はいふ「仙臺地方人の思想、人情風俗を赤裸々に評すれば、平々坦々何等希望なき曠野を辿るの感なき能はず、仙臺地方人は餘りに元氣に乏しく、而かも純良温厚に過ぎて元氣縱横なる他地方人と伍するの至難を思はずんばあらず」と。

會津人

會津氣質 維新の際最期まで死力を盡くして奮闘して飯盛山上血涙滂沱たる白虎隊の悲劇を傳へたる會津人は仙臺人と其の趣を異にす。「同書」にいふ「大體に於て堅實なり、殊に會津地方人の長じたる特性としては努力力行の精神と貯蓄心の發達にあり、會津地方人の性質として其の得る所の報酬は而も力行に依らざるべからず、又自己の貴重なる努力に依りて得たる財は必らず貯蓄せざるべからずとの念強く、會津地方の産業隆盛にして僻遠の一小地方に似合はず産出物資の豊富なるは全く之れが爲めなり」と。想ふに會津の地は仙臺の宮城野の平原にありて東北の要路に當り、濱街道も中街道も皆な此地に會して頗る殷賑を極むるに反し、山岳四周して交通便ならず自己を恃むの外なき上に維新の兵亂に逢ひて市民は疲弊し、藩士は家祿を失ひ、非常なる困難に

會津の士

遭遇したる近因と仙臺の伊達氏のみ相續せると異り領主屢々没落し、華名、蒲生、加藤の浪士農商に身を托せしもの多く一般の氣風をして剛強ならしめしとの遠因は會津人の氣風に影響するもの少なくなかつたであらう。「若松郷土誌」はいふ「古來より士民尙武の風に富み、氣質頗る勇猛剛武にして寧ろ慄悍に近く、又甚だ義氣に富み、廢恥を重んずること深くして、しかも淳樸なり」と。而して此の氣風を養へる主要因は漢祖保科正之が山崎闇齋、吉川惟足等に師事し、氣節の學を崇び、内には大義名分を明にし、外には華夷の別を立る神道と儒教とを以て藩内を治め士風を督勵し質素を勸奨せられたるにあるのである。此の地方に年少死を決して君國に殉じた白虎隊の出でたのは決して偶然でない。會津中學は久しく純會津式にモンベといふ雪袴やうなものを穿つて登校して當年の白虎隊を偲ばしめて居つたものである。會津に遊ぶものは此の白虎隊と藩祖土津靈公保科正之の靈を弔ふことを忘れてはならぬ。保科正之は垂加神道の祖山崎闇齋が「我が神道に於て舍人親王以後第一人なり」（垂加文集）と激賞したる人である。

白虎隊と保科正之

仙臺米

仙臺と會津とを較して直に見得るは一は茫々たる宮城野平原にして地は奥州街道の要路に當り仙臺六十萬石と稱するも宮城縣下の米の收穫は平年百二十萬石に達し、海路直に石巻より江戸に輸送するの便宜を有するに反し、他は山間の貧地にして交通頗る不便なるの一事である。一の寛量にして他の引介なる亦所由

會津の漆

なしとする事は出来ない。昔谷風（今伊達模倣）仙臺は奥羽中尤も江戸化したる所であつた。試に其の名産なる仙臺平に見よ、これは藩主綱村侯が寶永中京都の織工兩國屋彌右衛門を召して城下に居らしめ機織の道を傳習せしめられ此の彌右衛門機織の外に露業製糸等に改良を加へ金華山と稱する精練なるものを出して御用糸に供し、更に一種新規の袴地を織り出し初めは彌右衛門平とて藩用に供し後幕府の命を受けて名聲一時に高り以て今日に至つたので（仙臺市史）會津の名産たる漆器は蒲生氏郷が近江の日野椀の製を傳へ、木地頭佐藤和泉同新助等を招致して之れを奨勵せしに基き、上杉景勝も漆器奉行として之れを督せしめ、更に之れを保護誘掖して保科正之に至つて一大改善を施し、山田右膳も漆器奉行として之れを督せしめ、享保年中京都より塗師蒔繪師を聘し、且つ幕府と交渉して長崎在留の支那人和蘭人にも販賣を試みて國富を助けたのであるといふ。（郷土光華號）

蠶糸地

福島郡山地方 福島縣は一方には會津盆地を有し、他の一方に濱街道たる沿岸地方を有し、中間鐵道の線路に沿うて白河、須賀川、郡山、二本松、福島等の都會を有して陸前に通じて居る。此の中間阿武隈川に沿へる一帯の地は福島縣下の原動力で、仙臺の米産と共に東北の主要産物たる蠶糸は實に此の地方の産出で奥羽六縣中尤も福島縣を以て發達したりとすれば、此地方は又福島中尤も發達したる所である。此の地方は比較的に共同の精神に富み、進取の氣象を有して居る。殊に近年異常の發展を遂げたる郡山町が其の「郡山誌」の中に「風俗の質素なる人情の着實なる殊に俠氣を帯び且つ共同心に富める等共に出色の美性にして郡山發展の因亦一に茲に存す」とい

其の氣風

へるは少しく自讃の傾きはあるが、此地方は尤も常識的で且つ東北人としては尤も敏捷の方に屬するのである。併し都會輕薄の風は尤も早く此地方を襲ふて居ることを忘れてはならぬ。「東北及東北人」の著者は此地方人を以て長野縣人の性格に酷似せりとし「他人と變りて狹量聊か猜疑心強き病弊あるを免れず」と云はれて居る。其の長野縣人に似たるは予も直覺したる所にして、此の地方の禪宗寺院に於てしばしば長野地方の僧と會して此談を爲したことがある。宗教の形勢の略ぼ相同じきも關係するであらうが、露米業の隆盛なる職業的影響も亦與つて力あるのであらう。

因にいふ、縣下の羶絲は古く川俣鎔等の名あつて一千年に近き歴史を有し、今日全國屈指の地位を占め、養蠶戸數十三萬五百に達し、收量滿額二十三萬石に達すると。

安積原淺香沼の傳説 「みちのくの安達ヶ原の里塚に鬼こもれりと云ふはまことか」との古歌と共に戰慄すべき著名の傳説が岩代國安達郡に遺つて居る。それは淺草の一つ家傳説と略ぼ類して居るので、昔、惡婆の此の所に籠りて行人を剽掠し其の婦女を殺して胎兒を奪うて居つたが、觀世音菩薩の靈驗によつて驕然其の罪を悔みたといふので、傍に觀音寺があり其の觀音は安産に靈驗ありといひ、寺には鬼の飯炊釜や殺人刀を藏して居るといふが、勿論後人の偽作で、寧ろ此の

黒塚

古歌より想像せられた傳説であらう。今は水涸れて田となつて居るが昔、同郡安積山の麓に淺香沼といふがあつて、年々人身御供を蛇神に捧ぐる例であつたが、或る時其の所の長者の娘に當つたので、兩親は他に身代りを立てんと通く人を走せて諸方を求めしに、誰れも應ずるものがなかつたが、唯だ一人さよといふ娘が長者の前に出て、私の兩親は至つて觀音様の信者であつたが家貧にして一體の像をも刻むことが出来ずして死んでしまつたから兩親の望みを叶へて其の像を御刻み下されば、私は御身代りになりませうといふに、長者は喜びて觀音の像を彫らしめ、さよは約の如く人身御供となつたが、刻到りても少しも驚かず、心靜かに祭壇の前で觀音經を誦して居ると、やがて池中の大蛇悠々として現はれ來りしに娘は讀みかけし觀音經を其の頭に置きければ、蛇は忽ちに佛果を得て人をも吞ますして退き、爾來此の習俗も止むことになつたと傳へられて居る（東國旅行談）陸前黒川郡大衡にある巫女御前神社は此の所の堰を作る時に折簡來合せた巫女を人柱に立て之れを神に祀つたと傳へ、同郡吉田の堰上明神に就ては「吉田村風土記」に「往

觀音の靈驗**人身御供**

古堰下と申す所堰之れあり候處如何様にも押して成就仕り兼ね候につき人柱相立て夫れより久しく別條無く候處或る時大水有之一切押切り候節、骨、此所へ上り候を年寄共申候は人柱を相立て候骨に之れあるべく候間明神に祝ひ然るべき由申し候て社を相立て堰神明神を祝ひ來り候」と

ある（郷土研究三ノ四）これらは此地方に於ける恐ろしき傳説である。

盤司盤三郎 陸前名取郡秋保村の西方に盤神山といふがある。「奥羽觀蹟聞老志」にいふ。若嶮相峙ち、翠岩相並ぶ、上に青松紅樹あり、下に屈曲潺湲あり、山勢層々峨々、數峰連亘すること凡そ二千餘町濕雲常に足下に生じ、冥霧長く面前を鎖す、空洞幽壑は断岸を擁し、峭壁措峰は長流を遶り、渾て人境と大に異れり。相傳ふ、往古に山人あり、何地の産なるを詳にせず、兄を盤次郎といひ弟を盤三郎と呼ぶ、容貌魁岸、性、田獵を好み、常に山澤にありて疾走輕捷、蜂蟻溪澗を渉渉すること恰も飛仙羽客の如し、郷俗以て地仙の儔となす、其の終る所を詳にせず、後人之れを祀つて山神とし、仍て其の栖遲の山岳を稱し盤神山といひ、其の中西を日向盤神、東を日影盤神といふ。後來其の遺像を最上の立石寺の洞中に置き、之れを祀る。

此の盤司盤三郎の傳説は下野の日光の傳説と關聯して居る。昔、京に在宇中將といふがあつて、青馬に騎り鷹狗を伴ひて東國に下り、朝日姫といふのを娶つて馬王といふ子を生み、馬王が妾を納れて猿麿といふ子を生むだ。それは容貌醜陋猿に似て居つたからで、先きにもいふた下野の二荒と上野の赤城との神軍の時、大蛇たる二荒神を助けて蜈蚣たる赤城神を追ふたのは此の猿麿で又これを猿王といふ。此の猿王と山姫との間に出來たのが此の盤司盤三郎である。（漫遊人間

山神

日光と盤
司盤三郎

記）盤司盤三郎は奥羽兩國に亘りて山神として敬畏せられて居るので、其の木像のある羽前の立石寺では此の兄弟を教化して殺生を禁ぜられたのは日光中興の祖にして此寺の開山たる慈覺大師の力として居る。

日本武尊、田村等の傳説 東夷征討の爲めに下向せし人々や歌枕見んとて遠く下りし人々に就ての傳説は史實と混淆して此の地方に遺つて居る。奥州の一の宮として今國幣中社に列せられたる都々古別神社は東白川郡八槻村にあり、其の村を八槻といふは昔、此地に八つ土蜘蛛が居つて八處の石室に屯して上命に順はず、國造磐城彦は敗走して虜威益々揚り人民を苦めければ、日本武尊下向して之れを伐たんとしたまふに、土蜘蛛は津輕蝦夷と力を戮せて之れを防ぎ、官軍進むことの出來なかつた時、尊は槻の弓槻の矢八本を以て土蜘蛛を射、七發にして之れを斃したまひ、其矢に芽が出て槻の木となつたからかくは名くるのであるといひ、又尊八つ目の鳴の鏑を以て賊を射たまひ其の矢の落下した所を矢着といひ、後八槻と改めたのであるとも傳へ（陸奥風土記）岩代國信夫郡飯坂温泉の中なる諸湖の湯は日本武尊東征の時に御惱みありしが此の泉に浴したまひしに、不思議や春の雪の如く立どころに平癒あらせられしに始るといひ、陸前松島の雄島は尊が休息したまひしより御島と呼ぶと傳へ、同栗原郡栗駒村の駒形根神社は尊が東夷を征服したまひし

八槻

籠峰寺

後、親ら大日靈尊等を駒形山頂大日嶽に祀りて東國の寧靜を祈りたまひしに基くといふ等尊に關する口碑あり。前章にいひし田村廣が賊射高丸を射殺せし神樂岡は今の遠田郡籠峰村なりと稱し（これには異説あれど）此地に籠峰寺といふ天台宗の巨刹がある。寺傳によれば此寺は寶龜六年奥州鎮守府將軍大伴駿河廣の勸請にかゝり、後、田村廣が高丸を誅せし時、首を京師に送り、胴を此山に埋め且つ殘矢一條を刺し、再び東夷蜂起せずんば七夜にして枝葉を生ずべしと誓ひ、本尊十一面觀音の寶前に凱陣の式を擧げしに、果して七夜にして枝葉を生ぜしを以て之れを籠竹と稱し、籠宮權現と崇め、例年正月廿五日を以て凱陣祭式を執行し竹を以て矢を造り籠宮に向ひ幼者二人をして射さしむるの儀ありといひ、桃生郡前谷地村の和瀧神社も亦田村廣の創建にて籠峰寺の祭禮と同日に行ひ、玉造郡なる鬼首温泉は其の賊將大武丸を栗原郡佐沼の山中に斬りしに其の首飛んで落ちたる所なりと傳へ、其他松島なる富山の大悲閣も亦將軍の勸請にて側らに將軍馬上戎裝の像あり、磐城國伊具郡館矢間の斗藏寺も亦其の建立なりといふ。下て源義家に至つては「吹く風を勿來の關と思ひしに、道もせに散る山櫻かな」の勿來の古蹟を初め磐城、東白河郡高城村の矢祭神社は其の奥羽追討の歸途一矢を地上に挿して祭りし所なりといひ、同西白河郡祭子村には其の假寢せしと傳へらるゝうたいの森あり、同伊具郡互理町西里許には通稱矢抽澤と

源義家

笈入柳

義經傳説

常陸坊海尊

呼び義家の家來鎌倉五郎が鳥海三郎の爲めに左眼を射られしも抽くに暇なく暇ひて敵を倒して後其の矢を抽きて此所に棄てたりといひ、陸前加美郡小野田の藥來山は義家東征の時放つ矢雨の如し夷賊之れを防ぐこと矢を食ひ盡くすが如くであつたから矢倉山といふのであるとも傳へ、義經に就ては先きに擧げし和瀧神社の附近北上に沿ひて一千株にも近かるべき岸の柳を笈の内なる柳枝を堤上に挿みて和瀧の神をいのりしもの、根を生ぜしといひ、これは義經笈入柳といふ。これらの傳説は枚擧に遑ないのであるが、此の外に義經が師なる鬼一法眼の娘皆鶴姫、義經の跡を慕ひて會津藤倉に來り、所の人に問ひしに、そは五日も前に過ぎられたれば女の足の及ぶべくもあらずといへるに悲嘆して難波ノ池に身を投ぜしを、後人の憫みて寺を建て、難波寺といふ傳説もあり（會津風土記）。更に面白きは義經の臣常陸坊海尊が高館合戦の前山中に遁げ入りて仙人となり長く生き延び、名を殘夢と呼び、字を呼白と稱し又秋風道人ともいひ、優婆塞の姿にて元暦元治の頃の事を語りしといひ、天海僧正等は之れに遇つたといふ口碑があることである。

（本朝神社考）

笠島の道祖神 同奥羽各地の○○○崇拝のことは已に述べたが陸前名取郡目手島村字笠島なる道祖神に就ては古い傳説がある。昔一條天皇の頃實方中將が歌枕見んとて奥へ下られて此の所を過

實方中將

きられし時のことで、「源平盛衰記」に、

名取笠島の道祖神の前を通らんとしけるに、人諫めて云ひけるは、此邊は靈驗無双の靈神、下馬して過ぎたまへ、これは都なる加茂の河原の西、一條の北におはする出雲路の道祖神の女ありけるをいつきかしづきて、よき夫に合せんとしけるを商人に嫁ぎて親に勘當せられて此國へ追ひ下され給へりけるを、國人あがめて神事再拜す。上下男女の祈願する時は〇〇を造りて神前に懸けかざり奉りて之れを祈り申すに叶はずといふことなし。今はおんみも祈り申して故郷へ還り上り給へかすと云ひければ實方、さては此神下品の女神にや、我れは下馬に及ばずとて馬を打つて通りけるに、神明も怒りをなし馬をも主をも問し殺したまひけり。

と「封内風土記」には「道祖神は笠島邑八津峰に在り、古來外人、男女婚姻を祈るに〇〇を造り、之れを社前に掛け以て報賽と爲し、近年に至りて猶ほ然り、社司穴戸長門守之れを禁ず、今之れを掛くる者なし」とある。

庭鳥權現

鹽釜と松島 吉田東伍氏は、奥州筋には所々に庭鳥權現といふ神社がある、或は之を庭鳥の神とも呼びなして雞の禁忌（雞卵や雞肉を嫌ふ）雞の崇敬（雞を神の御使と做す）が往々各地方の風俗となつて居ます」とて此權現に對する詳細なる考證を試み、白河附近では庭渡、安積郡地方に



は三波權現、舊仙臺領には鬼渡となり、鬼渡社のある栗原郡金田八幡宮の記録を引用して「時に神、化現して告りたまはく、吾は仁和多利の神なり、又水渡といひ、海を渡す船玉なり、又山川萬里を直に走る故に鬼渡神と申す、太古には岐神（かまののかみ）と現はれ、猿田彦とも申しき、本地は大悲千手觀音なり」とするを引き其の本質の岐神（かまののかみ）即ち猿田彦といふこそ眞實に近く思はるといひ、岐神は道祖として祀らるゝを説き「庭中の阿須波の神に小柴さし吾は祝はむ歸り來までは」の歌を引き阿須波の神は道祖の神なりとし、此道祖の神に小柴さして旅行の安全を祈るは東國の風俗にして且つ此神は庭中に祭るを古法とすれば、「庭のほとり」、「庭のあたり」をニワタリともいひそれが種々に轉訛したるなるべしと説き、終に奥州の一の宮と稱せらるゝ志波彦神社の鹽釜明神と合記せらるゝに至りし經路を辿り、此の神も亦岐神なるべしと示し、此神は或は冠川明神又志波道上宮と稱へられ後世は鹽釜の末社となつたが、鹽釜は却て、志波彦神社の末社で此の入江で神に供する鹽煮の祭式が行はれたに過ぎぬ、祭神を鹽土翁とか迂比地邇とか神に牽強する必要はない（日本文明史話）と云はれて居る。岐神は即ち賽の神、賽の神には〇〇〇〇崇拜の伴ふを想へば、奥州に此の崇拜の盛んなる他の一面を観察することが出来る。併し傳説による鹽釜明神は昔、鹽土翁なるものあつて始めて此の浦に降り大なる釜に鹽を煮て民に教へられしに基くとあつて、毎

月十日及び申酉の日を縁日とし三月七月の兩度大祭禮を行ひ、満潮の時を以て神膳を供するの式あり、其の釜は本社の南麓二町餘の所にあつて雷の社といひ、三口は徑四尺八寸一口は四尺、深さ僅に二三寸或は四五寸、厚さ三寸、許りにて國に殊ある時は釜中の水色變じて或は青或は紫或は赤となると信ぜられ、毎年七月の祭禮の日の早朝に新水に易ふるの式がある。

此鹽通町に接して日本三景の一たる松島の勝があつて遊覽の客を引くこと多く、此地に青龍山瑞巖兄寺がある。慈覺大師の草創で、もとは天台宗であつたのを北條時頼の此の地に來りて法身禪師と約して臨濟派の禪宗と改められたので、門閥の廢窟を法身窟といひ、時頼と改宗を約せられし所と稱へ、經ヶ島は改宗の時天台の經文を集めて皆な此處にて燒き棄て、塚を築けりとして五重塔を造し、福浦島には改宗の時天台の僧徒が集りて北條時頼調伏の祈禱をなしたといふ調伏壇がある。後伊達政宗雲居國師を聘して大に堂塔を造築したので此寺には火鈴（カネ）というて高さ八寸徑五寸半、形は鐘の如くにして中に舌ある什物がある。これは昔、此寺に住した覺滿禪師といふ御方が法を修して支那の徑山寺（イェンサン）の火災を救はれたから其の謝禮として贈り來つたものと傳へ毎年正月元旦塔頭の僧一人これを頸にかけて兩手にて振り鳴らして松島の村中を巡行し火災を攘ふ風俗がある。（松島勝誌）

火鈴

此徑山寺（又金山寺と書す）の火事に就ては「日本傳説集」に磐城の平に近い好間村の長奥寺に智願和尚といふがあつて唐の金山寺に火事がある、早く消せといふて庭の石に水をかけられると、俄かに大雨が降り出して其の火事を鎮めたので、後に金山寺から涅槃像を禮に贈つて來たといふ傳説が載せてある。

徑山寺の火事

此徑山寺（又金山寺と書す）の火事に就ては「日本傳説集」に磐城の平に近い好間村の長奥寺に智願和尚といふがあつて唐の金山寺に火事がある、早く消せといふて庭の石に水をかけられると、俄かに大雨が降り出して其の火事を鎮めたので、後に金山寺から涅槃像を禮に贈つて來たといふ傳説が載せてある。

信夫文字摺

傳説と俗信 源融が「陸奥の信夫文字摺たれ故に亂れそめにし我れならなくに」といふ百人一首の歌を以て有名なる信夫文字摺石は岩代信夫郡岡山村にあり。「諸國里人談」には「むかしは此石の上に忍草（しのぐさ）を布きて衣を掩ひて上より之れを叩くに忍の紋衣に移れり、これ當所の名産として上古任國の人々都への土産にして甚だ奔走しけるとなり。髪を亂したるやうに紋の摺れたるにより亂れそめにしとは讀めりとぞ」とあり、古くより此の石の面を麥の葉を以て摩して祈る時は意中の人の面影現はると信ぜられ、曾我祐成に契りし妓女虎が遠く此地に來りて麥葉を以て摩せしも其の面影を見ざりしに備なる觀音堂の御手洗の水を掬ひしに髣髴として其の姿現はれたりと傳へて之れを虎清水といふ。（福島繁昌記）此石もとは山上にありしが、かゝる俗説によつて麥葉を以て石を摩するもの多く、其の爲めに附近の麥圃害を被ること少からざりければ、之を山下に轉じて土中に埋められたりしを、今は土を排して石の全身を露はし木柵を繞らしてある。

虎清水

文字摺石の俗信は今行はれずなりたれど、予は諸種の俗信を此の地方で耳にした、それは陸前

狐と蛇と

岩沼町なる武駒神社は太古小童に變じ、竹駒に乗りて來りし狐なりと信じ、祠後の窟を狐の前室とし、神官太鼓を打てば數匹の狐來りて供物を食ふ、里人は狐と呼ばず尊んで御明神様といふ。岩代國伊達郡湯野明神に詣で蛇を借ることを願ひ來れば鼠害を防ぎ養蠶を保護すと信ぜられ、少しにても之れを疑へば本體現はれ來るといひ、同信夫郡平野神明にも同じ信仰あり、磐城國田村郡芦澤村山津見神社の神體は狼にて俗に山の神といひ、又養蠶を保護するが此山へ何年目かに來りて子を産むことがあつて其の時は必らず暴風雨があると傳へられ、陸前氣仙郡竹駒村の無極寺に寶珠の玉とて一寸五分計りの圓形なる石を傳へ、昔、此の寺に一人の美男來りて我は此の下の淵に棲む大蛇なり、今宵我が妻の産するに當り米搗く響のために困難甚しければ、今宵のみは止めくれよといへるに憎も快く諾して其の通りなせしに、それより三日程経て御庇蔭にて安産せり御禮なりとて此玉を出し本體を現はして去つたので、此玉に祀れば安産に驗ありといひ、同名取郡玉浦村の湊神社の境内の大椿を抱けば子が生れると傳へられ、磐城國亙理郡逢隈には椿明神として花神を祀つてあるものもある。「遊行雜記」の中には同國松川浦の附近には夕顔を供へ奉る夕顔觀音「ほつき」といふ貝の殼をおのが輪の數だけ供へて耳の遠くなりしを舊の如くならしめたまへと祈る地藏もある（露伴叢書）といふ。同石城郡湯本には子種五郎の山神とて臺山の東山腹に

寶珠の玉

椿明神

子種五郎

蛙の大助

小祠あつて其の祠後の小溪より湧き出づる水を産に臨んで飲めば安産なりと信ぜられ、其の水を酌み來るの時、途中男に遇へば必らず男、女に逢へば必ず女を産む百中難なし（湯本温泉記）と信ぜられて居る。若し其れ傳説が俗信となり、俗信が一の風俗を爲して居る尤も奇抜なものを擧ぐれば、陸前氣仙郡竹駒村の羽繩といふ家に傳へらるゝ蛙の大助の傳説である、此家の祖先は上國より落ち延びし武士で此地にあつて牛を飼ひしに巨鶯來りて毎に其牛を奪ひ去るを如何かして之れを防がんとて身に牛皮を被りてありしに巨鶯は其のまゝに攫みて遠く玄海灘の一孤島の樹上に置きしに、やうやう傳ひ下りたれど絶海のことにて如何とも仕難く途方に暮れし所へ一老翁の來りて我れは蛙の化身にて大助といふものなり、毎年十月廿日には氣仙の今泉川に入りて産卵するを例とすれば郷を故郷に送り還さん。我が言を疑はず背に乗りたまへと終に之れを載せて恙なく此地に歸りたれば、これ全く蛙の恩なりとて昔は毎年十月二十日に其の家の主人禮を厚くして神酒を供へ川口に至りて少しなりとも蛙綱を切りやるを例とし（氣仙郡志）いまも尙其の餘風を存して居るといふのである。

機織の始祖 蠶絲の盛なる地方には蠶絲の神がある。蠶絲の尤も盛なる福島縣の中部に機織神社があり、それが奥羽の地方志と關聯して趣味ある口碑を傳へて居ることを逸することは出來な

神代の皇女

い、昔、逆臣蘇我馬子が東漢直駒に命じて暴逆を行かんとした時、天皇の妃小手子、は其の生む所の錦代の皇女を抱いて難を父たる大伴護手の家に避けられたが、同じく小手子の生むだ蜂子皇子は容貌醜陋性質勇猛におはしましければ馬子の忌む所となつて東國に流されたまひ、出羽の國羽黒の山に入りたまひしを慕ひ、秦峯能なるものを伴ひて今の岩代國伊達郡小手村大字藤田の地に住りて、峯能は此地の青山四方に並列し田圃沃壤にして養蠶に適するを考察して里民を諭して荒蕪を開拓して桑樹を植ゑしめ、小手子姫は錦代皇女と共に養蠶並に機織を教へられたのが今日此地方蠶絲の源を爲したといふので（伊達二郡村誌）里人は機織御前堂といひ、古來機織に従事するものは絹の織留を獻じて報賽の資として居つたので今は機織神社といひ小手子姫を祀り其の風俗を續けて居る、岡千奴氏の撰せられた機織祠神には此の傳説に據らず「機織祠、小手子姫を祭る伊達郡の古社たり、相傳ふ姫姓は秦氏蠶織に巧みなり、其の父峯能の東下に侍し、此地の蠶業に適するを相し、留り居りて郷人に教ゆ、奥羽の蠶織を善くする實に此に始る、蓋し仲哀應神二朝、力を農業の本分に盡くし、秦氏を諸國に置いて人民に蠶織を教へしむ、姫或は其の一人かとあるのは、恐らく正當の見解であらう。且ついふ「寶龜二年、郷人祠を建て祭つて神とし、稱して機織宮といひ此に千餘年祭享懈らず」と以て同社の古きを知るべきである。

機織御前堂

相馬の妙見

相馬の野馬追 馬の奥州には馬に因める多くの習俗がある中で尤も勇壯なのは相馬の野馬追である。磐城相馬郡一帯の地は舊中村藩の領土で相馬氏の支配に屬して居つたので、此相馬氏が下總から此地方に移るの時同じく下總より勸請した三社の妙見、今は一は中村町にあつて中村神社、他は同郡太田と小高町にあつて天の御中主神を祀つて居るが、此三社の妙見毎年七月中旬、同郡原の町なる原野に出御して野馬追の祭禮があるので、遠く平將門が下總小金原にて野馬を追ひしに始り、もとは舊相馬藩主の野馬狩りに出で、毎年五月中旬の申の日に行はれたので、其の前日藩主は總大將となつて一藩の士卒を引卒して城内より四里を隔つる此の原の町に出で、行はれたので、赤水の觀相馬侯驅騮馬賦に、

五月中申北辰祭。 馳苑騮馬擬戰場。
 商賈雜龍野成市。 終日觀者如堵堵。
 前鋒後騎大部曲。 六花分陣赫行裝。
 師徒兜鞞羅星象。 指麾千旄飛雪霜。
 主將金甲玉鞍馬。 賁育奮臂飛廉翔。
 九曜之轡繫馬羣。 中原虞廂陰與陽。

野馬追の
状況



相馬の野馬追

魚麗鶴列屯原上。
候人東西走踏々。
と形容したる如く南北二里、西は山脉、東は海に瀕し其の東北隅に妙見山あり、此の原野は武装の士を以て圍まれたのであるが廢藩の後久しく行はれざりしを明治廿七八年の戦捷を記念して再興し其の地方の人々昔ながらの武具に身をかため騎馬にて原の南北に別れ幕を張り旗を立て、對陣し原の中央には紅白の旗敷流を立て進軍の刻至れば陣太鼓を合圖に南北一齊に馬を躍らして進み、勇闘奮戦此の紅白の旗を争ひ、奪ひ取りたるものは馬を飛ばして原の東北隅なる妙見山に上らんとし、後より來りたるも

のは之れに乗り越さんとし第一着に其の旗を頂上なる妙見神社に收めたるものを第一番の勝利とし、次で二番三番と順次に其の功を賞するので、此の祭りの終るまで二三日の間は野陣を張りて昔を今に偲ぶ勇ましき行事で、廣漠たる此の原野も其の時は頗る雑踏を極め、野の四面に假屋を造りて宿泊するものも少からずといふ。

四つ倉の火打 漁場には又漁場の風俗があつて同國石城郡四倉濱にては舊曆正月の十二三四の夜、火打合又は火喧嘩といふ風があつて海に注ぐ小さな川を挟んで近村の漁夫敵味方に別れ相對して陣取り、兩岸に山と積まれた薪に火をつけて盛んに投げ合ふので、其の火が敵に中る毎に味方は歡呼の聲を擧げ、或は應援に飛び入るものも、又は薪を供給するものあつて花々しき火合戦を續け、勝つた方の浦方では其の年は大漁だと祝はれ、其の爲めに負傷するものもあつても敢て意に介せぬといふ風である。(文藝俱樂部九ノ四) 農業地に盆綱等のことがあつて年の豊凶を占ふのと同じ思想から出た奇風俗である。

正月と盆 關東に近い磐城地方では正月に小兒が相集つて鳥小屋を造る風があるが陸前に近い方面ではかせとりといふことが行はれ陸前より陸中の方面にも及んで居る。それは正月十四日の夕方、小さき折敷型の上に形代にて田を耕す形を造り、これを簀を着、腰に鳴子をつけ、杖をつき

かせとり

たる小兒等が群を爲して持ち廻り家々の門に立つて「春の始にかせとり参れり」といふ、家人が「何れの方角より」と問へば「あきの方より」といひ餅などを貰ひ行き、此の小兒の群、途に出會へば雌なりや雄なりやと問ひ、雄と答ふれば鬮の状を爲し、雌と答ふればさらば卵を渡すとて貰ひ来りし餅などを渡す（風俗叢報九〇）の風がある。これは陸前桃生、登米、陸中磐井、膽澤等の地方を中心として報告せられたので磐城岩代方面は稍々其の趣きを異にし、岩代會津地方にては、古は笠笠を着て面を覆ひ、寶貨農具の類を置き戸毎に立ち、戸を叩けば内より米錢を與へ水を注ぎしが、今は裸體又は單衣のみを着け手拭にて面部を包み箆を手にして戸に立ちカツ／＼と言へば米錢を與へ水を注ぐこととなつた。（若松郷土記）これら正月の風俗の中で特に奇抜なるは鹽釜のさつとなである「陸奥風土記」にいふ。

宮城郡鹽竈社の下た町正月望の夜此事あり、子供等町々に集りて、其の所の男女老少の差別なく、行跡のよからぬ事を其の者の背戸門の邊に來り同音に世間の見聞にあづかる所、齒に絹させず言ひ散らしいづくともなく別れ去るなり。其の發端に「ザツトナ／＼こゝに話ありとな」といへば「なんとや」と答へてよしあし共に其の行跡を一々いふ事なり。さればみそか事にて人の知る事なかりしも此夜より廣がりて汚名を傳ふる基となれども、却て世の慎みもの多し。

さつとな

これ神の惡みを蒙るものにして、かやうのことは鹽釜にも限らず諸國共にある事なり。上代の遺風にして人の所爲とはいふべからずとある。

盆踊は各地とも頗る盛んにして岩代福島にては陰曆七月十四日より十六日迄市内に二個所の高き假屋を設け、其の上にて太鼓笛など囃し立つれば下には男女老幼を問はず、手拭を被りて、其の周圍を踊り廻り、中には旅人の姿に扮し、又は男子にして女装し、女子にして男装するものありて警官の小言を受くるものあり。妓樓にては踊り座敷なるものあり、或は嫖客が藝妓を集めて踊らすなど殆んど一市を狂せしめると（風俗叢報二〇）報告せられてあるが各地にも大同小異で唯だ陸前松島にては十六日の夜燈籠渡しとて衆僧瑞巖寺の前に出で鹽座を設け、經文を誦し燈籠を此方の岸より流して經ヶ島に至らしむることや、雲居念佛として同寺中興の雲居國師の百八の歌を老若男女聲面白く誦し鉦鼓につれて幾群となく踊り來る（陸奥風土記）などの事があり、又此地方には、しゝ踊りといふことがある。それは昔牡鹿郡に初りて、牡鹿が妻を慕ひて死せしを鹿妻村に葬り、里人之れを憐んで鹿野苑の因行に比し功德勳進の爲めに誦ひ出したので、へたてなく常はしたしき友なるに、

燈籠渡

燈籠渡

いかにめしかをかくやおきけん。

萩の床に夜半の遊のつきざれば、

こゝにめしかをかくしおきけり。

なぞの歌が傳へられてある(同書)。

盆燈籠

此他盆の風俗に就て特に奇なりとせらるゝは、宮城郡地方にては前年の盂蘭盆以後に死んだ新佛のある家にては三四間もある松丸太を立て其の上に燈籠をつけることで、若し竹を用ふれば、松の葉を着けるのでこれは精霊をまつのを寓したのか、寺々にては何れも高く燈籠を上げて居る。(大内青精氏談)

紙製の笠

結婚に關する奇習 此地方に於て特に多くの奇習を耳にす「結婚畫報」の報ずる所によれば、磐城地方では婚禮の式が済むと來客は再び酒宴をなし女達は裸踊りをする例があり、相馬郡地方では花嫁は再び實家へ歸らぬといふ、證に棺の上の蓋のやうな紙製の笠を被り、岩代會津地方では結婚の夜嫁方と嫁方との挨拶をする時、家族や雇人は大勢で空白を搦いて囃し立て、祝言の式は障子襖を開け放ちて外から其の姿が見えるやうにし酒肴を出して見物人に馳走し、見物人は酒に酔うてワイ／＼騒ぎ出して煎餅や大根を花嫁に投げ付ける風があり、陸前地方にては花嫁は乗掛

乗掛馬

といふ炬燵の櫓を逆にしたやうなものに蒲團を布きて坐り、媒約人の妻と共に馬に乗つて來るのを途中で、嫁御汚れた仲人囁流れた」と子供は口々に囃し立てるので、花嫁が時々落馬することがあり、又交通の便悪しき磐城の中部地方は今も嫁入には乗掛け馬を用ひ、馬の尾を白紙にて結び、黄白の手綱に五色の布を垂れ馬子頭目出度く花嫁を載せて婚家に至り、三々九度型の如く濟み新郎新婦が座を去ると臺所に大きなえを据ゑ、若者共調子を揃へて「練れたか、搦れたか、搦けたか、練れたか」と謳ひつゝ餅を搦き、媒約人が「搦けました」といふと一齊に「御目出度う」と餅を出して女達に渡すの風がある。同國亘理地方にては陰曆正月十四日の夜、附近の人總出して前年に結婚せる新郎新婦の頭上より水を打ちかける習慣が極く近年まで遺つて居つたといひ、「新選陸奥風土記」には仙臺地方に搦打として正月十四日の夜、去年正月十四日以後新婦の家にさま／＼の假裝を爲して入り來り「内か外か」と問ひ、内と答ふれば入つて座に着き、其家にては酒食を出して饗應するの風ありといひ、「搦は望の字なるべきか十五日の祝の前夜する意にてこれもよし」と附け加へてある。

水祝

搦打

俚語方言 「同書」には仙臺地方に於て是等祝賀の時、普通に唄ふ歌を示して、有名なる、

さんさ時雨

さんさ時雨か菅野の雨か

昔もせできてぬれかゝる。シヨンガイナ
を擧げ嫁娶には右の外。

酒の肴に藪の子よかる

親がにしんで子はあまた

を用ふといひ、大屋士由の説を擧げてさんさ時雨の説明が施してある。

さんさ時雨はさゝと降る時雨にて細雨なり、歌の意はさゝと降りくる時雨なれば昔なきは元よりにて萱原に降れる雨は木竹などの葉廣なるものにあたる雨よりもしめやかにして亦昔なきものなり。よつて之れを思ふ男の昔なくしてひそかに忍び來れるに譬へ、又ひそか事を後の世の言にぬれことといへるに上に時雨はた雨といへるを受けてぬれかゝるといへるなるべし、君はさゝと降りくる時雨か若くは萱原の雨ならん、さらずばいかで昔もせで忍び來て、かくぬれかゝりたまふべきとをさなき心に言ひたるが、いとめでたき古雅なるものなり、男女の中らひを作りたる唄なるからに嫁娶などめでたき事の折にはむねと誦へるみ國の古振なるべし、されども何れの時作れるかを知らず。

とある、相馬には流山といふがあつて野馬追ひなどには終夜誦ふ。

流山

桔梗の手拭、返してくりやれ、事もかけるし、浮名も立つし、しだれ小柳、なぜよりかゝる。
いとゞ心の亂るゝに。

の如き其の一例である。

漸く關東を離るゝに従ひ鼻音いよく多く、未だ解し難きに至らざるも、サ行とタ行との音に明瞭を缺くもの多く菓子をカスといひ餅をシスといふ類少からず、殊に陸前に入つて甚しく耳立つ。

方言歌

思ふお方はまだ親がゝり。別るゝわたす(わたし)はすゝんもつ(主人持ち)
の類、則ちこれで「俚語集拾遺」には方言歌なるものを擧げ、

奥州の仙臺名物おらやんだ(糠ば)そうすしや(左様である)そでがす、そでかいんか(左様でありませんか)ホウカイ、ちよつと、がいまつ、またでよがんべちや(來い來てもよからう)いけすかねア、(ほんとに不好い)あね、やる(彼奴)ばけしやる。

いくひすや(鶯)初音ぶん出せ、聞くべいにあせい(何故に)啼かない、無沙汰だんべい。
といふ極端なのを示して居る。

第三章 陸中、陸奥

南部藩

南部人と津輕人 南部氏は北奥に於ける名族にして其の先は遠く新羅三郎義光の曾孫加賀見二郎遠光の三男南部三郎光行に出で、甲斐の國南部の庄に居りしが、頼朝の東征に従ひて奥州に下り功によりて糠部地方を得て、土着し、初め今の三ノ戸に近き平良崎城に居り、世々領土を擴げ守行の時には陸奥守護の名を得て威望いよ／＼加はり、信直の時には九戸城を破りて此地に移りて名を福岡と改め、後利直の時に當りて盛岡に築城し、重直入部以來此地にあつて政を見、今は岩手縣廳此地に置かれて北奥の中心となつて居るので、津輕氏はもと南部氏の被官、爲信の時に至りて南部の外戚につきて親しかりしに、南部家衰へければ、爲信の武勇により津輕の地を悉く打ち従へて弘前に住み以て南部と雄を争ふに至つたとは「藩翰譜」其他の説であるが「津輕藩史」によれば津輕氏は鎌足の裔左大臣魚名の末裔十三世の孫秀榮、其の父鎮守府將軍基衡の奏請によつて津輕六郡を領し、左衛門尉に任じ、從五位下に叙し、此の秀榮の末孫に爲信が出たのである

津輕藩

地方感情

といふ。興廢常なき戦國の代、衰へては臣屬し、榮えては反抗したので南部の方では津輕を叛臣とし、津輕の方では南部に蠶食せられたる祖先の地を恢復したのであるといひ、南部と津輕とは境を接して常に相敵視し其の感情激發して相馬大作の事件なぞを演出したので、一方では南部の鼻曲りとて其の根性の曲れるをいへば、他方では津輕の手長といふ諺が封建時代に行はれて居つたのである。此の如き敵視は徒らに地方感情を激發する面白からざるものであるが、相互に競争の態度に出で藩政の上に於ても見るべきもの少からず。殊に人材の教養に就ては南部藩に於ては享保二十年藩主利親大に國政を改革して封内十郡を二十五に部分し二十五代官所を置き(花巻遠野巻には城代あり、遠野は家臣南郡彌六郎一萬三千石の采地とす)民政を計ると共に代官所附近に校場を設けて士卒をして通學怠るなからしめ、藩に明義堂あり、後、作人館と改め大に文武の兩道を獎勵して人材の教養を怠らす、津輕藩に於て初めて學校を經營せしは寛政六年にして「夫れ學校は禮儀を講じ人道を明にする基にして孝悌忠信の教これより出で候へば、貴賤となく皆な學校に入り教を受くる事古の道なり」と達して稽古館を起し近く明治四年の藩主の書諭には「今般文明開化の時に際し益々學事を啓發せんため雪天遠路教師を相迎へ(中略)汝輩を囑托依頼す」とあつて早くも外人を招聘し、(日本教育資料)人材を教養したので、東北の地風に新思想の輸入せられたのは實に教育の力であ

作人館

稽古館

る。

東奥義塾

東北の教育界に多大の力を有したのは陸奥弘前の東奥義塾で、これより多くの新人物を出してゐる。而して其の功勞者としてはメソヂスト傳道師イング、並に米人ウォルフ夫妻に指を屈せざるを得ない。更に東北人の就學に便なる北海道なる札幌義塾が特殊の人材養成に力あり、こゝには有名なるクラーク、ホイラーなどの教師ありしを思へば此學校の東北の思想界に多大の影響を興へたのも忘るゝことは出来ない。併しこれらは特殊の人々に對する影響で、一般東北人は努力奮闘の氣象少く且つ數理的觀念に於て缺くる所多きは免るゝことが出来ず、今尚ほ地方的感情に支配せられて一致團結の精神に乏しき傾が存するやうである。

風俗の概説 此地方の風俗を概観するに尤も便利なるは岩手縣教育會の編纂にかゝる「岩手縣誌」である。同書は其の風俗を叙して、

民情

民情は一般に質樸にして淳良なれども、進取の氣象に乏しく、舊慣を墨守する風あり。平地山地に住むものは農業牧畜に従事し一定の收穫の外、贏利なきを以て勤儉にして貯蓄心に富めども、海岸地方の漁獵に従事するものは往々奇利を博することあるにより苟且の生活を爲し、永遠の計を爲すもの少し、言語は膽澤、江利、磐井、氣仙の五郡は仙臺系に其他は南部系に屬せり。而して假名に訛謬鼻濁音多く方言俚語亦少からざるは兩者共に大差あることなし。家屋は

家屋

衣服

飲食

堅牢を主として華美を求めず、山地にして積雪のために壓倒せらるゝ虞ある所には材質を撰び床下と簷端とを高うする風あり。沿海の漁家紙戸多くは板を以て外部を蔽ひ壁を塗らず、村落には茅葺多く葎葺杉皮葺瓦葺等少し、市街には葎葺等多く瓦葺少し、葎葺杉皮葺等は石を載せて之れを支持するを常とす。衣服は儉素を尙びて華美を好まず、綿服を用るもの極めて多く、民間にてはムジリと稱する筒袖を穿つものあり、綿入の法被を被るものあり、雪袴又はサルベと名づくるものを著くるあり、羽織に代ふるに獸皮を以て製せる半調衣を用ゐるあり、此等製服の目的は或は防寒の爲めに或は作業の便を圖るに出づ。飲食は多く菲薄なり、中等以上の人は米を常食とすれども、以下のものは粟稗、麥等を主たる食料とし混するに少量の米を以てするのみ。窮寒僻落の貧民に至りては葛根藤根を掘り栃實楡實を採りて糲に充るものあり、大根の莖若くは昆布を細截せるメノコと稱するものに少量の粟稗を和して飢を凌ぐものあり。交際慣熟せざるは交通機關の發達十分ならず、他地方との往來少きに由る、されば人に接し物を持つに當りて一見冷淡なるが如きも誠實懇篤の意は自から外に表はる。

岩手名

と岩手縣は陸中を中心として陸前陸奥に跨る此の風俗觀察は移して以て北奥一帯の風俗人情を概説せるものとなすべきである。人情素朴の一例としては「東遊記」に

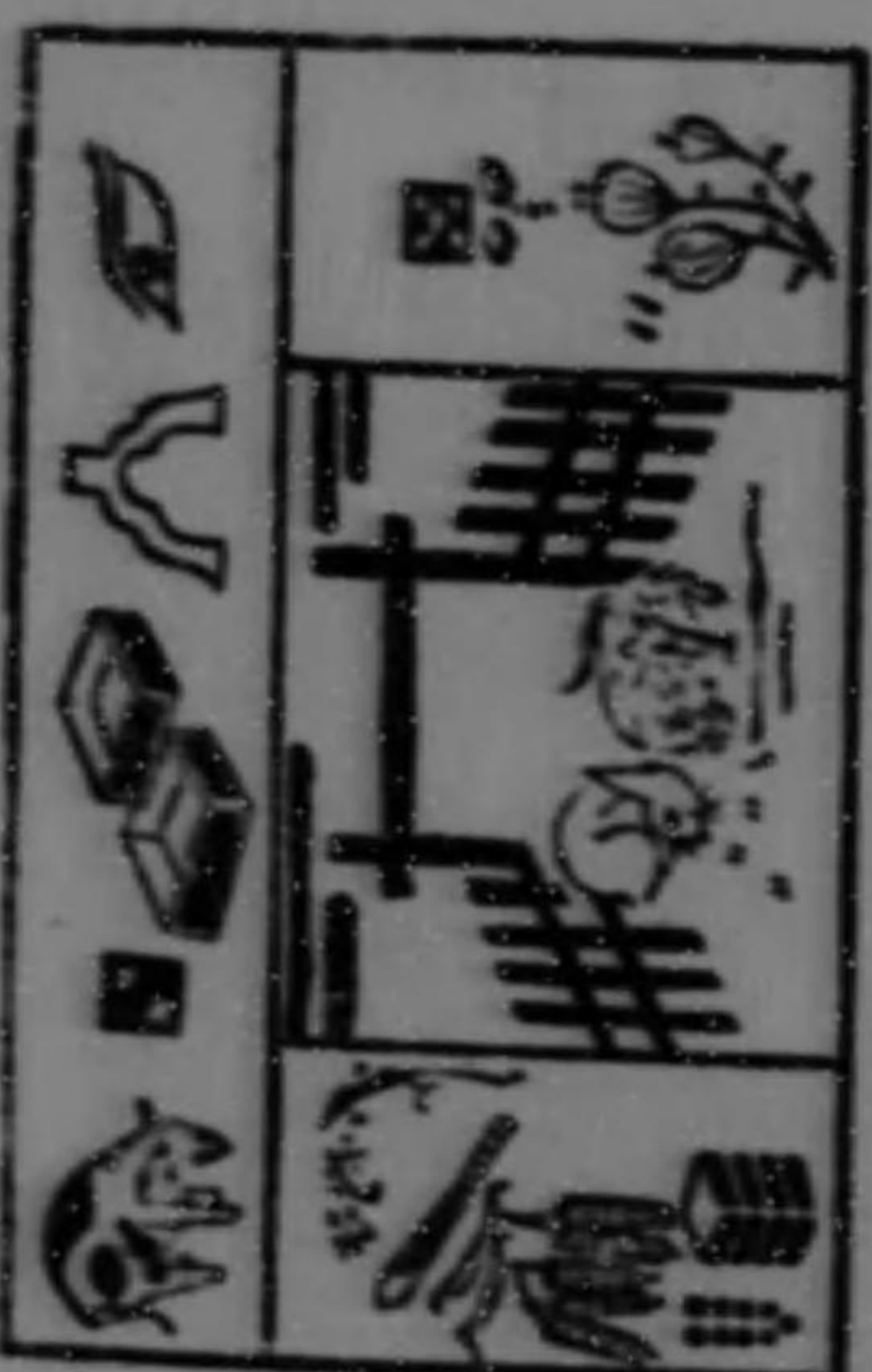
奥州南部の地は日本東北の極り故、殊に野鄙なり。然れども其の人甚だ質朴にして、又甚だ神佛を信ず。中に就て伊勢太神宮を深く信じ、如何なる貧しきものも男女とも参宮せざるものなし、余、盛岡近所にて馬に乗りしに其の馬方の物語に、我が祖父代々駿河と名づくこと、余も驚きて馬方杯をする身の父の如何なればかゝる國名を名乗ることぞと、御身の父祖は如何なる家筋の人にてと問ひしに、馬方答へて此名には深き由来こそ侍べれ、某が祖父参宮せしとき、道すがら諸國の景色土風を見及びけるに其の中に駿河の國ほどよきはなしと思ひけるが、歸りて後も胸は彼の國ゆかしく覺えけるまゝ、みづからの名を駿河と付けて一生を終へぬ。我が父も亦其の父の名なれば同じく駿河と名乗りぬ、それがしも又駿河と名乗るべきを、在所の庄屋のあまりに大なる名なりとていなみけるまゝ、某ばかり又助と申なりといへり。余も覺えず馬上に笑ひを催せり。誠にこれ等の事にも彼地の質朴なること思ひやりぬべし。

とあるにても推し測ることが出来る。飲食物に就ても都會の地は東京とさしたる相違なきまでに進歩せる所もあれど、一步山間に入れば量の多きを喜びて調理法などは少しも注意せられず、且つ「縣誌」にもいふごとく中流以下にては米のみを専用するは少く、粟稗を混すれど、東京近在の如く麥を混するは少く、麥は馬の食ふものとして却て粟稗よりも卑むの風がある。衣服の質素といふより寧ろ粗野なるも此の地方にて幸田露伴氏が「実貫紀行」に盛岡につきて「久しぶりにて女子らしき女子をみる」といはれたるも、一は此の衣服の粗野にして都會地を離れては女子らしき

六町一里

服装のものなかりしに由るのであらう。住居は堅牢に防寒を旨とし、冬季雪多きを以て盛岡、青森、弘前其他の都會地にては家の軒下を通路とし、大道は車馬并に櫓のみの通行となつて居る。(雪のことは北陸地方を説く條下に併説することとする)若し其れ古風の殘留を云はゞ此地方一帯陸前の方面へかけても六町一里の古制を以て道程を算しつゝあることで、かゝることを心得ざる旅客の時に其の遠距離に喫驚することがある。併し今は多く三十六町一里を大道といひ、六町一里を小道とし、大道六里小道三十六里などというて之れを區別して居る。交通の不便なるも亦此地方で停車場を出で、一輛の腕車だもなき所は珍らしくなく、土地人は馬を以て之れに代へて女子供も亦其の不便を感じぬらしい。

南部の繪曆 南谿の「東遊記」には南部の官曆と題して文字に代ふるに繪畫を以てし節分には鬼、「彼岸には團子、社日には燕、庚申には猿、筋を五本描きて五日を示し、丸の中に十を描きて十日を表し、曆日を知るの風あるを示し、此地方にて盛んに行はるゝ曹洞宗などにて用ふる般若心經の繪文字を擧げて般若の代りに般若の假面の圖を描き、波羅密には人間の腹、多には田、心には木のしん、經には寺の門の如きものを描けるをいひ、是等の事を用ひて假名文字も未だ知らざる所は南部盛岡の城下より七八十里も北西にあたりたる田山村杯いへる極く山中の邊鄙なり、誠に古く



南 部 の 繪 浮

れて居るので、其の標目も「新板はんじ繪書の月日」なぞと題してはあるが、近くまで此風の殘存して居つたのは否むことが出来ない。

南部富士と津輕富士 南部富士と稱せらるゝは陸中岩手郡の北西に屹立する岩手山にして又岩鷲山と名け山頂に岩手山神社ありて稻倉魂命、大己貴命、日本武尊を祀る、昔、田村將軍東征の時山中に潜伏せる賊徒を誅戮して民害を除きしより村民安堵して三神を勧請せしを將軍の親しく祭祀して東國鎮護の神としたるに初り、後、頼義義家父子の安倍貞任等を伐つや九年の久しき容易に平げられざりしを以て武運長久を此神に祈りしに、これまで雲霧深くして見る能はざりし山頂

岩手と早
池峰と三
山神との三

こゝに現れて官軍大に勝利を得たりと傳へられ、頼朝の奉衝を伐つ時、土人工藤行光、奉衝の通れて厨川にあるを告げし功により此郡を得て此山の太宮司となり、建久元年五月二十五日より三日間潔齋して登山祭典を行へるより今に至るまで陰曆の同日を以て祭日とし、往時は領内の鎮護として南部家より二百石を給せられて居つた雲山で登山者は山下西山村なる、冷水に齋戒するを例とし、若し之れを怠れば山神の怒に觸れ身體萎縮して登るを得ずと信ぜられ、登山を御山掛といふ。此山と期立して居る早池峰山と姫神山とに就ては「日本傳説集」に床しい傳説が擧げてある。それは此山と姫神山とは夫婦であつたのを早池峰山が欺いて奪つたから今も仲が悪くて早池峰と姫神とが晴れれば岩手が曇り岩手と姫神とが晴れれば早池峰は屹度曇るといふのである。併し早池峰は今瀬織津姫命を祀つて居るから女性となつて居る。

津輕富士は陸奥中津輕西津輕の二郡に跨る岩木山で又岩城山とも書き奥の富士ともいふ、南麓中津輕郡岩木村宇百澤には世々津輕家が資を蓄みず裝飾した金碧燦爛「奥の日光」と稱せらるゝ神社があり、毎年陰曆八月一日より十五日に至る間を登賽の時期とし、登賽者は先づ一七日間の潔齋を行ひ、注連繩を擗として白衣を着し、手に幣帛を捧げ、口に一懐悔々々六根清淨、大山八大、金剛童子、一々禮拜、南無歸命頂禮」と唱へ、鼓篳篥音を以て之に和し隊伍を結んで登り山

岩木山

頂に至れば幣帛を以て祠宇を叩き、神酒を神像の冠より注ぎ、神餅を以て之れを撫で之れを靈符として持ち歸り、無事に山を下りて岩木橋まで至れば出迎ひの者も來り河原にて神酒を戴きて相祝し、假面などを被りて躍りながら家に歸る(本部卷一氏談) 其の幣帛の製法は初めて登山するものは青赤の紙を以て作り、二度以上は白紙、五度以上は銀紙、七度以上は金紙を以て作るを法とす(日本山嶽志) といふことである。今、顯國魂命、多都姫命、宇賀能姬命を祀つて居るが、俚俗は之れを安壽姫として奇なる風俗が伴つて居る。

丹後人忌 橋南翁の「東遊記」にこれを示して、

奥州津輕の外ヶ濱に在りし頃、所の役人より丹後の人は居すやと頻りに吟味せしことあり、いかなるゆゑぞと尋ねしに津輕の岩木山の神甚だ丹後人を忌み嫌ふ、もし忍びても丹後の人此地に入る時は天氣大きに損じて風雨打つゞき船の出入なく津輕領甚だ難義に及ぶとなり、予が遊びし頃も打續き風悪しかりければ丹後の人の入りて居るにやと吟味せしとぞ、天氣あしければいつにても役人よりきびしく吟味して若し入込居る時は急に送り出すこととなり、丹後の人津輕領の界を出れば天氣たちまち晴れて風靜かになるなり、土俗のいひならはしにて忌み嫌ふのみならず、役人よりも毎度改むる事なり、青森三馬屋その外、外ヶ濱通り港々尤も甚敷丹後の人

を忌み嫌ふ、あまりあやしければ如何なるわけのありてかくは云ふ事ぞと、詳しく尋ね問ふに當國岩木山の神といふは安壽姫出生の地なればとて安壽姫を祀る、此姫は丹後の國にさまよひて三莊太夫に苦められし故、今に至り其の國の人といへば忌み嫌ひて風雨ををこし岩木の神荒れたまふとなり、外ヶ濱通り九十里餘、皆多く漁獵又は船の通行にて世渡ることなれば常に最も順風をねがふ、然るにさしあたりたる天氣に障りあることなれば一國擧つて丹後人を忌み嫌ふことにはなりぬ。

丹後人調

といふ。日光の中禪寺に上野人を忌む如き一部の地方に於ける風は他にもあらうが、領内全體に渡り、領主より之れを達したなぞといふのは例が少い。安政五年五月廿三日の布令とて「津輕しるべ」に記するものを見れば、

順日天氣不正につき、御領分へ丹後人入込候やも計り難きにつき右體の者見當り候はゞ早速送り返し候様尙亦諸勸進等も吟味仕候様仰せ付けられ候間御家中並に在町寺社共洩れざる様此段申觸れ可く候以上。

とある。今はかゝる事なけれど天候不良の節は丹後人が居るのでないかとの信仰は尙ほ腫げながら持續せられて居る。

丹後との
關係

丹後と此地との關係は決して偶然の傳説として見るべきではない。「漫遊人國記」にいふ「現に岩木山神社に祀れる豐宇賀能賣命は、丹後風土記にある此沼の里の天女の一人なり天人が麻奈佐の泉に浴せる時、和奈佐の老夫婦に羽衣を取りかくされて人間に留まり、竟に神に祀られたる即ち奈具神社なり、されば岩木神社の祭神は後人丹後の因縁に假託して岩木山の神女と牽引し、爰に天女化身の豐宇賀能賣を配したるならんか、なほ丹後と津輕との交通關係は多少此の傳説によつて釋ぬるの緒なしとせず」と。尙ほ丹後の部に於て此の天女傳説を擧ぐる所と参照して下さい。

津輕の俵武多 岩木詣と共に津輕風俗中で異彩を放てるのは俵武多祭りである。これに就ては同地棟方悌二氏が特に著者の爲めに精細に報告して呉られたから左に其の全文を掲ぐることにする。

津輕の俵武多

津輕の年中行事の中にネプタ祭といふものがある。陰曆七月一日から同六日まで、ネプタと稱する燈籠やうのものを、鼓笛の調勇ましく、見き廻り同七日には、附近の河に到りて、之を流し、酒宴を開き、歌を盡して歸るのである。これをネプタ流しといひ、同じ津輕の中でも、弘前市と青森市では、やゝ其の趣を異にし、青森市では夜間のよりも、このネプタ流しが主となつて、日中種々な假裝をして踊り狂うて居るが、弘前では、夜間の見き廻りに、大に慄慄の氣風を誘つて居る。近年は警察官の注意により、町内打揃うて練り行く事にしたが、以前は、このネプタが行き違うて、互に途を譲らず、押し合揉み合ひ、一方を蹂躪



俵武多祭

第三章 陸中・陸奥



岩木山詣

扇燈籠

して去るのを、無上の快事とした爲、衝突が絶えず起り、甚しきは投石棍棒から竹槍白刃に變じ、死傷者まで出した事がある。

ネブタは普通に、扇燈籠アハシロと人形俵武多との二大別される。扇燈籠は文字通り、扇形の燈籠で、小兒等の一人持、小さなものは二三尺より、四人昇き、八人昇きの高さ一二丈に及ぶものがある。大きなものは、「開き」といふ倒梯形のもの四枚を附し、その下に「額燈籠」が附いて、正面には「雲漢」とか、「鶴橋」とか、「豊年祭」と書き、他の三面には雲漢文を張いた裨紙の中に、形畫がある。扇燈籠の繪は、弘前人の特有の氣風を發揮して、「正氣歌」「豪氣歌」とかいふやうな詩を正面に書くものもあるが、大抵は三國志水滸傳にある北齊風の壯烈な畫を描く、この扇燈籠といふのは原始的のものであるらしい。

人形俵武多

人形俵武多といふのは、京都の祇園會の山車や鈴などを見て思ひ付いた者らしい。津輕藩と京都近衛家とは宗支族の關係があつたので、京都の言語風俗が大分入つて居る。舞臺の上に日本武尊、菟相如、北條時宗等の英雄豪傑、大黒布袋等の福神などを描き、勾欄を繞らし、背後に「見送り」といつて凡帳やうのものを置き、舞臺の下には、やはり「開き」「額燈籠」が附いてある。何れも木や竹や銅線で骨組を造り、上に紙を張り、赤黒紫青の、思ひ切つてけばくしい彩色をし、それに燈した蠟を流るので、中に灯る數十百の蠟燭は、非常に明るく、遠隔と照り輝くのである。人形繪畫の取材は、青森五所川原等ではやゝ異つて、やゝ劇場めいた趣味を喜ぶ。近年は商店で廣告に利用するものも二三見えて来たから、追々變化するであらう。之を多人敷して昇き廻るのであるから、大きなになると數百金を費すので、その熱狂の度は、連夜全く祇園や神田の御祭以上だ。唯弘前では、一向服装に頓着せぬが、青森五所川原では對の揃ひの踊

喧嘩

り子が附屬するのがある。

暑さ盛りの陰曆七月の長い日も暮れて、夕聲の終る頃、はや遠近に鼓笛の聲が聞える。少年青年は箸を投げ出して、或は小さな扇燈籠を持ち、木刀を持ち、笛や小太鼓を持ちて騒いで行く。市中はいふに及ばず、近村からの見物人は、辻々に黒山を築く。小さい扇燈籠を先きに、蠟具の聲に進行を始め、四つ五つ八つ九つ、笛と小太鼓の囀勇ましく、つゞいて、駈りの大きな人形ネブタの後には、鬨の高さ五尺もある大太鼓が、十も二十もどんどんど響いて、數十人前後左右に蜂擁して来る。向ふからも一隊やはりやつて来る。警官が聲を囀らして執らかを避けさせようとする。避けまいとする、やゝツわゝツ、雙方の殺氣が天に沖せんばかり、怖いもの見たしの鬨次馬が跳び出して、ともすれば、警官の厄介になつたり、怪我をしたりする。これがやうく済めば、一隊一隊、町の重立つた家の前にとまりて、鼓笛の調子が一變する。今は唱へぬが、後に記すところの囀の調をこの折に唱へたらしい。すると、大抵蠟燭を與れたり、酒を與れる、厄介なのは、生首なんか描いた扇燈籠を眞先に、血氣盛りの少年衆が、衝突を求めて歩きまわる事で、昔時士族の二三男が上町、下町、中町など、方面や道場の勢力争ひを演じた名残が今にも附き纏はうとすることであるが、近年は殆ど其の痕を絶つた。以上は弘前市のさまで、青森市のは踊り子が附屬し、笛をあまり用ゐず、空論なんか鳴らして「かかすこかん」と騒いで行き、五所川原では勇みの若者は、揃ひ浴衣で、明梅を叩き、「やれやれ」と騒いで行く。

こんな風で、元祖の弘前では、ネブタといへば喧嘩を聯想するだけ、之に尙武的の傳説を附加させるやうになつた。——古昔、阪上田村將軍が蝦夷を征伐して、だん／＼津輕まで追うて来たが、蝦夷が岩木

山の麓の草澤を巢窟とし、出沒はかられない。そこで將軍が一策を案じ、豫め兵を伏せ、今のネプタを透りて盛んに面白く囃し立てた蝦夷どもがこれに誘き寄せられてぞろ／＼出て来たのを、残らず捕へて、之を服せしめ、願はざるものを外が濱から松前に流した。その時の囃子は、ネプタ流しの詞として、今に誦はれて居る。

ネプタ流れる、まめのはとゞまれ

さアよし／＼。(今ではやちや／＼と訛つて誦ぶ)

ネプタは倭武多人或は倭武人で、即懾悍なねぢけ人である、マメノハは忠順者で、即順服したものである。随つて舊藩では少年練武用として之を奨励したものだといふ事である。然し、倭武多の當字や解釋は牽強附會多く、田村將軍云々の傳説も、近世の人々の唱へ出したものらしい。蝦夷を船に乗せて松前に流したと云ふ説は、既に寶曆頃に唱へられて居るが、田村將軍云々の言がない。天明頃に出来た書中には之を元祿中の出来事とし、七月六日の夜六羽川で刑戮を行つたことに記し、且つネプタは變語ならんと疑つて居る。舊藩の記録を導ぬるに、津輕年代記に「元龜元年(今より三百四十八年前)七月七日、石川大淵の崎(弘前を距る南二里古城址)にて流火燒、諸人見物」といふ一節がある、新選國志は之に據つてか、天正頃から既にあつたのだと書いて居るが、流火燒は即今の「ネプタ」と同一の型式であつたか、疑はしい。しかし、特種な七夕祭であつたことが想像される。享保九年の七月、津輕侯が織座で觀覽したとかいてあるのは、多分人形倭武多の事であらう。延享四年の令には、ねぶた流しに子供家來附添口論喧嘩すること戒めてあり、爾後右に類した訓令が發せられてあるが、起原の事に就いては確かなものがない。しかし

ねぢけ
倭武多の
由來

七夕祭ともいひ、豊年祭ともいひ、「ネプタ流れる」といふ語からも考へて見れば、悪疫感^{あつせいかん}ひが、蟲送りの轉じたものであらうかと考へられる。かの祇園御靈會が疫氣を拂ふより起つたことも思ひ合せられる。猶大太鼓の豪壯な響きは、陽氣を呼び、暑熱を保つものだとの信念は、深く人心を支配して居る。懾悍なる倭人を拂ふと解釋したのは、尙武思想の發達した士人間に信ぜられて居る説で、起原は如何にもあれ、民間で之を豊年祭、或は豊作を祈る祭として、之を見て居るのは、眞の消息を傳へて居るやうである。

祭事奇習 祭事に關する奇習は多く此の地方に遺りて、陸中膽澤郡水澤町の日高神社は、もと日

高の妙見堂と稱し、今は天御中主、火産靈、倉稻魂の三神を祀り、陰曆正月二十二日には同地

火防祭

方人の日本一と稱する火防祭があつて、全町各戸造花軒燈を懸け、餘興として大仕掛の踊屋臺を

出し百餘の大衆の昇ぎ上ぐる臺上には、幾多盛装せる稚兒連、各自太鼓を前にして雛人形の如く

に陳列し、數名の樂手、音頭をとり、別に幾組かの山車あり、夕景よりは全町の假裝行列、戸々

の振舞酒に酔ふなぞ頗る壯觀な火災鎮護と豊年満作を祈る祭事があり(水澤のしほり)同鹿角郡小

豆澤村に天照大神を祀れる大日堂は此の地より出で、繼體天皇の後妃たりし秀才姫(又吉祥姫)

が父母の冥福を祈らんがため帝に請ひまゐらせて勅願によりて建立せられたりと傳へ、舊正月二

大日詣

日に大祭が行はれ、郡内各地よりは大日詣と稱へて此に群集し、神事が行はれた後、數番の舞樂

が演奏される、それは附近各村部落の由緒ある舊家より舞人が出る大博士、小博士などといふがあり、笛太鼓の節面白く、数人の舞人何れも假面を被り、太刀を携へて舞ひ、又駒舞といふのがあつて頗る古雅なものであるが、其の假面は全く王朝時代支那より傳はりたる伎樂の假面に類似し居て、今日現に伎樂の名残と想はるゝ舞樂が此地方に残存して居るのは趣味あることである、(川村五峯氏) 陸奥三戸郡八戸町鶴神社の祭禮は奥羽屈指の大祭で、毎歲舊七月廿一日は長者山なる新羅神社に遷輿一中一日遷輿にて廿三日還御にて此三日間は遠近の男女群集して「さかゝる！ さかゝる！ 長者の山、今夜ばかり」の唄は奥羽各縣に傳唱せらるゝ程で、祭禮は先づ龍神社と記したる金の縫つけの大旗二本に次で、猿田彦命と六尺有餘の大人物殊に高さ一尺計りの一本齒の足駄を穿き頭に三尺餘の烏帽子を冠り、赤顔隆鼻の假面を被りたるを先導に二十人許りの面被り髪長の巫女之れに續き、笛太鼓の拍子、次ぎは唐獅子蝶の戴れ踊り、竹箴に虎等音楽につれて踊り次ぎはさんぎりとして二十人ばかり紅唐染の上下を着け、平笠を冠り大小を挟み笛太鼓に三味線を合せ靜かに歌ひ行き、さて其の次ぎには奉獻の旗三百本、各々二人づゝ赤脚胖にて鬨の聲を擧げて持ち、それより銚山車數番次ぎには山伏姿にて舞ひ行き、神樂、神輿に續きて被衣の少婦と少女三十名ばかり紫の振袖にて各々老女に伴はれて行き、それより各町の花車、最後には武具を着

舊祭

イブリ

せる大將に物して一手の武者三十名を率ゐ悠然として馬に跨り行くもの二十隊、太鼓を打ち鐘を鳴らして勇み行く等(風俗畫報四十二號)此地方に珍らしき大祭事である。此の八ノ戸町には普通にイブリと稱へる豊年祭がある。もとは陰曆正月十五日を以て施行したのであるが、近年に至り毎年二月十七日より四日間各村部落より出で、各一隊を爲して烏帽子直垂のもの之れを率ゐ各得意廻りを爲して豊年を祝する俗がある。これは建久三年正月十五日落祖南部光行、入國の際、人民と和せんがため烏帽子・直垂を着し、家來もろとも武器も帯びずに田作りの主要具杖を杖とし各民家を訪うて濁酒の馳走に懇親を結ばれたのに始まる(八戸町志)遺風で、各戸酒肴を調へて其の來るを待ち受け、來るものは各々諸種の藝を演じ頗る賑はしきものであるといふ。

獅子踊と劍舞 舊仙臺領なる水澤地方を中心として舊南部領地方にも行はれて祭事又は盆會などに行はるゝ獅子踊並に劍舞といふ俗がある。獅子踊は昔、源義家が安倍貞任を征伐したる時、陣中の軍氣を熾ますために催されたる遺風と稱せられ、頭に美しき二本の鹿角を振り立てたる獅子面を被り背に五穀豐饒の文字を染め抜き、兩側には丈にも餘れる破竹に紙片を付し、前半に太鼓を帯び、一組十人、大獅子、小獅子圓陣を造り、牡獅子、音頭を取り、牝獅子内に舞ふ頗る勇壯なるもので、「水澤のしほり」には其の歌を示して、

義家と風俗

小柴はなんぼ根堅き草なれど

我等勤なれ輩となるもの（ひう踊）

此里に獵師山たちあればこそ

おさなき獅子の心騒がせ（安山子踊）

白鷺はあとを思うて立ちかねる

あとを濁して立てや白鷺（牝獅子掛合）

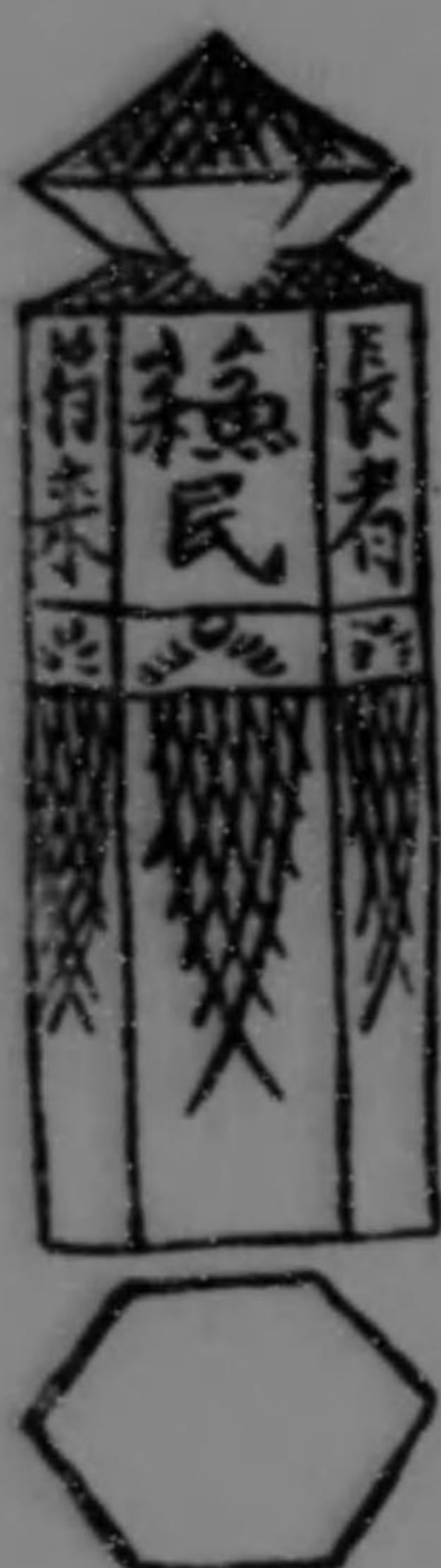
劍舞

等が擧げてある。劍舞又劍振踊といふ「同書」はこは源義經の藤原氏に頼り平泉の館にありし時一日謀者の來りて劍と板とを以て舞踊の間に暗に藤原氏の一族中、鎌倉に通じ竊かに義經を殺さんとするを諷したるに初まると傳へ、其の狀を寫して、頭に戴く散々たる黒髪は、黒塗りの鬼面を覆ひ、金光鋭き大眼、其の奥に耀き、口は裂けて耳にも及ばんか、身には龍膽の大紋をそめ抜きたる一様の輕裝なり、一組七八人、腰に横ふ大太刀抜き放ち右往左往に飛躍するさま勇壯活潑云はんかたなし」と。

蘇民將來の祭 のことは已に第一篇に於ても説きたる如く午頭天皇が蘇民將來の子孫には災厄を免れしむるといひたまひしに基き、此符を得んとする祭事は諸方に遺つて居るが、此地方に於て

鬼子登

有名なのは陸中江刺郡黒石の藥師堂に於て毎年陰曆正月七日の夜を以て行はるゝの祭事で、日の西山に没する頃より近郷近在の若者は僅に褌一枚の裸姿で押し寄せ、附近の谷川にて氷を割つて水垢離を取りて堂前に集り、盛んに焚火を爲し其餘燼を取つて堂内に入り、互に投げ合つて惡體をつき之れを同焚火登りといひ、次で別當の僧若者に護られて堂に登るこれを別當登りといひ、最後に七八歳の童二人一は赤鬼の假面、他は青鬼の假面を背にし、赤きものは木槌と葦の炬を持ち、青きものは木斧と松明を持ち各々屈強の若者に負はれて堂に登る、これを鬼子登りといひ、これより住僧修法あつて散米の式があり、畢つて壇中一人麻にて造りたる大きな袋に上圖



の如く六角に削りたる蘇民將來の符を持ち出で、群衆の中に入り、高く蘇民と呼ぶを會圖に待ち構へたる若者等は之れを得んとして一時に猛進し、或は之れを得んとし、得

させじと混亂雜踏、或は起き或は倒れ、袋は破れて中の木符は散亂し、極寒の候なるにも拘らず流汗淋漓、終に之れを得て或る地點にまで引き揚ぐ間を以て巳むので、此の符を得て歸れば災厄を免れ、又散米を曼荼羅米と稱へ、之れを口にすれば疫病を免るとも信ぜられて居る。此蘇民の

秘事源流

符に就ては尙ほ信濃の國分寺、備前の西大寺の會陽などを説くときの條下を参照せられたい。
秘事念佛 此地方の習俗中に一異彩あるは秘事念佛の流行である。これは淨土眞宗の一派で本願寺等の認めて異端となす所のものであるが、此派の主張によれば眞宗の念佛には内法と表法との二あつて表法は本願寺末山僧徒の弘むる皮相の法門で内心他力廻向の信心なきものなるが、内法は京都柳馬場鐘屋某に附屬したまふ眞實の法義でこれは鐘屋某が山科に於て眞宗中興の蓮如上人より相傳し來つたものとし、秘密を旨として居るので、其の初めは寶曆の頃、水澤町の五郎八と同町附近なる澁谷地の勘兵衛との二人が氣仙沼に赴きて江戸の商人墨屋仁兵衛より傳法したるに初り伊達主水の家中小姓組山崎左衛門も亦之れに入門し、京都に上りて鐘屋宇兵衛の法を受け密かに此地方に傳道したること發覺して終に磔刑に處せられたので其の申渡書の中には

左衛門の磔刑

(上略) 其方事務の身として佛間を作り、文章を語り聞かせ、第一在々所々かけ行き、一念歸信心決定の法に事寄せ諸人を勸め、他の疑を避くべきため眞宗の出家へ歸依せしめ一應の同行といひ、追て其の身に歸依する事に及び、同行と稱し、臨へ洩れ聞え候を恐れ其の法速如上人より初めて俗へ傳はり候條同流の出家へも聞せ間敷由約束せしめ歸依する者を山中へ引き入れ、或は土藏へ會し、如來の繪像を前に置き蠟燭を立て、息を歸へさし助け玉へ唱へ候と教へ、其

の精神をつからしめ、既に無症に成り候節蠟燭を取り口中を見、成佛疑ひなき由稱し、大に人の信を起し邪法を以て數郡の百姓大勢を誣ひ惑はし御政事を害し非道の重科に仍て其の處に於て磔に行はれ候事。

と、これにて略ぼ秘事念佛の如何なるものが想像することが出来る。(布教會一ノ十二) 此の左衛門が磔刑に處せられた時、彼れの内佛の本尊に血が濺がれたと傳へて御身代りの本尊として同宗徒に尊重せられて居る。此の時澁谷地の勘兵衛は難を南部領に避けて和賀郡岩崎村に隠れて秘かに傳道を企て、それが此地方に蔓延し、別に京都の鐘屋より直傳し來れる木村良安によりて紫坡郡地方に弘められた紫坡派といふものもあつて、今尙ほ盛んに行はれて居る。彼等は男女四五歳に至ればおもとづけ又はおとりあげと名けて其の派の智識と稱せらるゝ人より一念歸命の信心の種を渡して貰ふ、其の儀式は密室に於て助けたまへ〜と數十遍も連唱せしめ蠟燭に點火し鼻口の所に立てゝ氣息を計り、息のある限り腹力の續く限りグーと出息せしめ、其の盡きんとする一刹那に其の智識たるものがタスケと喝破して一種特別なる精神感動を受けしめ、之れを往生日と記念せしむるのであるといふ。邪法として禁ぜられた時代にさへ行はれたのであるから、今日自由の世となつては異常の勢力を以て居るのである。

おとり上げ

十字架場

陸中水澤町には此の外に殉教の血を流された古蹟がある。それは俗に十字架場クワダマと稱へらるゝ所で慶長年間木挽四郎兵衛なるもの深く天主教を信したるが故に國禁に觸れて磔刑に處せられたる所なりといひ、又水澤郊外數百町歩の水田に灌溉する詩安堰の開鑿の恩人五島詩安(靈名ジョアン)の遺跡として西人牧師の來り弔ふ者多く、近年聖母マリヤの像を彫めるメタルや十字架數個が發見せられたといふ。(水澤のしほり)

石文、奇石、錦木 久しく蝦夷人の蕃居に任されたる此地の史蹟は先づ田村將軍の東夷征定に初りて陸中西磐井郡なる平泉村に屬する連谷の窟は將軍が賊首高丸を神樂岡に斬り、其の徒惡路王を此所に伐ちしと傳へられ、陸奥上北郡なる坪村には將軍が此地を以て日本の中央として建てられし碑ありといひ、「東奥紀行」には「袖中抄」を引きて、

壘の碑

石文とは陸奥(むつ)のおくにつぼの石文(いしぶん)あり、日本のはてといへり。但し田村將軍征夷の時弓のはすにて石の面に日本の中央の由を書きつけたれば石文といへり。新撰歌枕に信家侍従の申し、は石面長さ四五丈斗りなるに、文を糸りつけたり、其の所をつぼといふ、私いふ、みちの國を東のはてと思へど、蝦夷の島は多くて千島ともいふ、陸地を云はんはんに日本の中央にも侍るにこそ。といふ。今千曳神社あり、「東遊雜記」には神主教岩坊の談なりとて、

千曳神社

神代の時に石の札を立て其石を限り、北方の國々より渡り來る鬼を追ひ返さんとせしことなる

に惡鬼來りて其石を土中へ深く隠くせしを、神たち集り探し出し給ひし所、今の石文村にて其石の建ちし所坪村にてありしを坂上田村廣來り給ひ鬼を残りなく殺したまふ、故に此石をば無用とて此に埋め其上に社を建立なされて候、さて其石を坪村よりはれまで引き取るに數千人にて引きしを以て千曳明神と申す、歌に

みちのくの千曳の石と我が戀は

荷ふはすをりに中やたへせん

右の通り教岩坊が口上にて物語のまゝを記すなり。をかしくもきこゆれども、予はたのもしく思ひし事なり、鬼と稱せるは蝦夷なるべし、云々。

三ツ石

と。鬼と石との傳説は陸中盛岡市東願寺内に三石明神あり、昔、鬼しばし此地方に來りて里人を惱ましければ里人此の三ツ石の神に祀ること三日三夜なりしに、神は其の鬼を生擒したまひしに鬼は泣きて憐みを乞ひ、再び來りて犯さざるの證として岩石に手形を捺しければ、それより此地方を岩手といふと傳へ、三個相抱擁せる大石を祀る(盛岡砂子)。石文のことに就ては「大日本地名辭書」には「南部郡内郷村志」を引きて「昔公家方、何の中納言やらん、奥州此所に配流の節京都の事を思ひ出し、泉水にて平石に心中を書く、都の妻庭へ出で見るに、石にありくと文字

石文

あらはる、妻亦水にて石へ返事を書くに此方の石へ文字現はる、依て石文といふ」といふ傳説を掲げてある。此石文と共に思ひ起さるゝは、能因法師が、

錦木

錦木は立ちながらこそ朽にけれ

狭布の細布胸あはずとや

と咏せる錦木のご事にて顯照法師の説は、往古東奥の男戀しき女を呼ばんとするも、鏡書をやる術を知らず、依りて錦木とて長さ一間計りの木を斑に彩りて其の女の門に立つるあり、女に逢はんと思ふ男の木は早く取り入るれども、逢はずと思へば錦木の立ながら朽ることあり、今は無きことにて古き昔の例なるべしと、此の狭布といへるは狭布を出す土地にて今何れなるか定かならず。(日本名勝地誌)

是津親王

更に史蹟と關聯せるものを求むれば、陸中下閉伊郡山口の黒森の神社は垂仁天皇の皇子是津親王勅勤を受けて遠く此地に流され給ひし靈を祀ると傳へられ、陸奥南津輕郡猿賀村の猿賀神社は仁徳天皇の御宇、其の靈化して大蛇となり蝦夷人を噛み殺せし上毛野君田道の靈を祀り、大同二年田村將軍之れを再建せしと傳へ、陸中東磐井郡の矢越神社は源頼義、安倍貞任を伐つの時、逆賊平定を神に祈りて心願若し成就せんには此矢此山を越せと誓つて放てし矢、忽ち山嶺を越して

矢越神社

折壁村に止りし遺蹟なりといひ、陸奥國西津輕郡には長慶天皇の遺址と傳ふる上皇堂ありて、皇の裔孫某の修驗道を修めて此の山上に常照院を營みて天皇の冥福を祈りしといひ今御陵墓參考地となつて居る。

平泉の聖蹟と口碑 若し其れ先きにもいへる藤原氏三代榮華の蹟なる陸中の平泉を探らんか、史蹟の詩情を伴ふもの少からず、平泉館、高館の遺址、毛越寺、中尊寺の巨刹皆な昔を今に偲ぶべき口碑と風俗とを遺す。今「平泉志」記する所によりて其の二三を紹介して考古の資とせんに金

御一つ馬

色堂を以て名高き中尊寺は、慈覺大師の開基にして當山鎮守白山社には古式の祭禮がある。曰く、毎年四月初午未の兩日、午の刻に殿内に山吹一束(枝葉一)を納む、次で獅子舞あり、傳て白山神遙迎式といふ、此舞獅子は北條時代の寄付なりといへり。次ぎに所一箇馬と稱し、衆徒中男子の七歳なるを選び、二七日潔齋をなさしめ、裝束して腰に苜蓿を挿み、飾り馬に乗る(口付二人)笠上に日月象を敷く、供奉六人各造花を立たる笠を齎け、長刀、木太刀、脱沙(脱)を持つ金堂址より乗馬し、社前に下乗し、造花を四方に投げ散らし、馬を急に牽き還す、此馬嘶くを以て凶兇とす。次ぎに舞臺にて田樂あり、胡桃木の皮にて方平に二尺餘の網代を組織し、四邊に七五三を下げ、上に造花を立たるものを笠にし、太鼓を首に懸け、叩くものあり、鼈を鳴ら

すものあり、都て八人、鼓吹して囃し、拍子して舞踏す、次ぎに開口式あり、装束して翁老の假面を被り立ながら四方に向ひ、一山の縁起風景を頌す、次ぎに祝詞のたまの式あり、執袴の装束して幣帛を持ち、社前に對ひ當社の由来を演べ、天下泰平、國家安穩、五穀成就、君民息災を祈る、次ぎに若女の舞といふあり、少女の假面を被り、鈴と扇とを把て舞ふ、次ぎに老女の舞、假面の假面を被り腰を屈めて舞ふ。

路舞

等、古雅なる祭事あり、毛越寺も亦慈覺大師の神創にして遙に王城の鬼門に當るとして近江の延暦寺と相對し昔時は七堂伽藍輪奐の美を盡くし歴代の崇敬をも受けたので、寺に傳ふる古實の祭祀には路舞又唐拍子ともいひ、慈覺大師入唐の折、清涼山の麓に童子出現して舞ひ、當寺神創の節、常行三昧供修法せられし時にも亦童子二人にて歌舞せしものを今に傳へられたのであるといひ、其他延年舞、田樂踊等を傳ふ。此の地の口碑には藤原氏の榮華の跡を辿るべき長者傳説があつて高館の西南に當れる金羅山は秀衡が黄金にて雄雞の雞を作りて埋めたりと傳へられ、且つ「郷説に秀衡漆一萬盃に黄金一萬を混へて土中に埋藏し置て子孫に譲り傳ふといへるは此の所なるべし」といひ其の時の歌なりとて口碑に傳へ俗間に唱ふるは、

朝日さし夕日暈く木の下に

金羅山

漆萬盃こがねおくく

である。

香掛沼

已に第二編第二章東都中野長者の條にも述べたる如く此歌は諸方の長傳説に遺つて、前章に屬すべき陸前栗原郡栗駒村には昔、沼倉飛彈守なるものがあつて田村將軍に攻められて城を逃れ泥地へ馬を踏み入れて終に馬を棄て、逃げ出してから此の泥地を香掛沼といひ、今も舊七月七日には馬の鞍が水の面に浮び、之れを見たるものは三年目に死ぬと云ふ傳説(日本傳説集)と共に此飛彈守が坂を出る時に黄金を地中に埋めたとして

朝日さすたら／＼泥の其の下に

漆千ばい黄金萬はい

といふ歌が傳へられて居る。

善知鳥安方

傳説と童話 此地方の傳説にて歌にも咏まれ、文にも傳へられ有名なのは善知鳥安方うたよあかたのことである。今、陸奥國青森市に安知鳥神社あり、宗像三女神たる市杵島姫、多紀理姫、多岐都姫を祀り俗傳には尤恭天皇の時、善知鳥うたよ中納言安方といへるもの罪ありて勅勘の身となり此地に來りて居を卜し、小祠を營みて此の三女神を祀り、一たびは都の空に歸りたしと念じたりしが、其の事かなはで相果てしも、魂魄は此土に止りて死後雌雄一番つがひの異鳥となりて湖畔の池に飛び來り、雄は

善知鳥

うたふと鳴き雌はやすかたと鳴く、里人之れを安方父子の靈なりとて恐れ敬ひしに、獵師何某の何程のことやあらんとて其の雄鳥を殺せしに、雌鳥は泣き悲みて田畑を荒し禾麥を害し、其の獵師も亦苦み悶えて死したりければ、其の雄鳥を葬りてうたふ塚といふと「觀跡開老志」には安湯村、今外濱青峯山畔にあり、此地鳥あり、子を沙上に産み、人其の子を捕ふれば則ち悲鳴殊に甚し」とあり、「曲亭雜案記」には「さてうたふを善知鳥と書く由は、此鳥甚しく人を恐れ、又善く其の友を受す、もし其の一雉を獵師に捕はるれば、もろ鳥其のほとりを飛び廻りて泣くこと止まず、涙を流す雨の如しとなん」といふ、古歌に、

子を思ふ涙の雨の血になれば

はかなきものはうたふやすかた

杜鵑傳説

と、一説には安倍貞任の臣藤原安方なるもの貞任の遺子を携へ逃れ來りて獵師となりしとも、又安方を浦の領主とし善知鳥前を其の奥方ともいひ諸種の傳説は此鳥に附加せられて居る。其他鳥に關する傳説として面白きは昔、二人の兄弟があつて、弟は非常に兄を愛して山へ行つて芋を取つても先づ美味い所を兄に勧めたのを、邪見な兄は之れを反對に考へて大に弟を憎み其の腹を割いて見たれば芋の端のまづい所ばかりであつたので、大に後悔して弟の死骸に取りついて泣き悲み

終に化して鳥となり「オトツトコエシ」(弟戀し)と鳴くやうになつたといひ、又親も兄弟もない一人の子供が或る長者の家に雇はれて馬を飼つて居つたが、或る時山に入つて其の馬を見失つてそれを探がしあぐみ終に空飛ぶ鳥となつて「アツチャトンデツタカコツチャトンデツタカ」(彼方へ飛んで行つたか、此方へ飛んで行つたか)と啼いて探して居るのである(日本傳説集)といふ童話的傳説が此地方に行はれて居ることである。

瓜子姫子

此地方の童話として予が黒澤尻にて聽けるは、昔箱と婆とがあつて、婆が川の中で一つの瓜を拾つて來て中を開つたらば美しい女の子が生れたから瓜子姫子と名づけて育てたといふので此處までの形式は桃太郎童話と同じで、さて其の子が成長して機を織るやうになつた、箱は山へ婆は川へ行くにつき何者が戸の外へ來て叩いても開けるなと命じて出て行つた跡へ山母が來て無理に開けさせて飯を食つて自分がそれに化けて機を織つて居つたのを還つて來た婆さんが梭の音の違ふのに気がついて覗いて見たら尾が下がつて居たので後から斧で頭を撃ち割つて瓜子姫子の髻を打つたといふので「郷土研究四ノ一」の佐々木繁氏の報告を見ると此の最後の形式の異つたものがある、あるやうである。

これら童話の優雅なるに對し恐ろしき長者傳説がある。それは陸中水澤在の上葉場に昔掃部長者といふのがあつて多く雇人を使つて居つた、其の長者の妻は饑貧苛酷にして而も横暴此上なく或る日殺生禁斷の池の鮎を食ひしに俄かに渴を覺えて其の池に赴きて水を飲みしに池の淵にて飲めども飲めども止まず、かくする中に身は生きながら蛇體と變じて終に池中に入り、風を呼び雨を降らして此の里を害せしかば、里人

掃部長者

は之れを神に祀りしに、神は「三年毎に池中に四つの柱を組み美女を人身御供せば其の害を免るべし」と託宣を下したりとて期に至りては牲を出すことと定め來りしか、或る年郡司右衛門尉なるものも祭役に當りし時、遍く國中を求めて牲とすべき女なきに苦しみしが忽ち靈夢によつて京師より一美女さよを得たりしに此の女の髪に入れし觀世音菩薩の靈驗によつて大蛇を化して其の身も亦無事に永く人身御供の災を免るに至つたと浮香沼と同一形式の傳説でさよの化粧せし化粧坂に其の遺蹟を遺して居るといふ(水澤の翠)

北奥の俗信 古風の殘留せる南部津輕の地方には又諸種の古代信仰を殘留して先きにもいへる〇〇の崇拜も亦盛んに行はれ、陸中岩手郡巻堀の金精明神に就ては、「東山誌」は實に左の如くいふて居る。

巻堀村左の方松の大木八本あり、其所の民家に惣七金勢明神を祭り、此神いつの頃より祀れるといふことを知らず。神體は唐金を以て造れる〇〇にて土俗傳へていふ。此村の少女十三四歳になれば一夜夢中におそはるゝ事あり、これ金勢神の仕業なすが故なりといふ。中古一靈人この犯罪を惡みて鐵の鎖を以て繋ぎたりといへども猶ほ、其の行爲を止めず、時々遊行をなすといふ。

と、これ少女の月經期に付加したる迷信に外ならざれど、かゝる迷信の近くまで殘留したるを以

巻堀の奇神

オクナイ
サマ

て此地方の奇習とすべきである。近年これを覆ひて猥りに人に見せしめざるに至りしと。此他金精又金勢並に巫の神の信仰は尙ほ此地方に遺り、他に多く見ざる俗信としてはオクナイサマ並にオシラサマのことがある。主として陸中上閉伊郡遠野町を中心として諸種の物語を記述せられたる「遠野物語」には、

部落には必ず一戸の舊家ありて、オクナイサマといふ神を祀る。其の家をば大同といふ。此神の像は桑の木を削りて顔を描き四角なる布の眞中に穴を明け、之れを上より通して衣裳とす、正月の十五日には小宇中の人々此家に集り來りて之れを祭る。又オシラサマといふ神あり、此神の像も亦同じやうにして造り設け、これも正月の十五日に里人集りて之れを祭る。其の式には白粉を神像の顔に塗ることあり。

と、此オシラサマのことに就ては「松前記」に、

蝦夷にはオホシラ神といふ物あり、何の神といふ其の由來を知らるものなし、桑の木の大餘なるに、おぼろげに全體を彫る男女の二神なり、信心のもの祈ることありといへば其の木偶神を擁し來りて、さて木綿の裁を廣ふより出さしめて神體を包み左右に持つて呪咀し、其の神、女座に懸りて吉凶をいふ事なりと。傍らに入あつて何の靈ならんか、虚妄の事ならんかと思ふことあれば、我れをかくいやしむなどといふ、

オシラサ
マと蝦夷

故に神靈冥通すと恐れ渴仰しける由、怪しき事なり、中國にある所の大神といふものにひとしきか。とあれば、アイヌの風俗の殘留したものか、「上閉伊郡志」には或は悠久なる先史時代に於て北方大陸に固有なる、「シユブーマン」教の變化せしものならんともいふとあれど「遠野物語」には頗る魔法に長じたる或る老女の物語として此神の由來を載せて、

昔ある處に貧しき百姓あり、妻はなく美しき娘あり又一匹の馬を養ふ、娘此の馬を愛して夜になれば厩舎うまやに行きて寝ぬ、終に馬と夫婦に成れり、或夜父は此事を知りて其次の日に娘には知らせず、桑の木につり下げて殺したり、其の夜娘は馬の居らぬより父に尋ねて此事を知り、驚き悲みて桑の木の下に行き、死したる馬の首に纏りて泣きふたりしを、父は之を懸みて斧を以て後より馬の首を切り落せしに、忽ち娘は其の首に乗りたるまゝ、天に昇り去れり、オシラサマといふは此時より成りたる神なり、馬をつり下げたる桑の枝にて其の神の像を作る。其の像三つありき、本にて作りしは山口の大同にあり之れを姉神とす中にて作りしは山崎の在家權十郎といふ家にあり、(中略)末にて作りし妹神の像は今付馬牛村に在りといへり。

と云ひ、姉崎正治氏の「中奥民間の信仰」には此神に關して、更に別種の考證を以て、

盛岡附近にては不動の變形を「オシラサン」と稱して崇拜し、其神の體は桑樹の四枝を出だせる枝四體にして常に此四體を離せば罰を受くと信ぜり。此神は婦女小兒の心願を成就せしむとて彼等は布を以て之れが頭を蔽ふを以て之が崇拜の方法となし、多くは小兒等之れを街上に引き

廻すことあり。此神靈は時に桑樹の四枝せる所に宿れるを以て此の如き桑樹は靈樹として切るべからず、之れを切る者は明を失し、其他重病に罹ると、此神に付屬せる古き神札を見れば明に阿遮羅尊の名を記し、其の二童子の名を付記せり、故にオシラサンとは阿遮羅尊(Acala)即ち不動なるも「オシラサン」として記れる者は不動と同一なるを知らざるなり。

とある。そは暫く後の研究に譲ることとするが、兎に角、他地方に於て多く見ざる俗信である。其他「遠野物語」の擧ぐる所を見ればカクラサマとて無格好なる木彫の坐像を子供の遊び物となりたまふあり、ゴンゲサマとて神樂舞の組毎に一づゝ宛備へらるゝ木彫の像ありて火伏の神として信ぜらるゝあり、ザシキワラシとて時々人に姿を見せる十二三歳の童兒の神の宿りたまふ家ありと信ぜられ、且つ其の家は富貴自在なりと云はれて居る。其他山神、天狗、山女、河童、姥神、雪ユキ等の傳説は同書に滿載せられて居る。

此の遠野に宮熊雄といふ人があつて此の人の家は鮭を食はぬことになつて居る。それは此家の祖先が東海岸たる氣仙郡の地方より鮭に乗つて川を廻り、當時は大きな沼であつた此の遠野町へ來たからで若し鮭を食へば血を吐いて死ぬと傳へて居る。(文藝俱樂部九ノ七)前章に擧げた氣仙郡の大助と思ひ合せて興味ある話でないか。陸奥三戸郡湊村には大祐大明神とて工藤祐經の子が犬

房丸大祐を祀り、昔大祐の此地に来るや其の従者に又次郎、長才の兄弟があつて鮭を漁して其の主を養ひしが、二人共に頗る巧みにて或る時二人の兄弟新井田川にて兄の又次郎は鮭千本、弟長才は八百本を得たることありとて、今も漁夫等が鮭を得る時は恵比須槌にて其の魚の頭を千魚又次郎八百長才の九字を唱へて打ち以て大漁を願ふの風がある。

馬に關する民間信仰の對象の中心としては駒形神社の遙拜所の陸中水澤町にあるあつて本殿には幣と白馬の像とを安置し、それより七里十八町を隔てし駒形嶽の頂上に本社あつて國幣小社に列せられる。此山は陸中屈指の峻嶺にして晚春尙ほ雪を殘し、其の形奔馬の如く、上古神馬ありて此山に遊びしと傳へられ絶頂大日嶽には神馬社があり、其の雪の漸く消えて農具の形に變ずるを見る、耕種の期を知るに便し、此神の由來馬並に農業の保護神として崇拜し、九月十九日の祭禮には盛なる競馬が行はれる。其の他馬の冥福を祈るがために立てられたる馬頭觀音の碑馬の保護神として祀らるゝ昔前様あり、馬を牽ひて此の昔前社に詣で其の幣を受けてこれを既に懸け置くときは馬は之れによりて災厄を免れ且つ早く子を産むと信ぜられて居る。

死後の冥福に就ては地藏菩薩尤も多く信ぜられ、地藏車又後生車なるもの行はる。これは多くは六角又は四角の棒を立て、其の下部に輪を付し、棒の面には地藏の尊號を記し、此輪を廻しつ

駒形の神

地藏車

恐山

つ念誦を唱ふるにて、多くは死人の後生追弔符に死兒の菩提を祈るものにして、處によりては之れに杖を吊るして石を盛り、死兒が地藏菩薩に助けらるゝを祈り、或は死後の忌辰に一本づゝ立つることがある(中奥民間信仰)陸奥の恐山一名宇曾利山は、慈覺大師が地藏尊の靈告を受けて地獄に似たる此山を選びて地藏尊を安置せられたりと傳へられ、山中には賽河原、三途川、血池、劍山、八大地獄等ありて、毎年六月廿四日を縁日とし、此の日地藏を祈れば死者の苦悩を救ふと信ぜられて賽客、亡人の爲めに血盆經を誦し、又之れを紙に包みて血の池に投ずる風がある。露伴氏の「易の後語」に

血の池といふ小さき水溜りやうなるがありて、髮の毛の如き水苔長く纏々として水底を隠くせざるを此の所は産の難などにて死せる女の沈淪せる奈落につゞけるところぞと案内者のいふに例の情深くして智の足らぬ妄信深き女性達は我が姪我が姉など思ひ出してや血盆經をつゝめる小さき紙包を寺より貰ひ來りて苦を救はむと投げ入れ、地蔵尊を念す云云とある。

歳時并に結婚風俗 前章に於て見たる正月十四日に行はるゝかせとりの風習は此地方主として舊仙臺領に行はれ、中にもちきりとて出産に擬するあり、これは其の地方の老婆一人腰に摺子木を

もちきり

帯して醫者に扮し、他にとりあげとて樽をかけたる中老婆を伴ひ其の年に新婦のありたる家を訪れ、いきなり其腰を抱き産すか産さぬかといふ、新婦苦しみの餘り産しますといへば一人かねて用意し來れる人形を出し産湯をつかはす眞似其の他出産の時の如くし、さて酒肴を喫し祝ひさゞめきて歸るにて、かくすれば必らず三年の中に懐妊すると信ぜられて居る(風俗叢報九七) 青森地方にては節分に撒きたる豆を拾ひ之れを豆の木にて焼きて其年の鯨漁の吉凶を卜ひ、白色なれば大漁、黒色なれば不漁の前兆とする風がある。(同四四二) 陸中鹿角郡地方に於ては舊二月十四日糠尊涅槃會の當日各寺院に於て花っこ見と稱へ、檀家から寄せられた造花を陳列する、それは木の枯枝を利用して帛布の拵り細工や玉蜀黍を炙りて色々な花を造つたので、これを冬籠中の唯一の樂みとして各寺院を見廻る俗がある(川村五峰氏報) 同遠野地方にては舊六月一日に馬子繫ぎと稱し昔は馬の形を藁にて作り其の口の處に藁を食はせ早朝に川戸、田畑、小野又は産土神の社へ送つたが、今は半紙を横に六つに切り、それに馬の形を捺染を食はせて送り(郷土研究三ノ九) 又盆の頃には雨風祭とて藁にて人より大なる人形を作り、紙にて顔を描き瓜にて陰陽の形を作り添へなどしたるを里人集りて笛太鼓にて二百十日の雨風まつるよどちの方さ祭る、北の方さ祭る」など唄ひ囃して道の岐に送り行きて立つる風がある(遠野物語)。盆に就ては盛岡には棒火と

花つ子見

馬繫ぎ

雨風祭

棒火と盆踊

いふ奇習があつて、毎年七月十四日より十六日まで三夜が間當城下に於て富めるも貧しきも並毎に檜或は松を小さく割りて棒の皮を以て之れを巻き高さ五尺ばかりに周り三四尺の續き松とし構大なる家には二つ或は三つ小家には一つ軒端をつらねて暮六つ時より火を點じこれを合圖に國司を初め諸士の面々思ひ／＼花やかに出立て一番二番の備へを立て凡そ二百計りの人數おの／＼騎馬にて彼の棒火の中に鞭打つて縦横に馳けめぐり、四時頃に至りて次第に火の消ゆるを限りに城中に引取るなり、家々の棧敷、辻々の屯、近郷の人民群参して尤も壯觀(東山誌)なるのがあつて、諸士乗り打ちのことは今はないが、棒火の風は尙ほ其の面影を遺して居るやうである。盆踊は各地とも、盛んにして盛岡にては花笠を冠り行儀よく整列して太鼓の音につれおらも行きたい、あの山越えて、親の墓所をおがみたい。姉と妹に紫きせて何方が姉だか、妹だかなぞと踊る。青森地方は深編笠を冠り、圓列が一町餘にも上ることがあるといふ、中央の音頭取りが「盆の十三日踊らぬものは馬鹿だ！」と太鼓を打ちて唄ひ出すと、踊り子は盆の十三日は味噌日に米日、ヨイヤアサーヤートセー! などと歌ひながら踊り出す、其の歌には、

如何ばいつこらで、雨降る中に、笠も被らないで、蓑もきないで、イツペダセイ、イツペダセあまり聲よしや吾ね半分譲れ、汝に譲るだけ整でも有しな(俚語集拾遺)などがある。

結婚の奇風

結婚の風習に就ては陸奥八戸町には土地の者が婚姻のある家へ祝ひに行くといふ奇風がある。知ると知らぬとを問はず一組を四八、其の中の一人チョン髷の鬘をつけ腰に大小二本の摺子木を帯し顔に白粉や紅や墨を塗りて誰れやら分らぬやうにし、それに従ふ奥様仲間若徒皆な男にて同じ程度の滑稽的服装で案内もなく悠然と其の家に入り御祝ひとして金包みや重詰等を出し其の家では之れに酒肴を供し、且つ祝儀を倍にして返す風がある(文藝俱樂部七ノ一一)同西津輕地方には結婚の時は花嫁の行く所に樽男といつて鹿爪らしく紋付を着て角樽を擔いだ男が高聲に「嫁御ぞ〜」と叫びながら案内しく歩く。(郷土研究三ノ一一)

金山踊

俚語と方言 盛岡地方にはからめ節、金山踊りが最も好く地方的色彩を現はして居る。其の歌には自から方言の混じて、からめ〜と、お山のうたは、御家繁昌と、なりひびく、ハアからめて〜、からめた黄金は岩手の花だドンドと吹き出せ。

田舎なれども、南部の國は西も東も、かねの山、ハアからめて〜、からめた黄金は、岩手の花だ、ドンドと吹き出せ。

金のべここ(牛)に錦の手綱、おらも曳きたい、曳かせたい、ハアからめて〜、しつかりからめて、握つた手綱を、うかり放すな。

かねが出る〜しろがねがね、鐵もなまりも、あか〜ねも、ハアどつこい々々どつしとほうりだせお國の名物。

方言歌

なぞ著名なものである。「俚語集拾遺」に擧ぐる所の方言の歌は、盛岡市として、おんでアるうんでアると、つ〜〜おんでやない、じやく〜も居ないはと、おへれんせ、ちよつこま。

(お出る〜とつ〜お出がない母も居ない) からお這入りなさい、鳥渡の〜)

を擧げ、青森縣津輕郡地方の雜語の中に、ふばちふきよーせ、ふざたてなほーすき、ふづーこ、ふツばるなーちや、コラサノサ、ふとみーてる、サツサ

を擧げてひを全然ふと發音して居ることを現はし、陸中鹿角郡の小坂甚句を擧げて山でしゆるいのは、よさぎによきよ、しやとでしゆるいのは、しよばのふあな。といひ、しろいをしゆるい、うさぎを、よさぎ、ゆきをよきといふ訛言を示してある。

めらすえたかと、まどからみたら、ばゞのめたくなし、まどしめた。

これも亦青森地方の俚語で、イトエ、ミとメ等は多く誤られて居るので固有名詞に就ても蛙をひき牛をべこ、田螺をたつぶ、蜻蛉をたんぶり、小童をわらす、少女をめらすといふ等枚舉に違がないのである。

蝦夷人の影響

此地方の方言に就て注意すべきは久しく變轉甚しき中央の影響を受けざりしが故に比較的我が古語の殘留すること、尙ほ一つは長く蝦夷人の蟠居して近く徳川氏の世にも邊陲の地に殘留せしと見え、安永の頃の出版なる「雲根志」には「外ヶ濱は九十三里、此濱通りに蝦夷の住所五六軒づゝあり、月代半分測りて目赤く耳に環あり昔より代々爰に住す」とあり吉田松陰の「東北遊記」にも「陸奥龍飛崎の近地に五村あり、上字鐵、木字鐵、六十間、筆島、釜澤といふ、戸數合せて六十許り、其の人物舊くは蝦夷人種に係る、今は則ち平民と異なるなし」と。かく近くまで殘留せしを以て蝦夷の血脈の我民族に混じ、我が言語の彼れの影響を受けしは免るべからざる状態、特に固着せる地名に蝦夷語の多きは何人も首肯し得る事實にして専門家の考證によれば奥羽の地名の大部分は蝦夷語の影響を受けて居るやうであるが、此の地方に於ては殊に甚しく蝦夷語の澤を意味するナイの語は沼宮内、毛馬内、生保内等の澤地の名となり、蝦夷語の舟行

奥淨瑠璃

の意を有せるツカリは津輕となり、夷の平穩の義を有するノモと海又は湖の義を有するヘシとは野邊地となれるの類枚舉に違なきほどである。

俚語の中に注意すべきは奥淨瑠璃のことで「陸奥風土記」には「古は菩提法師の語りしものなるを近世は皆盲人共の三絃にて語ることになれり、奥の習俗にて椀飯或は馬の頭、月日待などに必らず催し、又追福作善の爲にも催すなり其の昔節今時の諸歌の風聲にあらず、文段大方は四天王彌強づくし、或は辨慶、義經、田村三代記など本數多く贅たるを上手とす、又追善などには何の本地何物語など、いひて愁歎といふ物を語る聴者にも功者あつて何々と望みて語らざる徒のおのれ振りたるをかし」とある此の節早く仙臺地方には廢れて陸中遠野地方には近年まで行はれしが今は此處にも廢れたりといふ。

奥羽に跨る傳説 今や本章を終りて次章に入らんとするに當り、陸奥の上北郡より陸中の鹿角郡

黒神と赤神

に跨り其水流れて羽後の海に注げる十和田湖を中心として奥羽兩國に跨る雄大なる傳説を紹介することにしよう。遠きく神代の昔、陸奥の龍飛崎に黒神が棲み、羽後の男鹿半島には赤神が棲み、黒神は龍を使ひ、赤神は鹿を使うて共に中央なる十和田湖の女神を争ひ終に戦争となり、八百萬の神は岩木山に陣取つて之を見られた。此晴れの戦争に赤神は敗北して男鹿の岩屋の中に隠れられたが、戀ひには却て成功して十和田の女神も亦跡を慕うて此の岩屋に入られた、それを見た黒神は吐息をついて嘆息した其の息で昔は地續きであつた蝦夷の地が津輕から離れた（日本傳

十和田傳説

説集といふ。それより、ほど経て後のことであらう、八郎なる樵夫が或る日山に入つて岩魚いはなを食ひしに俄かに渴を覺えて谿水を汲みて飲みたれども、飲めども／＼飽かず終に大河を飲み干して見る／＼龍身を感じし簀を着したるまゝ此の十和田湖に入りて終に其の主となつたが、偶々勅勘を蒙りて、遠く此の陸奥の國に配されし藤原是行卿の子にして南部盛岡某寺の僧となれる南祖坊なるものあり、熊野權現に誓を立て鐵製の草鞋を着け鐵杖を携へて諸國を行脚し其切れたる所を己が住所と定めんと行き／＼て此の湖畔に入りし時俄かに鞋の斷れければ、これ我が住所なりと身を躍らして水に投じて龍となり、先きより棲みし八郎と勢ひ相争はざるを得ざることとなり、互に其の技のすぐれたるもの此の湖に止るべきを約し、八郎先づ咒文を唱ふれば、着する所の簀悉く小龍となり、南祖坊口に法華經を唱ふれば一字毎に龍身を現じたるに、八郎は其の技の及ばざるを以て敗れて米代川を下り、水を羽後北秋田郡なる七座山ななくらに堰き止めて川上を大なる湖となさんと計りしを七座の神(天神七代を祀る)大に怒り鼠族に命じて其の堰に穴を穿ちて水を通ぜしめんとしたまひしも、猫の出で来て鼠を食ふに困じ、神は其の猫に蠶をつけぬことを約して鼠を捕ふことを止めしめ、鼠は穴を穿ちて水を通ぜしかば八郎は已むなく更に川を下つて今の八郎湯に入つたといふので七座山上には勤鼠大明神があり、其の對岸には鼠袋といふ所もある。さ

南祖坊

七座山の鼠

て此の八郎其後如何にせしか更に本章の傳説に續かざるを得ない。

第四章 羽前、羽後

男鹿の赤神

八郎湯と男鹿半島 陸奥の龍飛崎と争うて力に敗れて戀に勝ちし羽後の男鹿赤神の社は景行天皇の御宇始行菩薩なるもの、草創にして武内宿禰巡察の時其の靈地たるを奏問し、皇女を乞うて祀らしめ、清和天皇の貞觀二年慈覺大師これを中興して赤神山日積永禮院と號せしと傳へられ、昔は堂宇頗る宏壯なものであつたが、今は全く廢寺となり、天津彦彦尊が、奉祀せられて居る。其の二王門より五社堂に至る磴道は殆んど人力の及ばざる巨石を以て段階とせられて居るので、これは昔、此地に山鬼が居つて人を屠り食ふたのを此神が大に憂ひて山鬼に命じて一夜に此の磴道を造らしめ、若し成らずば誅すべしと約せられた、山鬼は囓息事に従つたが僅に四五石を餘して夜が明けたから山鬼は大に憤慨して杉を根抜きにして投げたのが今逆杉として遺つて居るとの傳説が付加せられて居る、此男鹿の山中に一の女湯、二の女湯といふ湖水がある。彼の十和田湖に於て南祖坊と被を競うて敗れて羽後の海岸なる八郎湯の主となれる。八郎は此の一の女湯を冬の住

男鹿の女湯と八郎

居にせんとして迫りしを湯神大に憂ひて北浦の神官竹内氏の祖彌五郎眞康が或る日戸賀村に赴かんとする途中に婢姪たる美人と化して現れ切に其の憂ひを除かんことを請ひければ、眞康は其の請ひを容れ、湯神のいふがまゝに寒風山に持ち受けて雲に乗じ焰を吐きつゝ飛び來る八郎の龍神を目掛けて矢を放ち其の湖中に落つるを見届けて歸りしに、其の夜の夢に八郎現れて汝我が眼を射たり、此の恨みを報んが爲め汝の子孫七代の間眇たらしむべしといひ、三夜過ぎて湯神は龍面を持ち來りて之を日に晒らして雨を祈るに驗あるべしとて其の恩を謝したと傳へられて居る。

(秋田縣勢振興論)十和田湖に敗れ、此の女湯に望みを失へる八郎は終に何の成功するなきか、否更に雅趣に富む田澤湖の傳説がある。

田澤湖の傳説 男鹿並に八郎の羽後の海岸にあるに引き代へ田澤湖は同仙北郡の山中にあり、水深五百九十四メートル一碧泓として世界に於ける最深湖と稱せらる。昔仙北郡院内村神成澤かんながさわに三之丞といへる人がありて其の一人娘を辰子といひ天の成せる麗質にて里人から天女の降臨とまで賞へられ辰子自からも其の容色の美にあこがれ、いつまでも此優さしき面影の變らであれかしと毎夜深更家を抜け出でて大藏山觀世音の靈前に參籠なし眞心凝めて祈りしに百日の満願の夜に當り觀世音示現を垂れたまひて、此山嶺を北に越ゆれば清らかなる泉の湧き出づる所あらん、汝行き

美人辰子

てこれを飲めよ、さらば願ひの叶ふべしとあるに、心喜びて明くる日親しき友と早蕨採りつゝ、院内嶽を打ち越え七ツ森の麓を過ぎ高鉢森の邊に來りし頃晝餉せんとして水を溪流に求めしに、見馴れぬ魚の群れ居るを掬ひ捕り、それを炙りて喫せしに、俄かに渴を覺えて谷川の水を飲みしに飲めどもくゞ渴は止まず、終に泉に口つけて飲みもて行く中に身は忽ちに異狀を感じ、見るくゞ中に大龍と化し、附近は一面の湖水となりしに、友等は驚き歸りて斯くと辰子の母に報じしかば母は驚き怪みて夜道を厭はず、爐中にありし燃え残りの薪火を振り噴し山を越え谷を涉りて其の處に至りしに山澤の狀は昨日と變り渺々たる湖水となれる中より辰子現れて、妾はあらぬ大望を抱きて人知れず觀世菩薩に不老不死を祈りしに今は幾千歳を経るとも變らぬ龍身を得得し、神通自在とはなりたれど、母上に孝養も盡くさでかくなり果つるは道に背けるに似たれど、定命なれば是非もなし、只此上は我が神通の力もて母上の求めたまふ鮮魚を何程なりとも贈り申すべければ、そを生計の資となしたまへと、云ふかと思へば、忽ち龍身を現はして波の中に沈み入りぬ母はあな情なし、残り惜しとて手に持てる燃え残りの木を洶然とばかり湖中に投げ棄てしに、不思議や其の木見る間に魚となり、尾を振り鱗を動かし波のまにくゞ泳ぎ去りしが、其の後此の母の家に鮮魚を求めんとすることあれば忽ち槽中に自から魚の躍り來りて母の晩年を安からしめた

大尻鱒

八郎湯と
田澤湖

南祖坊と
田澤湖

が、此の魚鱗に似て色黒ければ傳説によりて木尻鱒又他國に見ざれば國鱒ともいふとのことである。此の田澤の女神と契りて此處を冬の住ひとしたのは八郎湯の龍神で、其爲めに八郎湯は冬季堅氷に鎖さるゝも此湖は如何なる嚴寒にも洋々として氷を見ることなしと傳へられ、且つ八郎の敵たる十和田の南祖坊を忌むこと甚しく、其杖鐵鞋をも忌はしく思はれて、此の湖中に鐵氣を含めるものを入れば忽ち風雨波濤を起して湖岸に打ち揚げらると傳へられて、今も此の湖に浮ぶる舟には金具を用ふることなく、大木の中をうろにして造りたる獨木舟のみを用ひて居る。

(田澤湖案内)

御條目

此湖の傳説に付記したきは文化八年領主佐竹美和(天樹院公)巡覽の時、俄かに風雨激しく雷鳴をさへ加へ皆な人如何はせんと惑ひしを家老正田松塘、筆紙を執りてさらくゞと御條目なるものを認め袖に立つて高らかに龍神に申し渡しけるに、不思議や忽ち一天晴れ渡つたことである。其の御條目は湖神を祀れる御座石神社の寶物の一に加へられて居る。其の文に曰く

爲

御意申達候 然は此度仙北巡覽被遊候に付、兼て其方へ被預置候湯御一覽被成置候儀於其方別して難有可奉存所、風雨を起し、剩へ雷共を呼び出し不入御馳走振り甚以御不興の御事に候、若し快晴於難致は六郡の人夫を事ひ我等下知せしめ早々其方儀可及追放者也

未八月

定田 齊

田澤洞龍神殿

秋田縣及秋田人 吾等は傳説を辿りて陸中陸奥より羽後に入つたが此の羽後は飽海の一部を除きては秋田縣の管轄に屬し其の秋田縣の大部分は關ヶ原の一戦に徳川氏の怒を買ひ、常陸の水戸より遠く此の地に削封せられたる佐竹氏の領土にて、秋田縣下佐竹氏以外に屬するものは僅に陸中鹿角郡の南部領たると羽後由利郡の本庄、矢島、龜田等の小藩に分轄せらるゝのみであるから、秋田縣人の氣風は舊佐竹領たる秋田藩によつて代表せらるゝと見ても大過はない。此佐竹藩は常に徳川幕府の猜忌の眼を以て監視せられて居つたから居城（秋田久保田城）の内廓外廓も石垣を用ひず土を以て築造したほどで武備には充分の力を注ぐことが出来なかつた代りに鋭意封内の開拓に従事し、私かに國力を充實して時の到るを待つて居つたので、曾て武を以て關東に誰視した佐竹氏も此地に來りては三百年間全く雌伏の状態にあつた。此の雌伏の間に養はれたる秋田の富は今や奥羽第一、否な日本第一と稱せらるゝに至つたので、管内に起伏する山嶽は殆んど無盡蔵の鑛床にして其の金銀銅等の産額は一年實に一千四百有餘萬圓正に全日本の金屬總産額の三分の一強を占め、其の山嶽を彩れる無限の森林は各種の用材を供給し、製材業の發達これ亦日本一を

日本一

秋田の學

以て呼ばれ、外に日本全土中他に産出を見ざる土瀝青アスファルトの大鑛區あり、此鑛産と製材と土瀝青とは確に以て東北の秋田をして日本の秋田たらしむるのである。其の他從來よりの産物としては秋田八丈春慶塗等あり、新に發掘せられつゝある石油あり、更に産馬の屈指の地位を占むるあつて、秋田の富は無盡蔵なりと云はるゝのも決して過賞ではない。若し其れ文化の點に於ては慷慨激越頗りに王朝の別を辨じて徳川幕府の專横を憤り、足、關東の地を踏ますと呼號し、「靖獻遺言」を著して勤王の精神を鼓吹したる淺見綱齋の門人若林強齋に師事したる小野鶴山の門に出でたる中山善我あり、漢籍を此の善我に學び、神道に於て一旗幟を立てたる平田篤胤あり、奥羽各藩と去就を共にせずして此の藩の獨り敢然として勤王に盡したるも亦深き因由ありと見るべきである。其他三代農政學に心を潛め終に信濃に至つて之れを大成し、實用經濟の泰斗と云はるゝ佐藤氏の雄辯郡にあつて佐竹侯の爲めに秋田の物産を海路江戸に送致する計を立てたる如きも此地方に多大の影響を與へたのである。地廣くして國富み、しかも比較的人口の少い秋田人は激甚なる生存競争の刺戟を受くること微弱なりしが故に文藝を樂むの士多く、今日東都の文壇に於て殆んど各新聞雜誌を遍じて秋田縣人の居らぬ所はない状態であり、且つ其の氣風自ら應揚な所のあるのも亦其の爲めではあるまいか、淺田江村氏曾て秋田氣質を論じて、

秋田氣質

由來佐竹藩では特殊の藩風といふものがなかつたと思ふ。若しあらば其の境遇よりして分に安じて靜かに天命を樂むといふ樂天主義で、其他には何ものもなかつたと思ふ。特に著るしい藩風を持たぬといふことは、一面から見ても國風の偏見を持たぬといふことになる。秋田人にこそせよした處がなく又全體から見ても地方臭といふものがないのは蓋し此邊の原因もある。

といひ、又

秋田人は殆んど先天的に應酬の妙を得て居る。圓轉無碍である。けれども少しも飾るらしい處はない。又毫も浮薄な處がない。直ちに其天真を傾ける。而かも恬淡水の如き大陸式である。來るものは拒まず。去るものは追はずといふ流儀である。少しも嫌味がない。(知られたる秋田)といひ、又其の文章の士の輩出に就て「蓋し其の自然と雪の季節の籠居とが自から文學思想の開發と文學的思想の機會を與へ、隨つて多くの文章の士を輩出せしめた所以であらう。併し大體を通じて深刻若くは幽玄といふ方面の姿態を缺いて居る。何れも穩健平明で、茲に矢張り大陸式なる秋田氣質が現れて居る」(同書)と云はれて居る、秋田人に對する尤も穩當な觀察であらう。

秋田名物 日本一に富める秋田には諸種の名物があつて皆な日本一の名を冠することが出来るが

三吉靈神

此の秋田には他國人の來つて日本一と稱するを忌みたまふ神がある。それは南秋田郡と河邊郡に跨る太平山なる太平山神社に合祀せらるゝ三吉靈神で元龜大正の頃太平城主永井左近等の爲めに攻められた同長崎の城主藤原三吉の城敗れて此山に逃れ終に山神となれりと傳へられ、若し人豪慢の氣を出せば必らず此神に害せらるゝとて角力取が天下一と名乗りて三吉に投げられ、經業師が日本一といひて綱渡りの綱より落ちしなどの話を古老に聞くことがある。他國人の來て日本一を稱すれば祟らるゝ。此秋田の地に日本一の多きは面白き對照ではないか。北海道は知らず内地に於ては秋田藩は確に日本一である。其の最も能く發達したるものは葦を以て杖とすべく、葉を以て雨を凌ぐに足る。これも亦名物の一に算すべき秋田昔頭の歌ふ所によれば、

ヤアトセ、ヨウイヤナ、キツタカサイ、秋田名物八森はた、男鹿では男鹿鱒、能代
春、慶、榊山納豆、大館まげわつば、キツタカサイ、ドッコイドン、

はた、
他は暫く措き此の中にいへる「はた」は鱒と書し又雷魚、鰻魚とも書く、十一月下旬冬雷を聞くの後に大漁あるものにて、佐竹氏の水戸にありし頃は常陸にて漁せられ、移封の後は男鹿に於て得らるゝが故に又佐竹魚とも呼び風味淡泊る地方人に愛賞せられ其の卵子を「ぶりこ」といひ、之れ又食用せられ、鱒の鱒とよりことは正月を迎ふる必需品となつて居る。秋田昔頭は

秋田昔頭

前に舞けたる如き陽気なもので三味線、太鼓、小鼓、笛、摺り金等を以て囃し立て、踊るので、もとは士族町に濫觴し柔術の手より出た頗る武骨のものであつたが、今は純然たる踊りと化したといふ。其の歌の中で最も地方的色彩の明かなるものを擧げると、

秋田名物、コの子をつまんで云ふならば、

ぼつこ(子仕)にかつこ(香物)かさこ(木皿)に皿こ、酢こに醤油こです。

棚コの隅コの策コ(すま)のヒロコ、味噌コであへたとさ、カサコですくつて座頭コにカセたら、旨いと喜んだ。

の如きものである。

本蔵退分

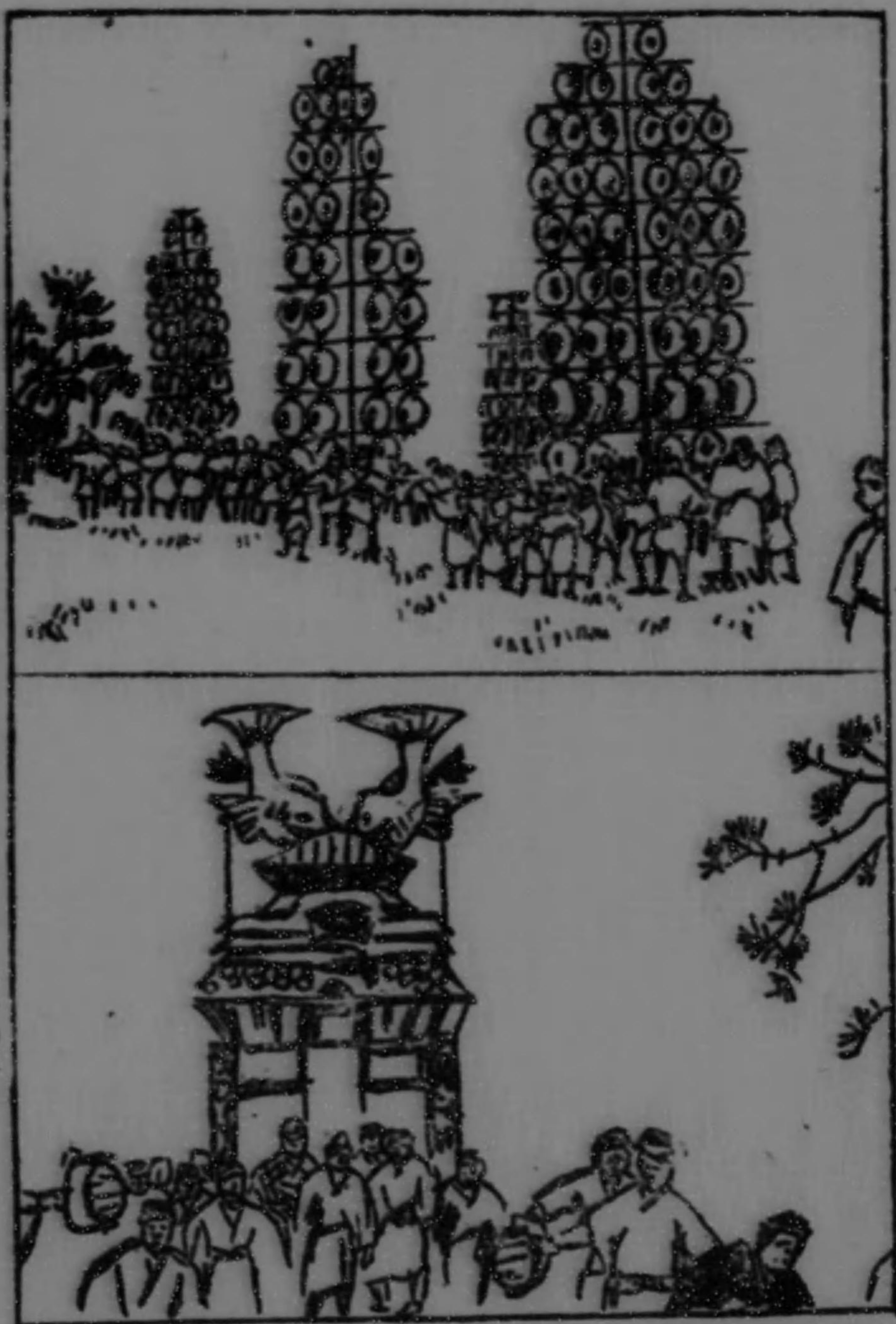
「秋田縣勢振興論」には此の秋田管頭と云に山形郡地方に行はるゝ本蔵退分なるものを擧げ、文明の壓迫に放れて氣も暢びやかなる此の郡の氣質によく調和したやうな感じを與へるとて

本莊名物、焼山のわらび、小首かして思案する。

本莊名物、焼山のわらび、焼けば焼くほど太くなる。の二を示してある。

竿燈

地方風俗の中に名物として指を屈せらるゝものは俗に眠り流しと云はるゝ秋田市の竿頭と山本郡能代の七夕燈籠とである。長き竹竿に横竹數條を結び、杉形りに數多の燈籠を吊し、之れを掌上



能代七夕燈籠 圖下

秋田市場竿頭 圖上

能代の七夕祭

樽指頭、頭上、肩頭、腰車等に据ゆる曲藝を演ずるので、其の太鼓はドンドコ、ドッコ、ドンドコ、ドッコ、トンドコ、ドッコ、ドン／＼と男ましく打ち、百本以上列を正して遠くより望めはイルミネーションを見るの觀があるといふ。昔は六月六日通町に捕ら廣小路に至り藩王の上覽に供したもので、今は七月六日公園二の丸に於て行ふ、佐竹家移封以前より行ひ來り今に廢れざる古き行事であるといふ（秋田縣案内）。能代の七夕燈籠は青森地方の倭武多と同じ名を以て呼れて居るが、田村將軍の故事を傳へ、城廓、神殿、樓閣等種々の意匠を凝らし、周圍二三丈乃至六七丈のものを作り、其の内部は竹木を以て、組立て、外部は紙を以て張り、五色を以て彩り内部に無數の蠟燭を點火し、各町を昇り廻はり、前後を鼓ひて喧嘩鬪争するに至り能代第一の誇りとするものである（同書）。其他祭祀並に歳時に關する風習は後にいふが、こゝには呼んで名物とする所のものゝみを擧げたのである。

茂木さくら

尙ほ一つこゝに付記したきは平鹿郡地方獨得と云はるゝ「茂木さくら」のことである。昔佐竹義宣、尙ほ常陸にありし時、北條氏直と戦ひ、精銳決死の勇士茂木百騎を以て向はせしに、氏直持久して出でず、百騎無剩を慰めんがため獅子舞を演じて北條征服の意を寓し、之れを茂木さくらといひ、義宣當國に移封せらるゝ時百騎は獅子を舞ひて關口の表として之れに従ひ橋手に着し、此に止りて此の技を演じ、其後久しく中絶せしも今は復興せられて行列は旗、警護、捧遣ひ、團佐々良、唄場、獅子笛等にて獅子は三騎の

家屋と藪

紋を付し一舉手一投足進三騎を顯はすのは北條攻撃の意を寓したのであるといふ（秋田縣勢要論）。

仙北の山間

山間と海濱 國富みて人は文藝の趣味に富む秋田は、又越後より庄内酒田を経て日本海岸一帯の地が稱せらるゝ美人系に屬し一般の風俗は優雅で奥州地方とは趣きを異にし生活の程度も比較的高く大體東京風であるが、それは秋田市其他の都會地方で一步山間に入れば古代の風俗を遺し、筒袖袴は普通に用ひられ、家屋の建築も瓦葺は少く、仙北郡なる田澤湖附近は田中理學士が、「此邊は種馬所のある所で随分馬が澤山、農家の構造もへの字形に出來て、其の半分は既にして家の玄間は既の方にあるので、客は必らず第一に馬の顔を見してからでなければ人の居る所に行けぬ事になつて居る」（田澤湖案内）と云はれたやうな風であり、此の地方を中心として研究せられたる「日本風俗の新研究」には「當地は素と山間の僻邑江海に遠ければ魚類に乏しきは言を待たず、されば日常の膳着は野菜山菜の外、蝦蟇を食ひ、蝗虫を珍とし、蛇、蜂甚しきは蝸蚪をさへ嗜むものあり」といひ、服装に就て「此地の人は男女とも「ボト」と稱して、袂なく、袖背を掩はず、袴、膝を隠くさざるものを體に被ひ、腰より脛の半ばに至る半股引を穿ち、其の下部に腰當をつけ、女は領に襟巻といふ巾を垂れ、頭をば「タナ」と稱する縮巾にて裹み、前垂を掛く。これ、上古の服装なる袴、腰、裳、襟、領巾等の遺制なるべし、又男女とも行くに足半をはき

田澤の大葉子節

男は腰に山刀やまなを佩たふも亦上古外出の制の遺れるものなり」といふ。こゝには催馬樂の遺風なりと思はるゝ大葉子おほはこの存して「田澤湖案内」に「或は曰く調の伊金灘の妻、大葉子の貞烈を愛で、當時より諷咏せしものにて催馬樂の曲譜に合はせ之れを唄ひたるものなりといふも詳かならず」とあり、七八五の三句より成る頗る古雅なものである。

おばこなばになる、此年暮せば十と七つ。十七おばこなど、何して花こなど咲かねアとな。咲けば實もやなる、咲かねアば日陰の色紅葉。

大目出鯛

此の大葉子節のことは尙ほ後にいふが、外に此地方の習俗と關聯して居る「大目出鯛」なる歌謡がある。これは昔戸澤氏が此邊を領して居られた時大字賀の神即ち辨財天を勧請して祠を建てられ、附近の農民毎年正月十一日に小判形の餅を供へ、戸澤氏は又日を期して農民を城中に招き酒肴を與へられたから喜びの餘り字賀の神威と戸澤氏の武運長久を祈つたのから初まつたので、其の餅はオカノ餅と稱して今も正月の餅搗に之れを供へる俗あり、歌謡は祝筵賀席に用ひらるゝことゝなつて此地方に遺つて居る。其の歌は

これの館やつかたの田の水口に。咲いたる花は何花、黄金の花か米の花、これから長者になりの花、おめでたいてや、おめでたいてや、おうくとこうくとおめでたい。それから長者と呼うばれて、呼

ぶも呼うだし、呼うばれた、朝日の長者と呼うばれた。

東窓のきれ窓から、おうがの神は舞ひ込むだ、何をもつて舞ひ込むだ。黄金の銚子をさし上げて。

どんどめぐてや、どんどめく、お庫の隅でどんどめく、何をするとどんどめく、あびす大黒ぞに金つむとどんどめく(田澤湖案内)。

の如き素材な調である。去つて男鹿半島の海岸に赴かんか、浦の苦屋くるみやのいぶせきは何づこの浦邊も同じとするも、こゝには昔の名残りたる獨木舟ひとりぶねの用ひらるゝことは頗る異様の感に打たれざるを得ない。露伴氏の「遊行雜記」にいふ。

獨木舟

此の邊の濱の眞砂地に引き上げある舟どもを不圖見れば、舟といふ舟は皆獨木舟なり、獨木舟は古の所謂蝦夷が島人も之れを用ゐれば、さのみ珍らしとすべくもあらねど、此地のは「アイヌ」の用ゐるものとも聊か其の造りさまを異にすればそゞろに眼に留まり心も惹かる。「アイヌ」のも往古は是の如くなりしやあらん。詳しくは我が知らぬことなれど、今の「アイヌ」の獨木舟は船匠の「しき」と稱ふる船底の板のみ獨木にて船の横腹は幾枚かの板どもを綴ちつけ切きつけて造るなり。されば釘をこそ用ゐざれ、實は獨木舟といふ名には相應あはしからぬまで進みた

る際のものなり。然るに此處のは全く一つの大なる杉の木を刳りて造り成したるものにて其の長さは四尋五尋もあるべく、其幅は三尺もあるべきなれば「アイヌ」の舟よりも猶人の智慧といふもの加はり居らぬ眞實の獨木舟なりといふべきなり。もとより雄鹿の島は往古「アイヌ」のいと多く住みて榮え衰りたるところと覺しければ獨木舟の制の今に遺れるも怪しむべくもあらぬことなれど、島とはいひながら我が東京とも地續きなるところにて今猶ほかゝる刳舟を用ゐ居らんとは流石に思ひも懸けざりし

と、此地方の人も「スポ」といふ短き衣服に足半といふ草履の半分ほどなるものを着けて居る。

其の民俗の奇なるものは陰曆正月十五日の夜に生剝とて村々の若者、顔に彩色したる松皮或は紙製の鬼面を被り、頭に海藻を墨染にし、振り亂したるを冠り、簀を着け、腰にからりと鳴る小箱をつけ、手に銀紙を貼りて造りたる庖丁を持ち臂を怒らし、聲を荒らげ恐ろしき體にて家々を廻る、其の家にて生剝が来たると婦女子は逃げ隠くれ、衣服を被りなどして潜み、亭主は切餅を盆に載せ戸の蔭より差出すを掴み取りて去る風があり（風俗叢報百三十二號）其の古來の遺習と見るべきものには曼荼羅唄といふものがある。

聲はすれども、姿は見えぬ

生剝

曼荼羅唄

それかあらぬかきりくす

銀の柱に黄金のたるき

錢と小判のこけらぶき

等が傳つて居る。佐竹藩政中は男鹿半島二萬石を概稱して島民を直百姓と唱へ、毎年十二月貢租完納の日、藩主の臺所に召され藩主親臨して酒肴を賜ふを例とし、島民は此歌を唄ひ蛭子舞等を踊り歡を盡すを常とした。（秋田縣勢振興會）

傳説の鳥海山 秋田、山形の兩縣に跨り羽前羽後に雄視するものは出羽一の宮と云はれたる鳥海山である。相傳ふ、太古巨鳥の左翅に二卵を抱き右翅に一卵を擁して雲路遙かに飛んで此の山上に來るものあり、左は兩所大菩薩を産み、右は丸子親王を生みて此の國人の祖となり、再び本島に化し飛んで北嶺の池に沈むと、即ち當地方に住む丸子氏は此の鳥を祖先とし家紋は二鳥與と鶯とを合せ丸くしたるを用ひ、此の神の氏子は鳥を食ふを忌む（風土略記）兩所菩薩とは鳥海と月山の二神にして、鳥の沈みしといふ湖は山の半腹にありて鳥の海と名け、山麓羽後飽海郡吹浦に大物忌神社あり、國幣中社に列せられ、大物忌神を祀る。此神は稻倉魂にして山上に御田原、桑森稻倉嶽などあり、同郡に小物忌神社ありて風神たる級津彦、級津姫の二神を祀り風穀相待つて此

丸子親王

鳥羽の神

國を護り給ふとするのであるが、山高くして白雲去來し時に山靈の怪を示すによつて幾多の傳説は付會せられ崇敬の念を増さしめたものが少なくない、即ち「續日本後記」承和六年の條には出羽の逸言として「此郡西濱、府に達するの程五十餘里もと石なし、月の三日より霖雨止むなく、雷電聲を聞はし、十餘日にわたりて乃ち晴天を見る、時に海畔に向つて自然に石を隕す、其數少なからず、或は鐵に似或は鋒に似、或は白、或は黒、或は青赤、凡そ厥の狀態鋭く皆西に向ひ墜は則ち東に向ふ故老に詢ぬるに未だ曾て見ざる所といふ、國司商量するに、此濱砂地にして徑寸の石、古より有することなし、上言により進上する所兵家の石數十枚之れを外記に收む」とあり、時恰も南海に戦ひありしを以て翌七年には出羽國飽海郡正五位下勳五等大物忌神を從四位下を授けられたことがある。想ふに先住民族が遣せし石斧石鏃の大雨によつて露出したるものを神軍と爲して崇敬せしものか、「諸國里人談」には「出羽國庄内飽海郡は大物忌太神と號す、祭神は倉稻魂神なり。年に一度烈しく震動して天氣常に異なる雪霰の中に矢の根交りて降るなり、これを神軍とて土人大に怖れて晴れて後木蔭に石にあらず、鐵にあらず、鏃矢かりまたの鏃數品あり」といひ、明治の初め鶴岡縣の社事掛として此の山に登りし榮木の舎長胤の「山形縣の土産」には「今も彼國にては時々山野の差別なく顯るゝ毎に拾ふ由にて白赤青色さまざまあり又大小ありて、己れも四五得て持てり」とあるに見ても、石器時代の遺物の露出を神怪視したるに外ならぬ。尙面白きは、「三代實錄」元慶二年八月の條に、

彼國正三位勳五等大物忌神を勳三等正二位に進め、勳六等月山神を勳四等從五位下に、勳九等小物忌神は勳七等たり。是より先き右中神兼權守藏原朝臣保剛奏していふ、此二神、上古の時より方さに征戰奇驗を標すあり、去る五月賊徒襲ひ來つて戰ひを挑む、官軍此時に當りて雲霧晦合、對坐相ひ見ず、營中擾亂を見て官軍敗績す、之れを管輅に求むるに、神氣賊に歸して我が祈ること感無し、其爵級を増さば必らず靈感あらんと、國宰贊成し、祈請懇懇なり、望み請ふて位階を加へ、神壇に答へんとすと、仍つて此の等級を増す。

手長足長

とある。これにても如何に此の山の崇敬せられたかを見ることが出来る。尙ほ「同書」貞觀十三年の條には此の山に就て一の奇異なる報告が載せてある。それは四月八日、山上に火あり、土石を燒き、亦聲あり、雷の如し山より出る所の河は泥水溢れ其の色青黒臭氣充滿して人聞くに堪へず死魚多く浮び擁塞して流れず、兩大蛇あり、長さ十丈許、相流れて海に入り、小蛇隨ふ者其數を知らず」とあるので、噴火の結果たること明かであるが、これが又傳説を産むで、昔、此山に手長足長といふ毒蛇が棲んで往來の人を害したのを、諸天萬神之れを憫みて梢に怪しの鳥を棲ませて毒蛇居れば有耶と鳴き、在らぬ時は無耶と鳴かしめられたから此の所を有耶無耶の關といふの

有耶無耶
の兩

である（秋田の假説）。有耶無耶の關は山勢海に迫つて由利、飽海の兩郡今は秋田山形兩縣の境界に近き所を古趾と唱へるのである。古歌に

武士ものぶの出るさ入るさに指折する

とや／＼鳥のむや／＼の關

むつの國思ひやるだに透かなる

とや／＼鳥のむや／＼の關

とあり、土御門院の御製に

たのみ來し人の心も替るやと

問はれて見ればうやむやの關

とあるのも此の所である。

康平年中源賴義父子安倍貞任を討つ時も亦清原武則の勸めに従ひ此山に戰捷を祈り、亂ぐる後、此神即ち大物忌山兩所を村山郡金井莊に勧請した、今、羽前山形市宮町の兩所宮はこれである。

大物忌祭 「風土略記」には此の鳥海山大物忌の神にて「正月第三の寅の日寅の刻より申日申の刻まで七日の物忌あり、人死しても葬らず、病を問はず、喪を弔はず、穢物を洗はず、冠婚の禮を

行はず」とあるが「山形縣の土産」には「土人の傳に昔は當社は大物忌祭とて最も嚴重に物忌して年穀を占合する祭ありしが、何時となく絶たりとなむ、其の如何にして祭りしか、いと／＼惜しきことなりかし」といひ、次ぎに此の神を祀れる山形市の兩所宮に物忌祭あることを紹介して、

野宮の物
忌祭

其神社の祠裏見勉が時々予が家に來りて云ふに、古より當社に物忌祭とて年穀の吉凶を占合することありしが、改曆以來八月一日を以て例祭を執り行ひ、同日より八日迄物忌して八日には去年境内の滑地に埋め置きし供物を掘り出して明年五穀野菜等の吉凶を見ると云へり。予思ふにこれは彼の物忌祭りにて本社には絶えて、此社に傳はれるならぬと思ひ當日其場に臨みて見たるに、土中二三尺掘りたるに丸石五つ置きたり、これを取るに、中には山形の分、四方に米澤、仙臺、秋田、庄内の分とて各々米と粟は飯に炊き、稻穂は其儘なり、瓜、茄子、大豆、小豆、大角豆其外のものば其儘埋めたるにて去年埋めたる儘、少しも損せざるを大吉とし、少し損じたるを申とし、いたく損じたるを凶として善惡を定めたり、いと／＼古風の占合さまにて美しく覺えたり、又明年の分には當日上げし右の品々を埋め置くとぞ。

といふ。山形の遊覽記たる「風流松の木枕」にも亦此祭を紹介して「昔より於多伊やすめと名け

来る奇妙不思議の事共なり」とあつて他に多く類例を見ない祭事である。

三山縁起

月山、湯殿、羽黒の三山 月山は海拔六千五百尺、湯殿山は其の半腹に峯頭を出し、羽黒山は之れが麓を爲して古來出羽の三山と稱して崇敬せられたるもので、「羽黒山舊記」の傳ふる所によれば昔景行天皇の二十年武内宿禰、勅によりて北陸の神祠を崇むる時に、當國由良の巖窟に至りて天樂の響くを聞き、驚異の情を起し、窟中に入らんとする時、鹽土翁、忽然として出現し、巷の嶺は龜龜草葦不台尊、鎮護の移り給ふ所なり、雲の嶺は玉依姫のみます所なり、良の嶺は豐玉姫湖中に鎮座ましますと告げけるよりこゝに神祠を創建し皇納賀原の三神といふ、巽は月山、震は羽黒、艮は湯殿であるとあるが荒唐不稽もとより取るに足らず、今、月山は月讀命を祀りて官幣中社に列せられ、祭禮は七月十五日出羽神社に於て行はる（先きに擧げたる大物忌神社は此の月山を合祀して兩所宮とするに就ては此山は夏季にあらざれば登り難く祭祀に不便なれば鳥海山の大神忌の祭と共に鳥海山麓吹浦村にある同社に於て行はれたのであらうといふ）此の月山の南を經て遙に西へ下れば大なる澤があつて其の澤邊に熱湯の湧出する所がある、之れを湯殿山賣前といひ、雲窟を以て本社とし、古來別に社殿を設けず、今は大己貴命、少彦名命、大山祇命を合祀して國幣小社に列せらる。羽黒山は同じく國幣小社にして稻倉魂命、玉依姫を合祀し出羽神社、正

能除太子

しくは伊氏波神社といふも、民間の信仰は依然舊時の状態を持續して羽黒、月山、湯殿三所權現として山嶽崇拜の思想と關聯して居るので、それには此の社の攝社に峰子神社がある。祭神は崇峻天皇第三の皇子にして御名を參禰理といひ、佛法を信じて能く一切の苦を除くの文を誦せられしにより世に能除太子と崇められたまふ方で、御形異相にして偏に夜叉の如くに在し且つ天性勇猛にましましければ、蘇我馬子に忌まれたまひ、其の讒によりて此地に來り、八乙女の浦に至りたまへば、片羽八尺三足の靈鳥飛び來りて我れは羽黒の神なり、汝をして此山を興さしめんとて太子を導きて此山に入り、太子はこゝに艱苦の行を積みて生身の觀世音菩薩を拜し飛行して月山と湯殿に行き、終に

宮木もれおのが羽黒の山がらす

かしらの白くならん世までも

と咏みて此の山に奠じたまひしとの傳説（羽黒山舊記）ありて王子の墓所は本社の西南中央の小丘にありて古くより魔所と稱して之れに近づくを禁じ、今は宮内省の管轄に屬し守衛を付せられて居る。羽黒は此の能除太子を開山として月山湯殿を統轄し、遙に修驗道の本據たる大和の大峰を月山に、同吉野を湯殿に、紀伊の熊野を羽黒に擬して奥の三山と稱し私に羽黒一流の修驗道を立

月山禪定

て、奥羽並に北越に威を振ひ、別に女別當なるものありて諸國の巫女を司り神記勘辨の業を爲すものもあつたので、今も尙ほ此の地方より北越にかけて巫女なるものが遺つて居るやうである。羽黒修驗者は月山禪定とて月山の絶頂を以て行道所とするので、芭蕉の「奥の細道」には

羽黒より月山に上る木綿しめ身に引つけ、寶冠に頭を包み、強力といふものに導かれて雲霧山氣の中に氷雪を踏みて上る事八里、更に日月行道の雲關に入るかと怪しまれ、息絶え、身凍えて頂上に到れば日没て月現る、篋を布き篋を枕として臥して明くるを待ち、日出でて雲消ゆれば湯殿山に下る。谷の坊に鍛冶小屋といふあり、此國の鍛冶、靈水を得て爰に潔齋して劍を打つ、終に月山と銘して世に賞せらる。

湯殿山

とあり、さて「此山中の微細、行者の法式として他言することを禁ず、仍て筆を止めて記さず」といふ、古來山中のことは人に語ることを禁じ、語れば必ず神罰ありと信ぜらる、「風土略記」には「湯殿山は當國はいふも更なり、北國、東筋、奥州より參詣の道者、淨衣に山谷を白くす。一度此山に登れば又參詣の思ひを起さずといふものなし、來迎佛を拜し、或は死たる妻子に逢ふなど人口に喻炙する所なり、山路に入れば人々錢を蒔き散らし、寶前に至ては金銀を惜まず、熱湯に投げ入れ、積ること山の如し」とある、三山の信仰は當地方の人心を支配して最上村山地方にては今も兒童十五歳に達すれば元服と稱し一度は月山に詣づる習俗が遺つて居る。

羽黒の松勸進 此の羽黒山には松勸進といふ行事がある。毎年九月廿日より潔齋して木を以て鐵線の類を造り之れに注連を張りて壇上に飾り、これより庄内三郡（即ち羽前東西田川並に羽後飽海郡）を二組に別れて勸進するので、其の勸進は先づ國見村玉川寺に至りて神酒に扇子を添へて出し、寺僧は神酒を敷きて御初穂を出す、これは往古人ありて當所に於て國を見たるによると傳へ、これを手始めに勸進し、（風俗畫報百二十二號）極月廿八日には大松明の行事がある「出羽風土記」によれば、

位上と先遣

極月廿八日二組の山伏、（一組を位上といひ、他を先遣といふ）の人足大勢、大堂へ群集し、大松明二本を結ぶ、篋を數多接合し、其の中に柴の刈りたるを包み、大繩にて結ぶ、一本の大松明に刈干を包むこと千三百三十三束（三把といふ）此時飯の握りたるを双方より投げ合ふ、さて除夜の夜半に大堂より人足二人二本の大繩を付け双方籠ひて引出し廣庭に押立て又鏡松明とて別當三先達を隔年に出し石垣の邊に火をつけて立て置き、其外百松明といふを手々に指出し互に火にて打合ふ、火氣天を觸き一山白日の如し、山伏五人色々の裝束し鏡松明の下に出で一人を所司と稱し、四人を従者と號す、手を上げ足を下すに種々の模様あり、大地を踏み固める眞似なりとぞ（中略）後、火打とて男二人女の如く化粧して赤き單物を肩先に着し、羽黒

月山湯殿三所権現加護所と書附けたるあい笠といふを着し、別當の前に出で盃敷き火に打勝たる者後刻又出で、石火打あい笠を添て返す、始め兩人石、火打を手に打ち鏡松明を三巡し其方が負けても此方が勝ても尋常にといふ、又二人あり、藁蓋の内に焰硝をおきて大松明の本に待ち槍を薄くへぎて三角に三つ拵へ大火小火と書きつけ二つ合て扇の形とし是を火扇といふ、雨雪の降る時、焰硝の上にさし覆ふ具とぞ、参詣の大勢を百松明にて東西へ打散らしあい笠きたる二人同時に競て燈を續る大松明に先に燃え付きたるを勝とし、後れたるを負とす、位上の方勝ちたる時は上三十三ヶ國を吉とし下の三十三ヶ國を凶とす、云々。

とある。こゝに位上と云へるは伊上の義にて伊豆より上をいひ、先道といへるは中仙道の意にて東國より奥羽地方を指すならんかといふ、山城鞍馬の竹切、大和二月堂の大松明と共に年占に關する祭事奇習の中に加ふべきものである。

黒川館

月山の西麓に黒川村といふあり、此處の春日神社の祭事に黒川館といふものがある。それは正月二日の夜より四日の朝まで執行せらるゝので、三日の夜には、各々長さ八九尺許りの椽五本に白木綿を巻き付け、本を束ねて押し立て之れを開きて扇面形を爲し其の下に小童數人を坐せしめ太鼓の音に合せて踊らして皆融大臣此の地に配流せられ、いたく申樂を好みたまひて村民に教へたまひしに基くと傳ふる頗る古雅のもので、シテ、ツヤ、首、太鼓、腰鼓の後其の家々に傳へて今日に至り、融大臣の遺物と稱せらるゝ古假面

古裝束は今も神社の寶物となつて居る。(風俗叢報百三十二號)

庄内縣

庄内と山形と米澤 山形縣は三個の中心を有す。一は鶴岡、酒田を中心とする庄内地方にして、元譜代たる酒井氏の領土に屬し、二は山形市を中心とする村山最上の地方、三は米澤市を中心とする置賜地方にして、もと上杉氏の領土に屬し、各々其の趣きを異にして居る。「東遊雜記」にいふ「庄内鶴岡同域下、寒國、雪多き故、市中も板蕨草葦なり、會津の若松、二本松、白川、米澤何れも十餘萬石の城下なれども、鶴岡の酒田の津より廻漕すれば北海道より上方筋への便りもよきにくらべ見れば大に勝劣あり、海魚も自由なり、下民と雖も平生米を食し、貧しきものどもはサガク葉を米穀にまじへ食ふ、土人ツクメシともウツキともいへり、外の木にはあらず、在家十軒に八軒までは土間なり、敢て貧しきがために板を敷かざるにあらず、夷風の遣りしなるべし。城下市中、赤川の水を堰入れて舟通行し、最上川へ出して酒田の港に往來す、大概備前岡山につづく所なり、邊鄙なる故に諸品の自由は岡山にも劣りしやうに見え侍りしなり」と維新後城中頗廢したれど尙ほ繁榮の面影を存し、米澤山形とは稍々趣きを異にするの風がある。此地方の氣風に就ては大塚勝太郎氏が「由來庄内の地は、山嶽に圍まれてゐる。唯だ最上の大河が横しまに流れて大海に注ぎ、僅に一方日本海となつて開かれてゐるのみである。此自然の裡に養はれた何千

庄内人

年の北方民族性は排他的の思想を有し、個人的の主張を有つて一種の特性を形作つて来た。これやがて外に發しては文武兩道の發達となり、内に籠つては獨立自重の民族性となつたのである（郷土光華號）と云はれた通り、文武兩道は此藩の専ら獎勵した所で、此氣風が維新の際敢然として天下を敵として奮闘した所以であらう。學校に就ては藩主酒井忠徳會て風俗の鄙陋を憂へ、これを家臣白井重行に詢られた時に重行が事倉卒に行ふべからず、迂遠に似たれども風俗を移易するは學校の教に如くものなし、美なるものを長ぜしむれば惡なるもの自ら消ゆべしと、答へたのに端を發し藩學致道館は設立せられ、白井重行を以て之れを督せしめられたので、此の重行は字を子徳、號を重月といひ深く祖傳の學を慕ひ、祖傳の遺弟たる太宰の泰臺等に交りて誤國の遺訓を求め（日本教育資料）祖傳の學風は此地に活用せられたので、特に個性の教育に心を用ひたるは大に注目すべきことで、藩主の達しにも、

經術を明にし、其の身を正うし古今に通じ、人情に達し、時務を知る、斯の如きの人物は誠に國家の大寶に候得ども兼備の大儒は容易に出でざる者の由、時々評議を遂げ、天性大なるべきものは大成致し、小なるべきものは小成を致し、各々其の村を盡くし候様教導肝要に候。とあるは其の學風の他と異なるを示して居る。

庄内の教

庄内地方は越後の感化を受けることは多いが越後の如く婦女は他邦へ出すこと少く、藝妓の如きも多くは其の地方人をして地方にあらしめ他に出で、他邦人に弄ばるゝを厭ふ風がある。これらも亦地方の氣風を見るの一端であらう。

藏坐敷

山形を中心とせる地方は小藩分立し且つ庄内の如く長く同一領主の下にあらずして最上氏没落以來、しばしば其の主を更へ、且つ其の多くは左遷的に封を此地方に遷されしを以て財政豊かならず、誅求課税が甚しかつたから家に財あるものも表に之れを現はさず、衣食住の稍々贅澤に傾くものは直に御用金を課せらるゝより自然質素の風を爲し、年久しきに及びて今日質樸の民情を馴致したので、其の最も良く現はれて居るのは此地方一般に見る藏坐敷で、街路より見る時は質素古樸の家も一度奥に入り其の藏坐敷に坐する時は其の構造贅澤に意を用ひられあるに驚くほどである（時事新報所載「古昔の山形」）此の觀察も確に一面の理由であるが、他面には藩主が殖産を獎勵した事蹟も亦没することが出来ない。殊に秋元氏の如きは銳意此の方面に力を盡くして同地の特産をして他地方に輸出するの法を講ぜられたので、それらの原因により同地方人は浮華を去り質實に就き努力進取の氣象も少からず、東北に於ける近江南人の名を受くるに至らしめたので「東北及東北人」の著者は「東北地方人として稀に見るの數理的觀念に發達せり」といはしめた

山形人

ので、尙ほ同著者の云ふ所によれば「山形縣地方人の思想關係と産業状態とは維新前既に他地方と其の基礎を異にしたり、されば當時治々として權勢を貴び武備を渴望したる時代に於て全國東西三百諸侯中其藩士をして算盤を取らしめ、亦藩民に對し他藩に出商を奨励したるものは蓋し米澤山形の兩藩のみなりと傳へらるゝ程で」今日同地方の經濟状態の良好なるは全く舊藩時代開發の結果である。しかも此事の最も著しきは米澤で、上杉景勝の滅後より會津に移されて百二十萬石を領せし時は米澤は三十萬石を以て其臣直江兼續の領した所であつたが、關ヶ原の一戦、景勝西軍に與みせしの故を以て會津より此の米澤に移されて三十萬石となり百二十萬石の將士此地に移りしも地狭くして到底之れを給するに足らず、此に於て景勝英斷を以て節儉を勵行し、兼續は又拮据經營して荒蕪の地を拓き、一人も路頭に迷ふものなからしめしも、景勝逝き、兼續歿して漸く奢侈の風を扇致し、定勝其後を承けて士風を刷新せしが、定勝の子綱勝逝きて嗣子なく吉良義央の子を養ひて嗣とし、此の時又封を減ぜられて十五萬石となり財政紊亂、負債山の如く、諸士は半知を受け領民は苛税に苦み、領内十三四萬の人口は減じて八萬となるに至りし時、英主上杉鷹山公が出で、勤儉自ら率じ、奢侈を戒め忠良を擧げ孝悌を勵まし、且つ殖産工業に力を盡されしかば、十數年にして倉庫充實し四境の民皆な其の仁政を欽羨するに至らしめ、終に安井貞軒

上杉鷹山公

をして、

米澤の地勢、略ぼ會津に類す、但だ山に磐梯の秀なく、水に猪瀨の廣き無く、巖に御津の奇なく四山又稍と逼る、之れを要するに二國皆な山嶺萬重の中に在り、搬運極めて艱し、世治に貿易の以て其の民を富ますに足らず、世亂に轡を緩にし以て其の境を闢くに足らず、然るに會津には藩祖神公あり、遠く翼子の謀を胎し、米澤は即ち鷹山公あり、祖業を振起す、皆な以て儉素國を立つ、流風善政、奉守して敢て失はず、申西の凶荒に奥羽の民死者數萬人、二國は則ち一人の凍餒なく、しかも米澤尤も豊かなり、乃ち知る、國の盛衰は政にありて地にあらざるなり。

と云はしむるに至つた。山形縣人は實に此の如くにして其の質實の風と野力の氣象とを養ひ來つたのである。

米澤藩

有名なる米澤藩も本鷹山公の獎勵なるもので、或は安永五年越後小千谷より編師を招き領内士卒の子女に絹織製造せしめたるを初めとし（東北及東北人）或は安永六年藩士廣瀬啓助なるもの藩主の命によりて公務の餘、絹糸製造を開始せしに初る（大日本地誌）といふも、其の盛なるにいたりしは寛政年間藩政改革に當り蠶桑を以て民利第一とし、藩主自ら内庭に於て蠶桑に従事し、伊達信夫より養蠶師を招き且つ蠶

置手引の書を印行して普く封内の民に頒ち城の内外士民の邸宅、社寺の境内に至るまで桑樹を植えしめ、又藩士の女子等をして恒産を得せしめんとして、織工數名を京都より招き絹布を織ることを教へたるより日を逐ひて盛大に赴き、後には從來上國より購入したる君臣着用の織物一切總て國産品を用ふるに至り、國産所を設けて粗製濫造を防ぎ、終には諸方に輸入して廉價を博し、今同地方の主要産物となつたのである。

山形名物 既に秋田名物をいふ、山形名物に就ても一言なきを得ない。昔は紅花を名物として紅花染は當地方の特産であつた。傳説には慈覺大師入唐の時之れを持ち歸つて村山地方に栽培せしめられたに初るとあるも明かならず、最上義光が湯殿權現に病氣平癒を祈れる文にも平癒の上は紅花一貫四百目を奉獻すべき旨を記したるほどであるから其の當時既に盛んであつたことが想像せらるゝ、紅の花には刺ありて露を含める時は此の刺柔らかきを以て農家の女は拂曉野に出でて之れを摘み湯煮にして之れを掲ぎ鏡形と爲して乾して近江商人の手に輸出し地方の需要を充すには地織木綿を染めて之を花染といふ。(古昔の山形) 想ふ、此地方の風俗たるモンベとて雪袴に似たる物を着せし少女が名も床しき花染衣にて紅花を摘めるは優雅なものであつたであらうが、今は全く化學染料の爲めに壓倒せられて其の面影の見るべきなく蠶桑の業之れに代り、山形名物として雅致あるものは特殊の風味を有する、財斗梅羹が獨り其の名を擡にするのみとなつた。され

紅花染

阿古耶の松

ど山形を情化する傳説には阿古耶の松がある。文武天皇の御宇、奥州信夫の主たりし藤原中納言豐光の息女に阿古耶姫とて容色世に絶れ、管絃の道にも堪能なりしが、一夜獨り琴を彈ぜし時、緑りの衣に黒き裳、容貌秀麗なる貴公子の來りて我れは十八公の長にて千歳山に住むものなりと終に姫と契りしが、或る夜愁然として我が命盡きて復た會ふ能はず、願はくは姫の引導によらんことのみと云ふかと思へば妾は消えしが、幾もなく名取川の橋村にとて千歳山の老松を伐りて運び出さんとするに如何にするも、動かざるを姫は心に察して力を添へて之れを曳き出し自らは其の松の伐株の所に神庭を結びて其の靈を弔ひ、遺命して死後は松を植えて墓標とせしめられたのが即ち阿古耶の松で、山形市外南村山郡千歳山の麓、萬松寺に姫の木像と姫が咏みしといふ、消えし世のあと問ふ松の末かけて、

名のみは千歳の秋の月影。

の歌を刻せし石碑がある。もとより荒唐不稽であるが此松をして情趣一段を加へたのは、藤原實方朝臣の勅勘を受けて陸奥の歌枕見て參れとて陸奥守に貶せられ阿古耶の松を尋ねて得ず、人の此の松は出羽の國千歳山にありと告ぐるを聞きて往きて搜らんとして途次名取郡笠島にて薨じたまふ(此事は第二章にあり)其の時遺命して「予聖旨を奉じて阿古耶の松を尋ね未だ其の志を達

實方朝臣
と中將郎

せざるこそ恨みなれ、死したる後は千歳山に葬り呉れよ」とありたれば従者其の言の如くし、朝臣の子中將姫父を慕ふて遠く此地に來り其の死を開きて顔色憔悴し、山麓の清水に姿を映じて、いかにせんうつる姿はつくも髪、

わが面影は恥しの川。

と詠みたるに河伯之れに感じて流れを地中に潜め福の神といふ所に至り、又湧き出づといふ稍史實に近き傳説の添ふて居るのである。今や菓子の名にも此の松は用ゐれて名物の一に算せられて居る。若し其れ歌謡に名物の名を冠することを許さば近時都人士にまで紹介せられたおばこ節で田澤湖畔の特有として居る大葉子節とは情調を異にして居る、坪谷水哉氏の「山形みやげ」には「全く山形縣特有の名物だ。其歌が故らに地方の訛りをワザとならず發揮してとをフと訛つたり、カキクケコをガググゴと濁つたり時には鼻音で、ンと伸ばしたりして地方の風俗人情を表現し野趣横溢の趣味がある」とて、

おばこ來るかやと田圃のはんづれまで出て見たバーコバエテ〜

おばこ來もせて用の無い煙草賣などふれて來る、コバエテ〜

おばこ節

最上山形で絲屋の地が小金とて、コバエテ〜
すがた七兩二分腰もと三兩二分、五兩目もと、コバエテ〜
等が擧げてある。

慈覺大師

山寺と浮島 關東より奥羽方面に於ける巨利は多く慈覺大師の創建にかゝるは、上來述べ來りし日光山を初め松島、平泉さては南部の恐山等に見ても明かであるが、其の大師の巖石の奇秀、松柏の鬱茂するを見て道場を開くの好適地として附近沮瀨の地を開拓して沃野となし、羽前東村山郡の地に創建せられたのが今の山寺立石寺で、もとは貞觀二年に成りしを以て遙に延暦年間に成りし比叡山延曆寺に對して貞觀寺と號し、東北開教の祖たる大師は實に此の岩窟の中に入定せられたる天台宗屈指の靈場たるのみならず、奇岩怪石に富む景勝の地として節を曳かるゝので、其の本堂の常明燈は大師が天台宗祖傳教大師の比叡山根本中堂に掲げられしを分ちたまひしより今に至りて連綿として盡きず、山中諸種の傳説に富むも、特に一言せざるべからざるは本篇第二章に於て云ひたる盤司盤三郎の木像の當山五大堂の側なる巖窟を窟として烏帽子を戴き、長髯を垂れ、巨大の體軀、眉を昂げ、眼を見張り、口を結び、拱手して坐せるものゝあることで、此山の傳説によれば盤司盤三郎の兄弟は職を以て生計をなせしが、慈覺大師の教化によりて深く佛法

盤司盤三郎

を信じ、溪間を馳驅して大師草創の力を助け、此の邊一帯殺生禁斷となりしかば猪等大に喜び、大師に深謝した時、大師は予に謝するより盤司に謝せよと云はれたとあつて、毎年陰曆七月七日山寺の祭禮には猪いのししに擬して燻爛たる盛裝をなせる十数組の若者、鐘太鼓を叩き、笛を吹き先づ盤司の像前にて獅子舞を演じ、それより慈覺大師の祠堂の前で舞ふを例とする。(漫遊人國記)といふことである。

芝祭

浮島は西村山郡下谷村なる稻荷神社の神池たる東西二百間、南北三百五十間ある大沼の上に大小幾つとなく浮動する島で、此社は白鳳年間、役の行者の開基と唱へ昔は別當として大沼山大行院ありて四月八日の例祭を俗に芝祭りといひ、一山の山、伏池邊に臨みて祈る時に傍らの芝地四五尺ほど裂けて池に浮びて漂ふ、これを芝舟といふ、其時寛々と遊びたまへといへば少時しばし猶豫して程なく元の所に漂ひ來りて癒着すること前の如し、不思議の祭なりしといひ傳ふ、今も四月八日を以て祭日とす。(山形縣名勝誌) 昔、行基菩薩此の島數六十六を日本國數に象り各名稱を付せられし由なれど今は其の數半ばに充たすと、これに就て「諸國里人談」は、出羽最上郡羽黒山の麓佐澤に大沼といふあり、これに大小六十六の浮島あり、徑三四尺より一文二三尺に至る、をの／＼國々の名ありといへども分明ならず、勝れて大なる島を奥州島とい

浮島とト占

ふのみなり、池の眞中に動かざる小き島に葎たぐい生たり、これを葎原島と號なづたるなり、六十餘の島々常は汀に片寄り地に嗣てあり柗松柏茂り桃櫻、藤、山吹など生たり、春夏秋かけて日毎に浮み旋る風にしたがひて行、亦風に向て行もあり時として二十島三十島もろかみ巡るなり、春夏花の盛りは藤、山吹、つじ、さつきの水に映じて風景斜ならず、この島々汀にある時出んつる島は震動き出で、出ざる島を押隔て出る事尤奇なり、新願の人あつてその志所の島をさして旅行を考へ吉凶を占ふ事あり。

とある如く、此の島の浮動を以て吉凶のト占に供する俗がある。

傳説と祭記

傳説と祭記との主要なるものは已に擧げたが、其の洩れたるもの四五を補はん

支那との關係あるものは羽後の男鹿なる赤神山には昔、漢武帝の時に匈奴に使して朔北に羊を牧せし蘇武の遺蹟は此地なりとて蘇武社を祀り、同仙北郡花館村の洪福寺の廻附近は一仙境で蘇の徐福の尋ねて來たのは此地と傳へられ(日本傳説集) 同雄勝郡湯澤町の清涼寺龍國寺金羅師は或る時突然唐の金山寺が焼けて居るとして寺中を起して庭に水を注がしめられたが、後に金山寺から防火に盡力して呉れた禮として蜀紅の錦の幕一枚と異々の毛でつくつた拂子とを送つて來たといふ(經味の傳説)例の唐の火事の傳説がある。同秋田城内には興次郎新荷といふがあつて昔、佐竹義宣公が城を築く時其の棲家を失ふを憐みて一定の棲家を與へられた恩に感じて江戸と秋田とを三日で往復した爲めに飛脚に憎くまれて打ち殺された狐を祀

唐の火事

興次郎新荷

り(知られたる秋田)羽前の天皇町には最上表光の軍を防ぎて城主里見氏を助け、里見頼久の城を逃れて
關山時にかゝり、

月入りて暗きやみちに迷ふなり

わが行くさきの道開きせよ

雄賀木

と吟じ、喜太郎々々と呼べば直に狐火を持つて道案内したといふ喜太郎頼尙の傳説(趣味の傳説)とは同
工異曲である。羽後國南秋田郡の古四王社は昔から海上鎮護の神として崇められ、海の上で船が難破しか
けた時、一心に此の神を念ずれば神社の方向に當つて一株の雄賀の木が焰の燃えるやうに赤くなつて見え
るそれを目當にすれば土崎港に船が着く(日本傳説集)と言ひ傳へられ、羽前西田川郡大山の雄賀寺は龍神
を祀り、如何に海難に染り上げた船でも此神に祈れば必ず浮び出し、風浪荒き時にも此神の應驗ありと
て日本海岸より北海道へかけて多数の信徒を有する等共に海上安全の信仰にして其他〇〇〇崇拝と目せら
るべきものも亦奥州に劣らず山村に於て之れを見ること少からず、傳説にも沈鐘や長者に關するもの少か
らざれど、こゝに略し「郷土研究」四ノ七に擧げたる羽後雄賀吹浦なる水泉寺の七不思議を紹介するに
止めん、一は開山源翁和尙今尚ほ生ける時と同じく毎夜境内を巡廻す、二は役の行者の天に祈つて得たと
いふ感應水は能く邪氣を攘ふ、三は慈覺大師が鳥海の毒蛇を降伏したといふ護摩の灰今も盡きず、四、興
喜の山神、寺を護りて火難盜難なし、五、菩薩龍神の獻燈常に當山を照らし大信心の者は之れを見る、六
は龍守頼尙の使者常に吉凶を報ず、七は妻見の池は源翁和尙の誠めに於て蛙聲を出して鳴かずといへるので
不思議といふより寧ろ信仰鼓吹に屬して居る。

七不思議

味喰煮

東瀨八坂
神社の祭

祭記奇習 上來散説したるものの外に祭祀風俗の奇なるものとして算ふべきは、先づ羽後南秋田
郡典農村并に船越村の鎮守たる東瀨八坂神社を推さざるを得ない。先きの大物忌祭にいへると稍
々似たる味喰煮の神事とて陰曆二月二十五日大豆を煮て味喰煮を搗き楡桶に盛りて藪こに包みて神塚
の中に埋め、幣を立て五月廿四日に至り青菅を以て假屋を造り、これを酒房といひ、翌廿五日には
かねて埋め置きたる味喰煮を掘出して酒房に持ち來り、典農村では手摩乳の男、舟越村にては足摩
乳の女之れを扱ふ(風俗叢報一四〇)等すべて素盞鳴尊の故事により六月七日の本祭には素盞鳴尊八
岐の大蛇を伐ちたまふ神事がある、そは先づ手間薨とて、楡の曲桶に神酒を入れ、神主廣前に捧ぐ
神樂始り「八雲立つの歌」を唱ふ、終りて神幸あり、亂髮の荒男五人大輪を背負ひ、次は黒の楳
牛に垂たる男烏帽子狩衣弓矢を持たるは素盞鳴尊にて次に山車、是に花を飾り(チャグワ舞)と
て(サ、ラ)二人と廣鉢二人、捧持二人にて打戦ふ體をなす、囃は太鼓、笛二人づゝ神子二人、
獅子頭の男意四人、大紋烏帽子にて瓶を持ち、湖上には舟を浮べ、飾山ありて柱を立て横木を結
んで白木網を巻き、帆の柱には赤木網横木に掛けて網を引延べ、一人の男身に朱衣を纏ひ、頭に
赤白の麻苧の振亂したるを髪とし、面に黒き網を以て假面とす、網の上に登り大蛇の體をなし之
を蜘蛛舞といふ、手垂の男十握の劍を抜き筒を投げて大蛇を平けたる籬の河上の體を終れば大蛇

庄内の日
吉祭

になりたる男は袴を着て舟より上り練てふ事を始め種々の式を行ふて祭事を終るので、此社は田村將軍が東夷征定の時、出雲より素戔鳴尊を勧請せられたのであると傳へて居る。これを外にして此國にては山本郡能代の日吉祭には氏子が讀つて秘藏の衣服を着飾りて詣づる故に嫁祭の名あり、仙北郡金澤の八幡宮の祭禮には此の邊の女子必らず社參して徹夜の祈願をなさざれば他に嫁する能はずとの習慣久しく傳はりしといひ、飽海郡酒田の日吉神社の祭事には、一月に社頭に海陸の區別を爲し、松の積み重ねたるに火を點じて吉凶を占ふ松勸進あり、五月廿日の大祭には高さ五丈餘の山車に六七尺の人形を置く盛觀あり、同郡平田の稻荷には藁にて造りたる具足、紙屑籠を以て造れる立槍等の行列にて酒田の富豪本間家へ練り込み酒肴を受くるあり、同じく庄内なる西田川郡鶴岡の天満宮の祭禮は思ひ／＼の趣向を凝らし、男は女に、女は男に假裝することが盛んなるが故に、化物祭りの名を得たるなぞあれど、此國にも珍らしきは、山形市の市神祭りである。正月十日同市旗籠町湯殿山神社の境内井に十日町に鎮座ある市神大神の神前に於て厄落しといひて、其の年の厄に當りしもの例へば四十二歳なれば四十二文、二十五歳なれば二十五文といふ風に錢を撒いたもので、此錢を拾ふと火防の符になるといふて貴賤を問はず之れを拾はんとし中には泥子といひて貧民窟より營利を目的に破れ半纏に股引でオイタ／＼と叫びながら押し合ひへし

市神祭

合ひ、泥塗れになりて拾ふものも出で、昔は非常の雜沓を極めたが近年は警察の取締りにより、さほど盛んではないが尙ほ厄落しとて錢を拾つる風は追つて居る。

歳時并に結婚風俗 山形に於ける市神祭りは一面新年の風俗として見るべきもので、此の日初市立ち盛り館とて半紙を縦に二つ切りにして之れに小館をボタリ／＼と行を正して列べたものを賣り、白市とて近在の白職人が白を持ち來りて之れを賣り、商家にては初市祝ひをする。此地方の農家にては正月十一日の曉に糠初めとて肥料に用ゆる秣藁を背負ひて奥方の方へ掛け歸りて之れを祝する糠積初めの風あり、十五日の朝團子を茹でたる汁を手桶に入れて之を持ち出で、他の一人一人を託ちて果樹を打ち「なるか、ならぬか」と喚び手桶を持ちたる一人一人に團子汁をかけて「なり申す／＼」と答へる俗があり、十六日の夜は主人三回起き出で鳥を追ふ眞似を爲し一家の男幾らや後に續きて「ヤアホイ／＼ホオー」と節可笑しく喚び立てながら家の周圍を遠る鳥追ひ井に十四五六日には奥州各地と同じく「かせ鳥」の來ることあり、唯だ十六日の夜は其のかせ鳥の男に散々水をふりかくる風の稍々異つて居る位であるが、此地方のみと思はるゝは十七日に大福典とて庭先きに席を敷き爐を開きて別坐敷を繕へ、嚴に女人の入るを禁じ不淨を忌み、餅酒、燕汁、大根等の外は何物も食はざる風があり、これは湯殿山神社を祀るため物忌みする意であらうと

なるかな
らぬか

鳥追ひ

いふ(風俗叢報一〇六)羽後秋田の新年にて他と異ると思はるゝは十六日に三十三所詣でとて男女老幼數百人隊を組みつて透り花に短冊をつけたるもの三十三を持ちて各所に納め歩くことと、十七日には三吉参りとて赤沼村なる遙拜所又は木曾石村の同社へ法螺貝を吹き立て飾り人形を押し立てて未明より練り行く風である。(風俗叢報一〇六)鳥追ひは農家の年中行事で此地方にては夜半臥床を蹴立て、法螺貝を吹き立て、田圃に出るので其の文句に一種の歴史の意味がある。

朝鳥ホイ、夜鳥ホイ、長者殿の圃地には鳥もない圃地。能代のオカニコは鳥ぼてたもれ。何鳥ぼつて、雀やの雀、荒駒に鞍おいて、じゃほれ、稻こく鳥は頭切て鹽つりてしよ鹽依にぶち込んで佐渡が鳥へはい揚れ。今年の世中、よい世中、升は置いて箕ではかる。

オカニコは田村將軍に追はれた男鹿の酋長恩荷の事で頗る射を善くし飛鳥を射るに百發百中したといふことから此文句に入れられたのであらう(秋田縣勢要覽)關東地方の鳥追ひの文句に鎌倉殿云々があると思ひ合せて、これら片言隻語の中にも地方的色彩を認むることが出来る。

さい鳥

羽後仙北郡宮寺町の入幡神社には「さい鳥」とて昔は正月十五日に氏子の家々より一束つゝの薬を出して綱を造りて一村の者二手に分れて之れを引き合ひ以て年々吉凶を卜する風があつた。

七夕は秋田に竿頭あり、能代にネプタあることは已に去ふたが、羽前鶴岡にも稍々其の風を異

盆送り

にするも亦ネプタと稱するものあり、盂蘭盆に就て最も盛なるは羽後平鹿郡横手の佛送りにて各町にて一丈餘の屋形船の飾物を造り、之れに、數千の燈火を點じて同所蛇の崎の橋上に繰出して其の前後を鼓ひ、一方には烟花を打揚げ山間の夜の天地を輝曜たらしむる華麗のことがある、盆踊は各地とも盛んであるが、殊に鶴岡は元禄年間舊藩主酒井氏の許して行ひたる由にて當時踊りに出るもの一町内にて少くも二百人、多きは五百人に達したりといひ、其後享保の頃旗役者富山松四郎なるもの、振付付けせし仕組踊といふもの行はれたといふ歴史(風俗叢報一四四)もあつて、今は其の如くでないが他地方に比して派手やかなものである。米澤地方も亦諸種の假裝行はれ、人目を眩ふもの、假面など被りて踊るものあれど手拭は主として白の豆絞りにて、盆が来る、染屋が焼ける、

兄さ買つて呉やれ豆絞り。

土洗

といふ歌がある位である。秋の收穫の済みし頃庄内地方には土洗ひとて若者が日を期して終歳の勞を醫する風がある、女の方には産着洗、年寄の方には珠敷洗ひなどあるさうであるが、最も盛んなのは若者の土洗ひで殆んど一夜を飲み明し唄ひ明すので其の折りの歌にて地方的色彩を帯びたるは、

沖の鷗うみうみと新潟の女郎衆、いつも春來て秋戻る。

勤め女子と山吹の花、花は咲けども身が成らぬ。

酒を飲む人、花なら雷、けふもさけく、明日あすもさけ。

おらも若い時青山あきやま薄、今はやつれて炭俵。

今宵一夜は浦島太郎よ、あけてくやしい玉手箱(文藝俱樂部八ノ四)

結婚

結婚の奇習に就ては羽後橋手地方にては盃事終りて新夫婦改めて座敷へ出づると、親しきもの一人硯箱を持ち出して一體し、父母媒妁人を初め新郎新婦を除くの外、一同の顔へ墨を一筆づゝ塗りつける習慣がある(結婚書祖其他)これは新郎新婦を美しく見せるためだといふ。羽前米澤市を距る二里許りの村落には水祝ひの風遣りて正月十五日に新婚の家にては組合の人々に水祝ひの式を擧ぐるゝことを告げ、夕刻より庭に席を布きて式場とし、白の單衣に袴を着けて其の中央に坐し、兩側に手桶柄杓を備へ、羽織袴の若者二人其の傍に立ち、衆人其の後に居並び、高砂の小謡あつて若者柄杓を手にして桶の水を筭の膝に注ぎて式終り、それより座敷に通して酒宴に移る(風俗書祖四ノ六)等其の著しきものであらう。

方言に就ては上來所々に擧げ來りたる但書等によりて略ぼ推察せらるゝが如く此地方は奥州と同じく鼻音

水祝

方言に就

多きも、上方との關係少からず、且つ領主の轉封の多かりし山形地方は比較的訛言少く、秋田縣に入りては觀音語も混加したりと覺しく訛言殊に耳立つの感がある、殊に名詞の末にコを加へて看をサガナコ、酒をサゲコ、紙をカミコ、漬物をガツコ、錢をゼニツコといふ類少からず、且つ語尾にレを付する風かあつて、食はせよとか見せよとかいふ所に食はせれ、見せれ等云ふ習慣がある。

中部地方

第一章 總 說

東西の交叉點 中古以來、我が日本は二個の中心を有し、皇室は西にありて名教の中心たりしと雖も、朝廷は東にありて實力の中心となり、此の二個の中心に折衝の事あるや、使者は西に飛び東に向ひて街道交通の要路は我が中部地方即ち東海中仙の兩道にして、事破れて干戈動くや、其の兵を交るの地も亦此の東西交通の要路に當れる、中部地方にして、西力の東漸し、東力の西漸するも皆な此東海東山の地を通過せざるを得ざりしを以て、關東關西の兩風俗は其の交叉點を此地方に有し、鐵路夢を載せて東都を辭し、兩嶺を越えて伊豆の一角をかすめて駿河に入り、月明に富嶽を仰ぎつゝ遠州の野を走りて、尾三の平原に入れば關東の風俗漸く薄らぎて關西の風俗其

東と西と

の色濃く、車窓賣る所の新聞も濱松以東は東京のもの多く、豊橋以西は大阪のもの多く、車を棄て、驛前の茶店に賣る所の麥酒ビールを見れば東は主としてエビスを用ひ、西は多くアサヒを出し、街頭を漫歩すれば東の生蕎麥そばに對し西に濃饅うどんの招牌かんばんあり、東に「牛」「しゃも」と書く所を、西には「精肉」「かしわ」と書けるもの多きを見、その他、家の造り、市街の模様、道行く人の言語動作に幾多の差異を見出すことが出来る。今の鐵道は主として昔の東海道を通過し尾張以西に於て多く昔の中仙道に沿へるものを幹線とし、別に昔の甲州街道より中仙道に合し、信濃を経て美濃に入りて尾張の名古屋に出で、名古屋よりは主として昔の東海道に沿うて、大阪に走る關西線なるものがあつて東西を連絡して居る。其の間名古屋市の中京の名を擅にして東西兩京の中間に於ける地方風俗の中心となり、東海道方面に於ては三河より伊勢に及び、東山道方面に於ては美濃より信濃の南部に及ぶ勢力を有し、此名古屋の風化の漸く衰ふる所、東は關東の勢力圏に屬し、西は關西の勢力圏に屬し、名古屋は東西の交叉點となつて中部に雄視して居るのである。併し其の色彩の濃淡厚薄をいへば名古屋は其の地の少しく西に偏せるが如く關西の色彩濃厚にして關東の色彩は餘程薄らいで居るから名古屋風俗なるものを東西いづれかに屬せしめよとならば西に屬せしむべきもので、東西勢力の交叉點は稍々東なる濱名湖附近を以て分つべきものであらう。そ

鐵道幹線

宗教の色

を最も明かに見得るものは宗教の色彩である。日本佛教は前にも云つた如く多くの宗派に分かれて居るが、之れが實際的方面に就て二大別することを評せば、一は現世を主とする天台、眞言、禪、日蓮等の宗旨で、他は未來を主とする淨土、眞宗、時宗等の宗旨で、一は自力を旨とし、(日蓮は精進と兼き)他は他力に頼り、一は祈禱を行ひ、他は念佛を唱ふ。關東の宗教は多く前者に屬し、關西の宗教は多く後者に屬す。而して此の兩者の中、此地方に於て顯著なるものは純自力と云はるゝ禪と、純他力と云はるゝ眞宗との数字的證明である。東海道方面に於て東なる静岡縣は禪、曹洞一千三百八十一、臨濟六百三十五なるに對し、眞宗は僅に九十六、山梨縣にては曹洞五百九十、臨濟三百二十三、眞宗は九十四なるに、愛知縣に入りては曹洞一千六、臨濟三百五十九、眞宗は九百七十七となり、三重縣にては眞宗の八百二十高位を占め、曹洞四百五十二、臨濟百八十四となり、東山道方面にては長野縣曹洞五百四十一、臨濟百、眞宗は二百四十八なるも岐阜縣にては眞宗は實に一千二十四にして、臨濟五百六十六、曹洞二百四十二となり、滋賀縣にては眞宗一千六百十七にして曹洞は僅に二百十、臨濟は百五十八と算せらるゝに至る。もとより之れのみを以て萬事を律することは出来ないが、東西風化の厚薄は之れによつて略ぼ其の一斑を卜することが出来る。

東海道五十三驛

古來東海道といふものは伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、伊豆の九國の外に關東に屬する相模、武蔵、安房、上總、下總、常陸の六國を加へたのであるが、關東は既に之れを説きたれば、ここに説く所は前述の九國即ち靜岡、山梨、愛知、三重の四縣に屬する地方で、東山道も亦奥羽の七國、(岩代、磐城、陸前、陸中、陸奥、羽前、羽後) 關東の二國(上野、下野)を除きたる近江、美濃、飛騨、信濃の四國、主として昔の中仙道方面を採るのである。東海道五十三驛の中、日本橋、品川、川崎、神奈川程ヶ谷、戸塚、藤澤、平塚、大磯、小田原、箱根の十一は關東に屬し、三島(伊豆)沼津、原、蒲原、由井、島津、江尻、府中、駒子、岡部、藤枝、島田(以上駿河)金谷、日坂、掛川、袋井、見付、沼松、舞坂、新居、白須賀(以上遠江)二川、吉田、御油、赤坂、藤川、岡崎、池原(以上三河)鳴海、宮(以上尾張)これより七里の渡を越えて伊勢に出で桑名、四日市、石原、庄野、龜山、關、坂の下(以上伊勢)土山、水口、石部、草津、大津、京とし、渡海を好まざるものには宮より岩塚、萬場、神守、佐屋の四驛(尾張)を経て桑名に出づる佐屋廻りあり。中仙道又木曾路といひ六十九驛、其中、日本橋、板橋、藤、浦和、大宮、上尾、桶川、鴻巣、熊谷、深谷、本庄、新町(以上武蔵)倉ヶ野、高崎、板鼻、安中、松井田、坂本(以上上野)は關東に屬し、信濃に入りては輕井澤、香掛、追分、小田井、岩村田、鹽奈田、八幡、望月、笹田、長篠、和田、下諏訪、鹽尻、洗馬、本山、贊川、奈良井、篠原、宮ノ越、福島上ヶ松、文原、野尻、三戸野、妻籠、馬込の各驛を過ぎ、美濃に入りて落合、中津、大井、大久手、細久手、三嶽、伏見、太田、鶴沼、加納、合渡、御影寺、赤坂、乗井、關ヶ原、今須を経て近江路となり、柏原、醍ヶ井、番場、鳥井木、高宮、愛知川、武佐、守山を過ぎ草津に於て東海道に合し、大津を経て京に

中仙道六十九驛

入る、東海道百二十四里八町、中仙道百七十里十一町と算せられて居つたのである。

昔の中部地方

英雄勃興の地 東西交通の要路に當れる東海東山方面は早く王化に浴して史は僅に日本武尊が東征の際駿河の浮島ヶ原に於て東夷の爲に圍まれたまひ、寶劍を抜きて草を薙ぎて之れを追ひたまひしといふ事蹟を傳ふるのみにして西、京畿に近き伊勢は早く五十鈴川の川上に内外兩宮の鎮坐せられて我が民族が崇敬の中心となり、奈良朝に入りて分道巡視の制、定められて五畿七道の別明かに、帝都の所在地より東は此東海東山の兩道に屬し、一は伊勢なる鈴鹿の關を越て尾張より漸次東し、他は近江より不破の關を過ぎて美濃より信濃に入り、此兩關は近畿と東國との境界となり、後には此の關の東も美濃、尾張、三河は近國の中に算せられ、其の他は遠國の部に屬し王化は近國より遠國に及び、この地方の最も東なる伊豆は配流の場に充てられたほどであるが、中央政府の威令は既に此地方にも行はれたれば、平安朝の初め坂上田村麻呂が東夷征定の時、夷酋高丸の西上して駿河清見ヶ關に進みしと傳へらるゝ(清水寺縁起)外に異民族の跋扈を聞かず、先住民の跡を尋ねべき石器時代の遺物も此地方に發掘せらるゝものは比較的少なくして、海道六國に於ては近國に屬する三河二十三、尾張十八、伊勢に五ヶ所あるのみにして稍々東して遠江には濱名湖畔を中心として五十三あるも、駿河は僅かに三、甲斐は三十、伊豆は二十五にして之れ

先住民の遺跡

を合すも、山道方面に於ける信濃の百九十五に及ばず、美濃は四十九、飛騨に百三十八（大日本地誌）以て山道と海道との差を見るの一端とすることが出来るが、兩者を合しても關東遺蹟数の半ばに達せないものであるから、我が大和民族が早く此の地方に發展したことを推察することが出来る。此の地方の史上に活躍を初めたのは源頼朝が平氏の爲めに伊豆の蜷ヶ島に流されてからで彼れが以仁王の令旨を奉じて平氏追討の旗を挙げた時には、其の監視の任に當れる北條氏却て之れを授け、土肥、仁田、宇佐美、狩野等の豪族皆之れに與みし、次で關東の諸豪風の如くに應じ甲斐の源氏も亦來り授け、遠く奥州にありし弟義經も來り會して旗鼓堂々平氏の軍を駿河の富士川に破りしを第一着として源氏興隆の氣運は此地方に成り、山道なる信濃にありし源義仲も亦遙かに應じて兵を擧げ、平氏に與みせし城長茂の軍を信濃の横田河原に一蹴し、之れを城後に追ひ追戰連勝、北陸を定めて頼朝に先ちて京都に入り、平氏を西海に追ひしも、其の疎隙にして専横なる舉動は頼朝の忌む所となり、終に義經等のために伐たれて權力は獨り頼朝一家に集り、此一家の力を以て終に平氏を亡ぼして天下の權は關東なる鎌倉に歸してより此地方は兩中心たる京鎌倉の交通要路となり、鎌倉時代を経て吉野朝となるや、京方なる新田義貞の東征も、鎌倉方たる足利尊氏の西上も、皆な此地方を通過せざるを得ざりしを以て屢々兩軍の會戰地となり、駿河の

源頼朝

源義仲

古戰場

武田氏

手越河原、美濃の青野ヶ原等は著名の古戰場として傳へらるゝのであるが、更に下つて足利氏の末に及びては豪族所在に割拠し、中に就て甲斐の武田氏は新羅三郎義光の後裔、甲斐源氏の嫡流として久しく同地方に雄視したりしが、信虎の時に至りて略ぼ甲斐一國を壟へ、其の子晴信入道信玄、美濃の資を以て兵を信濃に進めて其の大半を略し、こゝに北越の雄將上杉謙信と川中島に戦ひ、一勝、一敗爲めに鹿を中原に争ふ能はざりしも、其の先足利の一族たる吉良長氏に出で長氏の次子國氏の居る所の庄名を以て姓としたる駿河の今川氏は、範圍の時に至りて駿遠兩國の守護となり、世々威を海道に振ひ、義元出づるに及びて東相模の北條氏、北甲斐の武田氏と和して後頼の憂を絶ち、西上して覇を中原に争はんとし先づ三河の徳川氏を服し、進んで尾張の織田氏を倒さんとし駿遠三の大軍を率ゐて尾張の桶狭間に陣せし時織田氏に英傑あり、信長といふ、疾風の如くに突撃して之を破る、織田氏はもと斯波氏の守護代として尾張にあり、漸次權力を得來りしもの、今や今川氏を倒し、更に徳川氏と結びて後頼の憂を絶ち、鋒を美濃の齋藤氏に向け其の居城井口を陥れて之れを追ひ、城名を岐阜と改めて之れに居り、南の方勢の北畠氏を滅し、西しては近江の六角氏を倒し、後、淺井氏を亡ぼし、近畿を平定して、中國に向はんとし天下統一の曙光は此地方に翹起せる此の英雄の力によつて認められんとせしも、背後に於ける甲斐の武田

今川氏

織田氏

信玄も亦勳物たる覇氣を有し、大舉して駿河に出で今川氏眞を追ひしが、相模の北條氏康は今川を援けて武田を卻けんとし、三河の徳川家康も亦北條。今川二氏と和して遠江の地を併せ以て武田氏に備へしが、後、信玄は北條氏政と和し、更に越中の推名氏、常陸の佐竹氏と應じて多年の好敵手たりし越後の上杉氏を牽制し、兵を進めて徳川家康の軍を遠江の三方ヶ原に破り、これより馬頭を西して宿昔の志を成さんとせしが、不幸、中途にして病歿し、其の子勝頼遺業を継ぎ、徳川氏に屬せる長篠城を圍みて城威中るべからざるの勢ひなりしも、織田氏の徳川氏と聯合して來るに當り、終に破れて甲斐に退き、聯合軍の急追に遇うて勝頼天目山に自刃して武田氏は亡び家康は功によりて駿河を得、相模の北條氏も亦款を織田氏に容れ、信長の威望は隆々とし此地方は全く其下に服せしを以て更に西して中國を伐たんとして既に兵を出し、自ら京師に入りて本能寺に館せし時、其の部下たる明智光秀の執する所となつて朝業終に空しく消えしも、尾張中村なる微賤の家に生れて夙に信長に用ひられ屢々戦功を立て、今や中國征伐の途上にありし當年の羽柴筑前守、後の豊臣秀吉あるあり、急に軍を返へして明智光秀を山崎の一戦に破りて主君信長の譽を復し、こゝに天下の形勢は一變して秀吉其の主腦となり、北の方織田の老臣柴田勝家等の軍と賤ヶ嶽に戦うて之れを破り、東の方徳川家康と尾三の野に戦ひて之れと和し、更に中國を定め

豊臣秀吉

關ヶ原の

四國を征し、九州を平げ、最後に小田原の北條を伐つて終に天下統一の大業を爲した。此秀吉は日本が産み出せる最も偉大なる人物で、此地方が此人物を産み出した事は以て此地方の誇りとすべきである。秀吉薨じて世嗣猶ほ幼、未だ諸侯歸仰の中心となる能はざるに、關東の徳川氏の威は漸次關西を壓せんとし、こゝに關東關西分け目の戦争は此地方の西部たる美濃不破郡なる關ヶ原に決せられ、關東終に勝利を得て、天下兵馬の權これより徳川氏に歸するに至つた。此徳川氏も亦此地方の産出したる傑物である。これら織田、豊臣、徳川等の英雄は皆な此東海道沿線に當たる平原の地に出で山嶽起伏して路間に小區劃を爲せる東山道方面に於ては大志を抱ける武田信玄の如きを出せるも交通の不便は之れを阻害して進むに利あらしめず、統一の英雄は皆な海道殊に尾三の平原に出たのである。平原は統一混融に便にして兼併行ひ易く、山間は訪ぐに利あるも、進むに便ならざるを以て終に大業を樹つるに至らざりし地理的原因が其の主要の事情たりしを逸することは出来ない。

平原と英

海道と東山 東海道五十三驛、箱根の嶮を除きては概ね平坦なるに反し、中仙道六十九驛、關東平原を離れ碓氷峠を越えて信濃路に入りてよりは山又山「命とからむつたかづら」と吟ぜし木曾の棧道を経て美濃に出づるを以て道路險惡、一は平原にして耕地多く、他は路間に樹林に富



道仙中と道海東の昔

山國的氣分

み、後者は川の上流にして急湍玉を吐き、前者は其の下流にして汪洋として海に入る。海道は平原的氣分に豊かにして、山道は山國的氣分に富む、志賀重昂氏曾て山國的氣分を評して「山嶽にある人民は性質豪健にして高邁に、且つ自ら恃み、自ら頼るを以て最も獨立心に富めり、且つ何事につけても遲鈍なるが如きも、確固にして堅く信義を守り、古風を守りて輕佻飄々の様なく、婦女は貞操にして男子は勤王心將た愛國心に富み、財産能く平均して土地兼併の傾向なく、隨て地主と小作人との軋轢少く、隣保和睦し、郷黨相扶け誠に愛すべきの氣風多し」(人生地理學)といひ、平原的氣分を評して「平原は運輸交通に便利にして人の往來、物品の交換に便利に、上の思想文物の交換に便利に、かて、加へて人民此處に集中し、村落都邑多きこと、人情は故墟なり、恰憫なり、寛大なり、實行的なり文明の先驅者を爲すなり。以上の長所あると共に故墟恰憫は時に輕薄軟弱となり、事物に便利なる餘り、奢侈贅澤となり、實用實利に走るの餘り貪慾となるなり」(同書)と。山道に出でたる木曾義仲と、海道に起りたる源頼朝とを比較し、山道に疎視したりし武田信玄と海道に物興したりし織豊二氏並に徳川氏とを比せば兩者の性格の上にも山國的氣分と平原的氣分とを見るべきではないか。平原的なる海道は國を區劃するもの其の多くは川なるが故に、對岸の風化相異なるもの少き上に、交通の利は相互に往來せしめて風俗上の差を見る少

平原的氣分

文化と地形

なきに反し、山國的なる山道は山嶽縦横に區劃し且つ交通便ならざるを以て、信濃と美濃とは同じからず同じ信濃にあつても南信と北信と其の俗同じからず、北信の中にも上田平と善光寺平とは稍々趣を異にし、南信の中にも木曾の路谷（西筑摩地方）と天龍の路谷（伊那地方）とは其の風少しく異り、同じ美濃にあつても東濃と西濃と其の氣を一にせず、且つ海道地方の風俗好尚の變轉甚しきに對し、山道地方は古風の殘留するもの多き如き、確に兩地方の色彩を別つべきものである。

中部地方の都會

若し其れ他の方面より觀察せんか、物貨集散の地たる平原には大都市ありて人口稠密し、山國は自然の障壁之れを杜絶するが故に小郡邑に分れて人口も亦稀薄である、即ち東海地方は人口四十五萬二千を有する名古屋市を最とし、靜岡（人口は六萬四千）甲府市（同五萬四千）濱松市（同四萬三千）豊橋市（同四萬四千）津市（人口四萬七千）宇治山田市（同三萬八千）四日市（同三萬三千）なるに對し、東山道方面は長野市（同四萬一千）松本市（同四萬）岐阜市（同五萬二千）大津市（同四萬四千）を有するに過ぎざるに徴しても明か、山道各市を算むるも一名古屋市の半ばに達せず、更に人口の密視を見んか、長野は一方里一千六百九十七人、岐阜は同一千五百八十六人、滋賀は同二千五百九十七人、山梨は二千〇二十一人なるに靜岡は二千九百〇一人、愛知は六千二百七十四人、三重は二千九百二十五人で、平均に於て山道は一方里につき一千七百八十六、海道は同三千四百十九である、人口の疎密の此の如きと共に米の收穫は山道なる長野は面積八百七十八方里、岐阜も亦七百万方里餘なるも其產額は各百萬石餘なるに海道なる愛知

人口と産

は面積三百二十六方里即ち岐阜の半ばに至らざるに其の收穫は兩縣を合せたる如く二百萬石以上を得て居る。併し養蠶の業は山道は海道に優り、繭の產額長野は約七十萬石、靜岡は十七萬石、愛知は三十五萬石内外にして之れを合するも一長野に及ばざること遠き有様である（統計年報）其の他海道の漁業を誇るに對し山道に林業あり、これら職業の差も亦兩道の氣風に影響すること少からざるを忘れてはならぬ。

徳川時代の所領 東西交通の要路に當るこの地方は徳川氏が所領の配置に最も苦心したる所に於て、先づ關東に近き駿豆二州は大部分幕府の直轄とし、伊豆並山に世襲代官江川太郎左衛門を置きてこの地方より關東方面に亘りて八萬四千餘石の地を管轄せしめ、駿河には府中（靜岡）に城代を置きて軍事に備へ、別に駿府代官をして八萬餘石の地を支配せしめ、外には田中の本多氏（四萬石）、小島の松平氏（一萬石）、沼津の水野氏（五萬石）の如き譜代の小藩を配し、武田氏の故地を收めたる甲斐も亦直轄地として勤番支配を置きて、軍事を管せしめ、代官を甲府（支配高八萬四千餘石）と市川（同七萬九千餘石）とに置きて民政を掌らしめ、遠江には中泉に代官を置き（同六萬三千餘石）其の餘は濱松の井上氏（六萬石）、掛川の太田氏（五萬餘石）、横須賀の西尾氏（三萬餘石）、相良の田沼氏（一萬石）とし三河は岡崎の本多氏（五萬石）、西岡の本多氏（一萬五百石）刈谷の土井氏（二萬三千石）、吉田の長澤氏（七萬石）、西尾の天給氏（六萬石）、華母の内藤氏（二

諸藩の配
置と代官

萬石) 皆な譜代にして外に西太平の太岡氏(一萬石)、田原の三宅氏(一萬二千石)あり、尾張の名古屋には御三家の一たる親善徳川氏(六十二萬石)の監視するあつて伊勢には外様大名たる藤堂氏(三十二萬三千餘石)を津に置き、其の南には紀伊に親善徳川氏ありて外様久居の藤堂氏(五萬三千石)、長島の増山氏(二萬石)、越野の土方氏(一萬千石)あるも、譜代には桑名の松平氏(十一萬石)、神戸の本多氏(一萬五千石)、龜山の石川氏(六萬石)、并に志摩の鳥羽に稻垣氏(四萬石)あり。山道方面には關東に近き信濃には中ノ條(支配高六萬九千石)并に中野(同五萬四千餘石)に代官を置き信濃并に上野の一部を管轄せしめ、其の他は多く譜代の小藩を配して大藩を置かず、外様には松代の眞田氏(十一萬石)、高島の諏訪氏(三萬石)、須坂の堀氏(一萬石)、飯田の堀氏(一萬五千石)あるのみにして他は松本の小笠原氏(六萬石)、上田の松平氏(五萬三千石)高遠の内藤氏(三萬三千石)、飯山の本多氏(三萬石)、田野口の松平氏(一萬六千石)、小諸の牧野氏(二萬五千石)、岩村田の内藤氏(一萬五千石)である。飛騨は幕府の直轄として郡代を高山に置き、同國并に越前美濃の一部十一萬四千餘石を支配し、美濃も亦郡代を笠松に置きて十萬石餘を管し、他には、垣の戸田氏(十萬石)を最とし高須の松平氏(三萬石)、大垣新田の戸田氏(一萬石)、郡上の青山氏(四萬八千石)、岩村の松平氏(三萬石)等の譜代の外に、高富の本庄氏(一

萬石)、加納の水井氏(三萬二千石)、蒲木の遠山氏(一萬餘石)を置き、近江に入つては譜代たる井伊氏(三十五萬石)、湖東にあつて北國と近畿の關門を扼し、膳所の本多氏(六萬石)、宮川の堀田氏(二萬三千石)の外は水口の加藤氏(一萬五千石)、三上の遠藤氏(一萬二千石)、山上の稻垣氏(二萬三千餘石)、大溝の分部氏(二萬石餘)、西王路の市橋氏(一萬八千石)あり、別に近江の大津に世襲代官石原氏(支配高十萬石餘)を置き同國并に近畿の直轄地を支配せしめ、同じく世襲代官たる多羅尾氏(同五萬五千餘石)を信樂に置き近江伊勢、美濃等に管轄を有せしめてあつた。仔細にこれらの配置を點檢せば、如何に幕府が東西交通の要路たる此地方に於て西より來る勢力と外様大名の監視に心を勞せしかを見ることが出来る。

曾の關所

徳川時代に東西の交通の關門たりし箱根の關所の嚴なりしは人の知る所、同山脈には箱根の外、仙石原、矢倉澤、川村、谷ヶ村に關所ありて別道を取るものに備へ、小田原と熱海との間には根府川にも關所があつたのである。東海道には遠江の今切井に氣質に關所あり、甲州街道には小俣、中仙道には碓氷にあり、信濃に入りては木曾の賴島井に賤川にあつたので、其の他同國伊勢方面には浪合、心川、帶川、小野川、清内原等にもあり、近江は主として北國との交通に當る山中、細路柳ヶ瀬にあつたのである。

社寺と宗敎 早く天孫民族の勢力範圍に歸せる海邊地方の畿内に近き所に有格神社多くして先きに擧げし伊勢内外兩宮は別として近江には澄賀郡坂本村に日吉神社、栗田郡瀬田村に建部神社

有格者

(以上官幣大社) 犬上郡多賀村に多賀神社(官幣中社)あり、美濃に入つて不破郡宮代村に南宮神社(國幣中社)あり、海道方面に出で、は尾張の熱田神宮(名古屋市)、駿河の浅間神社(富士郡大宮町)、伊豆の三島神社(田方郡三島町)の官幣大社、伊賀の教國神社(阿山郡府山村)、甲斐の浅間神社(八代郡一宮村)の國幣中社、尾張の眞清田神社(中島郡一宮村)、三河の祇鹿神社(寶飯郡桑宮村)、遠江の小國神社(周智郡一宮村)、駿河静岡市の神部神社、同浅間神社、大歳御祖神社の國幣中社に列するあり。歴史的活動の名残として見るべき吉野朝の宗良親王を祀れる井伊谷宮(遠江國引佐郡伊谷村)の官幣中社と結城宗廣を祀れる結城神社(伊勢津市)並に徳川家康を祀れる東照宮(駿河安倍郡久能村)あり。山道信濃の方面には出雲より此地まで追はれて終に降伏したまひし建御名方神を祀れる諏訪神社の官幣大社に列せらるゝの外に國幣中社に生島足島神社(小縣郡鹽田村)、小社には戸隠神社(上水内郡戸隠村)あるのみにして飛騨には僅かに國幣小社に水無神社(大野郡宮村)あるのみである。

諸國の一の宮

諸國の一の宮は大抵右に擧げたる中にて伊賀は教國神社、伊勢は都波岐神社、志摩は伊射波神社、尾張は眞清田、三河は祇鹿、遠江は己等乃麻知神社、駿河は浅間、甲斐も浅間、伊豆は三島、近江は建部、美濃は南宮、飛騨は水無、信濃は諏訪である。

寺院数

神社總数は境外無格社を除きて海道方面は六千六十八、山道方面は五千六十八、寺院總数は一萬四百九十五で、其の中最も多きは曹洞宗の三千四百二十六にして、之れに次ぐは眞宗の一千九百八十八、臨濟の一千五百二、淨土の一千三百七十一、日蓮の一千十三等にして關東に於て第一位を占めたる眞言は七百九十に下つて居る(關東に於ては四千六百二十四)山道、寺院總数は六千九百十六にして眞宗の二千八百八十九を最とするも其の中一千六百十七を近江に有して居るのであるから之れを除けば一千二百七十二となる。しかも尙ほ最多數にして之れに次ぐ曹洞は九百九十三、淨土は九百十三、臨濟は八百二十四、天台は六百十四、眞言は四百二十八、日蓮は百二十二に下つて居る。此地方に於て畿内に接せる近江には天台宗(山門派)の本山延暦寺の日本各宗の淵源ともいふべき比叡山にありて多大の勢力を有する外、寺門派本山園城寺、同眞盛派本山西教寺、臨濟宗永源寺派の本山水源寺、眞宗本邊派の本山錦織寺あり、伊勢には同高田派本山専修寺あり、東海道方面には遠江には近く獨立せる臨濟宗方廣寺派の本山方廣寺、甲斐には同向嶽寺派の本山向嶽寺あり、駿河には日蓮宗富士派の本山大石寺、本門寺伊豆には實成寺あるも皆な少數の末寺を有するのみにして、海道にあつて名實並に本山たる勢力を有するは日蓮宗の本山なる甲斐の身延山久遠寺にして、山道にあつて威を振ひ、宗の何たるを問はず日本佛教徒の渴

諸國の本山

國分寺

仰の中心となれるは天台の大勸進と浄土の大本願とによつて守らるゝ信濃の善光寺である。

此地方に於ける國分寺は伊賀は河山郡三田村、伊勢は河越郡河曲村、志摩は國府村、尾張は中島郡國分村、三河は寶飯郡平輪村、遠江は磐田郡光明村、駿河は安倍郡安東村、甲斐は東八代郡國分村、伊豆は田方郡三島町、近江は滋賀郡石山村、美濃は不破郡青野村、飛騨は大野郡大名田村、信濃は小縣郡神川村に其の遺址を見ることが出来る。

基督教

基督教は東に多くして西に少く、教會數は靜岡に四十六、山梨に十六、愛知に三十九にして三重には十一、長野には三十、而して岐阜には十一、滋賀には九と示されて居る。

第三章 伊豆

行政區劃

國名

伊豆の國 伊豆は出づなり、東は相模、西は駿河の中間にあつて長く太平洋に突出し、三面海を帯びたる半島國で、其餘勢は蜿蜒として海上に點綴して所謂伊豆七島となり、更に小笠原島にまで連つて居る。其の中、半島を加茂、田方の二郡に分ちて、靜岡縣の管轄に屬し、七島並に小笠原島は東京府に屬して居る。此の半島並に島とは富士火山脈の餘波を受けて居るのであるから全國悉く火山岩になり、所々に温泉を噴出し、其の數七十餘所の多きに達するから伊豆の名に就ても伊豆は出づるなりとの外に伊豆は出湯いづゆの義なりとするほどであるが(州名紀原)、國名の起原はアイヌ語の岬を指してエツといへるに基くとするチャンパーレン氏の考證を正しとせざるを得ない(伊豆新誌)伊豆は「出づるなり」とある風土記の說も、伊豆はエツ即ち岬なりといへる考證も之れを示すが如く長く海に出づるが故に、古來の傳説も多く海よりし、上古天孫瓊々杵尊の此豊葦原中つ國に降臨したまふに對し、夙に此國を經略して出雲に居りたまひし大國主命の國を天

國神の傳説

孫に譲りたまふに當り、大國主の子事代主命は出雲の三穗崎にあつて釣魚を樂みたまひしが、此事を傳へらるゝと共に天の逆手を青柴垣に打ち成して隠れたまひしと「古事記」にある後、史は其の到りたまふ所を明にせねど、此命に關する傳説は此國に多く、或は四國九州方面より東北に向ひて流進する黒潮に乗じて此國に渡航したまひしか（伊豆七島）と想像せらるゝほどで、此神の迹を垂れたまひしといふ三宅島には此神並に其の眷族隨從者を祀れるの祠多し、かくて神は大島に羽分の大后並に二王子を遣し、利島は此神の御子阿豆佐和氣命を始祖とし、新島、神津島等も亦此神の御子連を祖とし、半島に入りて現に當國の一の宮と稱せられ、今、官幣大社に列せらるる三島明神は此神を祀り、初め島にありて、後半島の南部たる加茂郡に在し、更に北して田方郡なる田中村に遷り、それより又北して國府の所在地なる今の三島に遷し奉りしと傳へられて昔は地、田方郡にありながら三島明神の神域のみは加茂郡に屬し、田中村には此神の妃たりし清織姫命を祀り、「神代紀」に所謂、事代主神、化して八尋の鰐となりて三島清織姫云云とある故事を偲ばしめて居る。（此祭神に就ては異説あり後に出づ）出湯の義とするに就ては國名を冠する伊豆山神社を逸することは出来ない。此社走湯權現と稱し、大神火須比の命を祀り古は關東並に七島を一時の中に收める日金山にありて、山を伊豆の御山といひしが後に牟須比の峰に遷し、承

和三年甲斐の國八代郡の賢安上人、此處に來りて東岸より清淨の湯の涌出するを見て走湯權現垂迹の所として（曾我物語）今の處に遷し其の本地を千手千眼廣大圓滿觀世音菩薩とし、鎌倉の代に入りて武將の崇敬厚く、終に關東の總鎮守とし、別當走湯山東明寺は上下の二宮、三千の僧坊を有して榮え、これを伊豆山權現と稱し、伊豆の名も亦此の出湯に基くといふ説も出たのであるが、半島たる此國には此權現に就ても海外渡來として、應神天皇の時、高麗の國より相模の唐の濱の磯に至り、松葉仙人といふもの祠を立て安置し、仁徳天皇の時、今の處に遷すといひ「藻鹽草」には同じく韓人として船夫の祖王辰爾を祀るといふ説もある（伊豆志稿）殊に船夫の祖とせるに就ては三面海なる此國の早く造船術の開けて居つたのを想ひ合ふことが出来る。史の示す所によれば應神天皇の五年十月、此國に科して船を造らしめられ其の船長さ十丈「之れを海に浮ぶれば軽く浮び、疾きこと馳るが如し」（日本書紀）とある。半島の文化は一面大陸より溢れ來ると共に、又海より入り來る。狭長なる一半島であるが、我が本州の最も膨脹したる部分にあつて、しかも本州を横断せる富士火山脈の餘波を受けて、最も長く太平洋上に斗出せる國であるから、内外の交渉點となつて我が文化に關係すること頗る多い。

此國人の氣風に就て、例の「人國記」は「當國の風俗は強中の強にして、氣を擧ぐる所すべて清きなり、

しかれども一花の氣にて少しの違ひめにも又裏態を變ずるなりとぞ」とあり、「伊豆新誌」には概して平凡であるが、正直と質朴とは其の取柄であらう」とある。

配賣の地漂流の地 聖武天皇の神龜元年三月配流の關係より日本國を遠國と近國とに分ち、此國を以て遠流の地と定められ、殊に牛島に最も近き大島は地理的關係上流刑に適したるを以て古來名門權貴の此地に謫せらるゝもの多く、天武天皇の四年三位麻績王罪あり、因幡に流し其の子を伊豆の島に流されしを初めとし、奈良朝に於ては役小角、村田史名倉、多治以三宅齋、小野東人鹽燒王、僧專住、平安朝に入りては氷上川繼、下つて保元の亂には源爲朝等此の地に流され就中本邦修驗道の祖たる役小角は此島にあること三年「晝は皇命に隨ひて伊豆の島に居り、夜は飛行して富士山に往き、身海上に浮びて走ること陸を踏むが如し（扶桑略記）」とあり、其の居所たりしと稱せらるゝ岩窟は島の東岸なる山の麓にあり、島民の信仰今も絶えず、といふに見ても、精神的感化を遺したるを見るべく、源爲朝は大島より更に八丈島に渡り此地に遺蹟を止め、更に琉球に入りしとも傳へられたれば武力を以て島民を服したるを察すべく、其の他文化開けたる中央名門の來往は直接間接に地方文化の開拓に資したるべく、源頼朝の流されしは海島にあらずして狩野川の夾流して昔は島の形を爲せる蛭ヶ兒島といふ本國の一地方なれど、名門の出たる頼朝は終

役小角

蛭ヶ兒島

に此地方人の後援を得て天下の大勢を制するを得たので、流謫の地たりし此地方は終に剽業の搖籃となつたのである。

剽業の搖籃

此地方を剽業の搖籃としたるものは源氏のみではない。源氏に次で九代の太平を保つた北條氏も此地に出で、後年關東に覇を唱へた伊勢新九郎長氏後の北條早雲も亦此地に流寓し、一擧兩國を越えて小田原を略して其の礎を爲したのである。

かく中央より此地に謫せらるゝものあると共に海外より此地に漂着し來るものも亦少からず。推古天皇二十八年秋八月には夜玖人二人流され伊豆の國に來る（日本書紀）とあり、「古今著聞集」には「承安元年七月八日、伊豆の國奥の島の濱に船一艘着きたりけり、島人ども難風に吹き寄せられたる船ぞと思ひて行き向ひて見るに、陸路より七八反ばかり隔て、船を留め、黒繩を下して海底の石に四方を繋ぎて彼の鬼人は船より降りて海に入り、しばしありて岸に上りぬ。島人粟酒をたびければ飲み食ひけること馬の如し、鬼は物いふことなし、其の形身八九尺許にて髪は夜叉の如し、身は色赤黒く眼圓くして猿の眼の如し、皆を裸なり、身に毛生ひず、齒を組み腰に巻きたり、身にはさま／＼の物の形を彫り入れたり、各々六尺ばかりなる杖を持ちたり。島人の中は弓矢持ちたるものありけり、鬼乞ひけるに島人惜みければ、鬼威を作りては杖を持つて先づ弓

小笠原島の人物

持ちたるを打ち殺しぬ。凡そ打たるゝもの九人の中、五人は死ぬ、四人は手を負ひながら生きたりけり。其の後、鬼臨より火を出しけり、島人皆な殺されんすと思ひて神物の弓矢を申出して鬼のもとへ向ひたりければ、鬼海に入りて底より船のもとに至りて乗りぬ。乃ち風に向ひて走り去りぬ。同年十月其の事を書きて落したる帯を具して國司に奉りけり、くだんの帯は蓮花王院の寶藏に收められけるとかや」とあるは遠昔に南洋土人の漂流し來れるの事蹟で、近く最南なる小笠原に於ては我が國に於て無人島として放擲せる間に英米人によつて啓發せられ、移住し來るもの漂流し來れるものありて現に本邦に歸化せるものゝ中には英吉利人、米國人、伊太利人、西班牙人、葡萄牙人并に黑人種に屬するものあり(南進策と小笠原群島)、といふほどであるから、此の太平洋上に點在する島々が海外の風化を受けたことも否定することは出來ない。否、これら極南の島のみならず、我が大日本國人が鎖國の惰眠を打破したる米國水師提督ペルリとの交渉は實に此の半島の南端下田に於て開始せられたのである。これより先き英船も此地に來り露船も此地に入つたので、終に此下田を以て外國交渉の地としたのである。當時外國人との取引は下田の人民のみに許可せしを以て、江戸其他四方の商人は此處に集ひ、下田人によつて交易したから、頗る貿易の機宜に通じ、後、横濱の開港せらるゝや、辨天通五丁目下田長屋を設け横濱貿易の開祖と

近代文明と伊豆人

目すべきものとなつた(續世界山水國説)、其他、幕府が貿易觀察として商人より擢んで海外に派遣した橋本屋辨藏も下田の人であり、日本寫眞術の祖下岡運杖も亦下田人である(同書)、安政元年十一月、露西亞軍艦の下田に於て船底を損し、駿河の宮島沖に沈没するや、艦長ブチ、チン伊豆の戸田潤を以て天然の船渠とし村民を備ひて造船に従事せしを以て同地方人は外國形船舶の建造に通曉し、後幕府の横須賀に船渠を開くに當り、造船所最初の工長となつたものは戸田人上田宅吉であり、其の使用せし職工は多く伊豆人である。其の他初めて西洋形造船所を私立せし緒明菊三郎、大坂灘波島に造船所を開きたる佐山芳太郎も戸田人である(同書)。若し其れ新文明に多大の貢獻をなせる江川太郎左衛門英龍を見んに、こも亦伊豆菫山の代官にして、此人によつて本邦の兵術は改められ西洋流の使用せられたので江川氏は其の心血を濺いで成れる反射爐を使用したりし伊豆は新文明の光を放ち、近世史上忘るべからざる國となつたのである。

三島明神其他 先きにいへる如く三島明神は今、事代主神を祀るとなつてをるが、これには異説があつて「東關紀行」には

伊豆の國府に至りぬれば三島の社のみしめ内を拜み奉るに、松の嵐木暗く音づれて、庭のけし

伊豆の國府に至りぬれば三島の社のみしめ内を拜み奉るに、松の嵐木暗く音づれて、庭のけし

きも押さびたり。此社は伊豫國三島の明神をうつし奉ると聞くにも、能因入道、伊豫守實綱が命によりて歌よみ奉りけるに、炎旱の天より雨禁こはせにふりて枯れたる稻葉も忽ちに緑みどりに返りける。あら人神の御名残なれば木綿たすき掛巻くもかしこく覺ゆ。
せきかけし苗代水の流れ來て

またあまくだる神ぞ此神

三島と富士

とあり、伊豫の大三島は大山祇命なれば此神も大山祇とするにて「丙辰紀行」には「凡そ三島といへるは豫州、攝州、此國と三所に現れなしたりとし」且つ此神は久しく富士山と父子にましますといひ傳へたればとて「扱ては大山祇神、木花開耶姫と定め申さば日本紀の心にも協ひ申すべきなり」とあり、されど「廿二社本概」に「葛木の賀茂は都波八重事代主の神にして伊豆賀茂郡に坐する三島の神同體にてまします」とある由なれば、今はそれに據りて事代主神を祈るとしたのであらう。その何れを正しとすべきかは暫く専門家の考證に任すも、此神の海より來りたまひしとの説は共にこれを傳へ且つ伊豫三島の神と同じく祈雨の神として尊崇せられ、三島龍雷傳とて神道に神祇ありと傳ふ、(東海道名勝圖會)此社に今は絶えたれど、昔は一月六日に御田打祭とて農民等思ひくゝの服裝を爲し、假面を被り鑄鐵を肩にして町内を踊り歩くの風ありたり、(日本名

三島祭

三島明神と川魚



勝地誌) これを又三島祭といひ、頗る盛なるものなりしと見え、東海道名勝圖會は上圖の如き畫を挿んで居る。

三島明神の本體に就て「北條盛衰記」に「永祿十二年武田信玄の先手のものども、三島明神の社壇を打破り、斗帳を盗み取り、神像を見るに神像の外、木尊なし、諸勞も申しけるは、三島は海道に聞えける大社なるに何とて木尊のなきならむ、かくの如き神もなき宮に何の罰あらんとて寶藏も打破りてけり」とある。

川魚は此神の愛したる所と信せられ神社には今も煙の濃刺として跳

上り、三島の宿内を流るゝ小川には鱧光ち満ちて之れを神の使命として崇めた爲め鱧も人を恐れず手を拍てば寄り来るほどであつたが、誰新成これを捕へ始めてより今は全く其の跡を絶ち一尾も見ること出来なくなつた。

大瀬の舟祭

三島祭りは今昔の面影なけれど、此の國の祭祀奇風として傳ふべきは、源爲朝が臂筋を断たれて大島に配流せらるゝ時、其の恢復を祈りて驗ありしといふ大瀬明神は大瀬崎にありて手力雄命を祀り、毎年四月四日、近郷より盛装したる幾百艘の船、いづれも老若男女を満載して赤福袴の若者、船先に立ち笛や太鼓の囀しにつれて踊り、掛け聲面白く明神さして船を滑ぎ、伊東町なる音無神社は源頼朝の八重姫と參會したりと傳へらるゝ音無森の傍にありて神豐姫命を祀り、毎年十一月十日夜の例祭には神前の燈明の外、一切燈火を用ひず、村内總て歌舞音楽を禁じ、村人社中に集り、こゝに神酒を與へらるゝも、あやめもわからぬ間の中なれば尻を掴摘り無言にて土器を次へ〜と廻すを以て之れを尻摘祭といひ、頼朝と八重姫との故事に因んだのだと云はれて居る如き類であらう(伊豆新誌)。其の他加茂郡田中村なる米宮明神の祭典たる十二月七日より二十四日まででは村民一同酒と肉を忌むの風の存するも亦奇とすべきである。

尻摘み祭

米宮の物忌

三島層井に龜ト 三島明神を中心として神道並に陰陽道の遺風の此半島の附近の島々に殘留した

りと思はるゝは古來三島には一種他と異なる三島曆なるものあり、専ら關東地方殊に伊豆相模の地に行はれて居つた。これは三島宮町の曆師河合氏の傳ふる所で、邸内に曆神岩水姫を祀り且つ天文臺を設けて曆を算して之れを頒布し、朝廷並に代々の將軍にも獻じて明治初年まで繼續したので(伊豆新誌)其の由來に就て「北條盛衰記」には「關東の曆は伊豆三島と武藏大宮と兩所にて造り出す、然るに一年十二月に大小の相違あり、其の頃安藤豐前守といふもの博學才智ある故北條氏政此議を尋ね給へば豐前守曰く、寛喜中靈龜算木を負て伊豆三島に上る、里人、奇異の思ひをなせども其のいはれを知らず、乃ち宮寺に藏む、其の後新羅國より一老翁三島に來り、此算木を取り出し善く曆法を説く」とある。本土には三島曆のみ久しく傳はりたれど、島には古くより太卜タウの占法傳はりて之れを職とする卜部の家の今に遺るもの少からず。「海南風俗史」は參照とすべき古記を擧げて

三島明神、末世の爲めにうら方といふ者を壬生眞正に教へ給ひて曰く、雨つめの龜の甲にて燒くべし、雨つみといふは龜の内にあるなり。それを取りうらかたのやうにこしらえ、櫻の木ウツギの皮に火をつけてうらかたのやうに燒くべしとてうらかた燒し文を授けたまふ。(三宅記)

凡そ宮主、卜部の事に堪ふる者を取りて之れに任ず、其の卜部三國卜術優長者を取る、伊豆五

人云々(巫喜神祇式)

伊豆國大島の下人は皆な龜卜の占を爲すなり、堀河院の御時、くだんの島の下人三人を召してトせらる(古事談)

夫れ龜卜の義は尙書及び春秋傳これを載す、然れども中華其の傳を亡滅す、以下傳ふ所は八丈島なり、吾、頃日龜卜秘訣對州醫師平田榮庵の口授、又ト部家俱の傳、又萩原家の傳、又四の宮神主の傳、之れに續く、而して後八丈島の傳日用盛なるを覺ゆるのみ(國書交誼)

龜卜の法

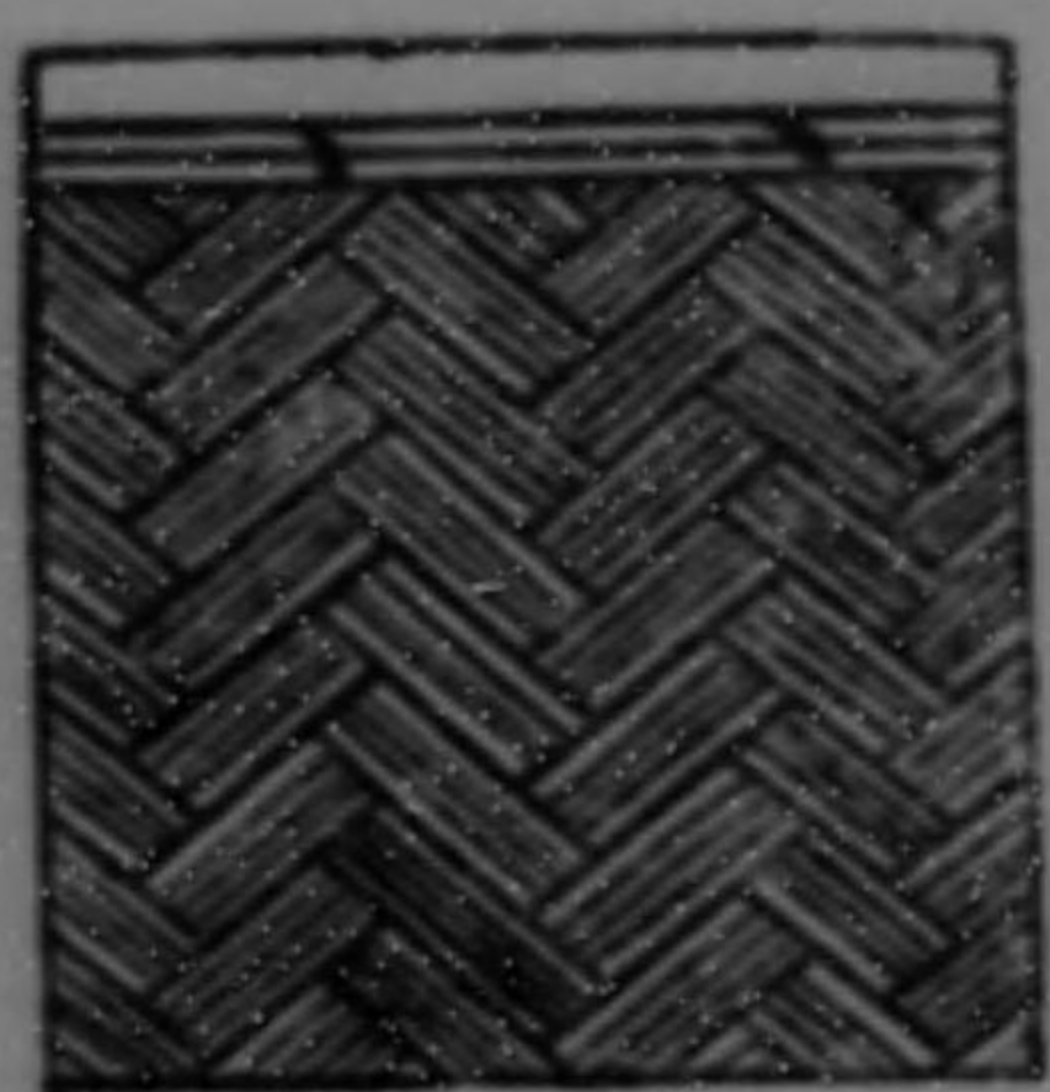
正月七日、龜卜のはじめなり、之れを七日のつけうらといふ、十五日龜卜を燒き之れをうらかへといふ、正月の月事なければ、右の燒初の例となす、事あれば吉日を撰みて燒く、八丈島ト部湯の本の唱歌

- 一、イヤ、湯笈を手に取りてまねごうに何の袖も御坐りけるよ。
- 一、イヤ、天然も、こゝも、高天原も體なしに神湯の言者こゝへ集め。
- 一、イヤ、此笈はよき劍に似ける惡事咎めを祓ひなしけるよ。
- 一、イヤ、此笈は何方の笈ぞ、山越て富川の笈よ。

と「南方海島志」には「一村に一人宛龜卜を爲すものあり、ト部殿といふ、神祭に四方を射ると

島には古風の殘留するもの多し、請ふ先づ本土を見て更に島に移らん。

半島の風俗 相模、駿河の兩國を根として長く海上に斗出し、中に半島を横斷する天城山ありて口伊豆と奥伊豆とに分れ、其の風俗も稍と變を異にし、且つ其の相模に向へる方面と駿河灣に向へる方面とは其の風の同じからざるものありて駿河に接せる方面は箱根の西となり、相模に接



箱根 竹

せる方面は箱根の東となり、前者には東京の風化の及ぶこと多けれど、後者には及ぶこと少く、後者に屬する三島より南條禪寺に至る街道に於て見受くる女竹を編みて圓の如く爲して籬とせる家の如きは前者に屬する伊豆山、熱海の方面には見るに少きが如きは一例である。口伊豆と奥伊豆との差も亦此の如く交通の便開けたる口伊豆地方は史蹟と名勝とに富み且つ温泉多

くして郡人士の來往絶えざるに反し、交通の便なき奥伊豆は下田の一時海外との互市場として傳へられたる外、中央との交通少く、人情も亦質朴にして口伊豆の如く浮華に流る、弊なし。奥伊豆の南端石廊崎に一つの巖窟ありて、其の奥深く三尊の彌陀を刻したるあり、此事に因みて橋南窟の「東部記」には此邊の風俗を叙して

三尊の彌陀

口伊豆、奥伊豆、

東伊豆、西伊豆、

昔の風俗

いつの頃よりかゝる奇異の靈跡ありと聞ふに、昔は此穴の中恐ろしとて入る者なかりしが、七八十年前
 曇なる者ふと飽受難など携りて入りしに、人探らぬ穴の事なれば夥しく得物ありしより、段々奥深く入り
 て終に此佛體を見出せしなり。此邊昔は甚しき惡風俗にて人の心おそろしかりしが、此靈異を拜みしより
 佛法の有難きことを知り、自然に人の心柔和になり、今にては温淳の風俗となれりとぞ。昔の物語を聞く
 に、正月年禮に来る者、先づ唱へて「イナサ參らう」といふ、あるじ答へて「寄せて御座れ古釘で祝ひま
 せう」と、これを年始の祝言とす。これを如何なるわけと聞ふに、イナサとは此海上の惡風なり、此風吹
 くときは此邊の者ども手に手に松明を持ち、或は背に戸を負ひ、火を燃して濱邊を往來す、沖に行きかふ
 船、難風に苦みて入るべき海やあるとうろつき居る時、此火の光りを見て人家やある船やあると馳せ來れ
 ば海底の岩に船砕けて破船に及ぶ、翌朝浦々より船を出し彼の破船せる荷物道具を取り掠む。さればこそ
 今に至りても此邊の古き家は天井板敷など多くは船の古板もて作りたり。かゝる惡風俗のならばしも佛法
 の恩みによりて柔和の心に變じたるは誠に太平の徳化、山の奥、海のはてまでも及びて、よき教の行きわ
 たりたるゆゑにこそ。

奥伊豆と
美人

此の書は寛政年間の上木なれば、こゝに七八十年前といへるは今よりは二百年にも及ぶべき昔物
 語である。今こそ温淳なれ、昔はかゝる惡風俗もありしか。此の地方には海を隔てし島々にて見
 る如き美人少きに就て一の傳説がある。奥伊豆の南端なる下田の北口にある下田富士と駿河の富
 士山とは姉妹であつたが、姉なる駿河の富士山は容姿が悪く、下田の富士は容姿が優れて居つた

舊の神

ものだから姉なる富士山は之れを妬みて一生顔合せないと誓はれたから、こゝに天城山の屏風
 が出来て、奥伊豆からは何處よりも富士山の姿は見られず、且つ此地方には今に美人が生れない
 のであるといふ。

熱海の節
分

歳時風俗に就ては、口伊豆各地より奥伊豆へかけて、正月には寒の神の祭りありて、小車に朱
 塗の小鯛を載せ之れを曳きて群衆の戸毎に錢を集め、之れを以て達摩、おかめ、扇、幣等を買ひ
 求めて大竹枝に吊し、其の下に各家の松飾を集め十四日を以て焼き祭つるの俗あり、又此の寒の
 神は神無月の留守神とて十月十四日には、戸々團子を藁苞につゝみて之れを祀る（風俗叢報一四四
 號）熱海地方にては節分の豆を茄子の枝を燃料として炒るときは「豆で燻き借金をなす」とて縁
 起を祝ふ俗あり、且つ此の夜鰯の頭を炙りヤツカガシとて茅の莖を五寸ほどに切り、其の先を割
 りたるものに挿し常の年は十二木、間ある年は十三木、

夷子

ながくもそろ、やつかゞもそろ、隣の婆さん尻をたれて、やれくさい、それくさい。
 と唱へて之を戸口に挿す（郷土研究二ノ六）此の地方一帯先きにいへる事代主神の因縁にや夷子を祀
 ること多く、且つ此神は西より來りたまひたれば、西面せしむれば逃げ去るとて之れを西面せし
 むることなき、如きも他邦には見ること少き習俗である。（風俗叢報一四四號）

日蓮上人

源頼朝以後の流人として伊豆には日蓮上人がある。其の流されたまひし地たる伊東には弘長元年五月上人の川奈崎に着したまひし時、伊東朝高の之れに歸依して自邸を以て寺としたといふ佛光寺井に赦免の時、朝高に與へたまひし受茶羅や除厄日蓮の像などの存する佛現寺井に此地方なる拍部に於て夜な／＼旅人を憐れみし怪物を目安上人が修法の力によつて鎮めたまひし時、天狗の樹上より落したといふ謝り説文なるものが藏されて居る。

江川大郎左衛門の家

日蓮上人に關して付記し置くべきは東山の江川大郎左衛門の家の棟には上人の親しく書したまひし火伏の符ありと傳へ、其の家根依然として今日に存し、同家にて之れを上梓して一人一枚を籠りて籠與せしに來り語ふもの今に絶えずと、日蓮宗の此地方に於ける勢力も亦逸することが出來ない。

修禪寺温泉

伊豆に於ける史蹟に就て更に付加すべきは弘法大師が關詣を以て石を穿ちて開かれたといふ温泉の所在地なる修禪寺は、弘法大師を開基として、もとは眞言宗なりしが、後醍醐に轉じ、更に曹洞に轉じたが、今尚ほ眞言の祖師たる大師を祀つて居る。此地には源頼朝井に頼朝の史蹟に伴ふ幾多の傳説が遺つて其の古蹟は懐古の料となつて吟詠の客をして、

山空元立川空流。往事茫茫何處求。一片孤碑千古恨。豆箕露滴滿林秋。

(三島中州)

の情に堪へざらしむ。

産小屋 今ハ熱海町に屬する伊豆山地方は先きにもいへる赤湯山權現の在す所なるを以て敬神の念殊に厚く二十年前までは我が國古代の遺風たる産小屋の俗、存して婦人が産をするると直に保護

古代の遺風

者に伴はれて同所宇東谷、及び峯谷に設けられたる小屋に入り、家族縁者は米其他の食物鍋湯圍などを之れに運び、産婦は五日の間此處に居て安靜にして居る。小屋は一間半四方の軒葺平屋建て、周圍に竹垣を繞らし、箭竹を立て、惡魔除けとし、夜間は夫が來て之れを警護するが、夫妻は同棲することは出來ず、其の入口も別々で夫の居る一疊敷と産婦の居る一疊敷との間の一疊は中の半分に爐を切り、他の半分に胎衣を埋め、胎衣には時々水を掛けて早く腐らせる。夫婦は此爐を隔て、相接せず、萬一起臥を共にし又は女の入口より男が入りなどすれば神罰あると信ぜられて居る。小屋を出る際に汚れた衣類は海濱で焼き棄て湯瀧に浴して身を淨めて衣服を改めて家に歸り、其の後はベヤ(別家)又はかこひと稱し、三十日の間は此の縁に假住居して其の間は家の者と食事を共にせぬ。若し四ヶ月以下で流産でもした場合は神慮に合はぬ不淨なりとして百日乃至七十五日の間夫婦とも所拂ひと稱して家の近所に居住するを許さず宇金原といふ所に居らしむる風があつた(郷土研究二の六二四)月經の場合も亦ひまや小屋に入りて家屋敷を穢さぬやうにし、飲食も此小屋の内でしたのであるが、後には庭の内、軒端、庇下などに居る此風を守ることとなつたが、それも今は亂れたやうである。海を越えて大島に於ても此風ありしが、幕府時代に之れを禁ぜしより漸く廢れたれど、今も猶ほ大家には秘に此の遺風の存して「よこれ屋」と稱し

かこひ

月經時

よこれ屋

四疊餘の板敷の別室あり、閉居の一週間は一切職を取らしめざるより又ひま^{ひま}の稱あり（海南風俗史）以て古風を偲ぶことが出来る。

初島風俗

島の風俗 島は古風の殘留所なり、四面繞らすに海を以てし、他の文化を受くること少く、見聞する所其の小區域に限らるゝを以て遠く海に航して他に出づるものは格別、内に止るものは對岸の大陸の狀況をも知らず、今は熱海の町に屬して僅か海上を三里餘を隔つる初島の婦女の如きも昔は本土へ渡るもの稀なれば熱海へ來りて馬を見てデツカイ猫とて一驚を喫せしといふ噂さへ傳へらるゝほどで、限りある地面に生活するなれば、人家殖えれば困難を生ずるとて古來決して四十一戸より殖さず又減らしもせず、若し不幸にて災害其他にて貧困に迫れば互に補助して恢復せしめたるほどにて、一島の人民恰も一家の如く睦み合ふの風あり（風俗叢報一三八）初島は僅に東西七八町、南北四五丁の小島であるが、周圍十里に達する大島にしても家族主義は行はるゝので、「讀世界山水圖説」には

大島人

大島の人民の祖先は、昔、西南地方若しくは紀伊、伊勢沿岸の人民が、黒潮に隨ひて漂着したるものである（其後、各地より漂着したるものも多かるべしと雖も）。かゝる一部落の各戸の祖先は、相共に同時に漂着したる移住し、且つ男子は成年に達すれば別戸となるの風あるを

飲食つた

以て、一部落の各戸は恰かも一家の如く、人々相親しみ和睦しく、祖先を崇敬し、墓所は掃除を怠らず極めて嘉みすべきの氣風がある。加ふるに島は海中に孤懸し、一般世界より隔離するを以て、島人は各相頼り相衛るの觀念を生じ、自から島を擧げて一家の如く思ひ云々

といふ。大島のみならず、各島皆な此の如くの状態なると共にいづれの島も其の土壤は多く火山の噴出物より成るを以て稻田に適するの地少く、現に大島の如きにても差木地、泉津、野増村の人は人を相見れば「あさけいくはつたか」即ち朝飯を食ひ了りたるや否やの語を以て挨拶とする風が今も古老の間に遺つて居るほどで（讀世界山水圖説）魚類には豊かであるが穀類並に野菜に乏しくアシタバと稱する鹹神を野菜に代用し、其の常食は主として甘藷を用ひ、昔は正月三ヶ日の外は米を用ひぬ風があつたが、今は内地との交通便利となりたれば、かゝる不便は漸次減少して來たが、もと／＼「水田皆無の土地とて米を費ふこと甚だしく、朝食は麥食を食し、中食は今なほ甘藷を用ひ居れり」（伊豆七島）といふ、「住家は其の構造殆んど一樣にして耐風を主とし、用材は杉松等なり、屋根は一般に茅葺なれども、近來天水利用の關係と、火災豫防の關係より葦鉛葺瓦葺を用ふるものもあり、間取りは大同小異にて總建坪の約三分の一を土間に、三分の一を爐、戸棚、神棚、佛壇の間に、殘部を納戸とす、屋敷は多く冬季防風に備ふる爲石垣上に薪木を積む

食物

家屋

男女風俗

を常とせり」(同)といふ。島は古風の殘留する所、島の女は古代の風俗の儘、齒を染めず、眉を剃らず、男も近年までは頂髪を剃らず、髯を剃らざりしと、こは主として最も本國に近き大島に就ての見聞で、更に南して新島に至れば更に多くの古風を存し、三宅島は新島よりも三百年以前に遡るべく、神津島の如きは殆んど神代の面影あり(海南風俗史序)といふ環海の孤島、遠き昔の流風遺俗を辿るべきこと多く、此島巡りに於ても僅に本書の全紙數を費すほどの資料は存するであらう。

島と金銭

古風の殘留する此の如きを以て島の人々は近年に至るまで金銭の通用を知らず、物々交換の古風を存し、内地に至りて物を賣買するもの、外は皆な物品を以て交易を爲し、内地に出でざるものは畢竟金銭を見ざるほどにて(南方海島志)御藏島の如きは黃楊を伐採して得たる所を以て之れを日用品と交換し全人口に配分し、島費を以て費を賤し樂價其能を島費にて支辨する(海南風俗史)の風ありといふ。

小笠原風俗

更に南なる小笠原島は父島、母島、兄島、弟島、姉妹家等々の島を合せて六方里で其の中父母と兩の破黄島とを除いては今以て無人島で、其の人の棲む所も父島の二見、母島の沖港北港などの外は邑落なく、所所に孤居して居るが天然の產物豊かなるが故に他人の侵害を受くることなく、農等に出るにも別段戸籍り

もせず、家は檜櫓の柱を用ひ、シユロッパを葺き、土間に卓子を置いて食事をして居る。これは邦人の移住する以前に此地へマリヤナ群島のカナカの女など伴ひ來つた外國人の遺風であらう(郷土研究二ノ三五四)といふ。先きにもいふ如く此島は各國人種の入り込み來たる所で未だ特殊の風俗を形成するには至らぬが、歸化人の雜居せる風俗は他に見られない風習である。

島の女 海南の島に入つて先づ目に着くは女の美しいことである。「北條五代記」は初めに此島を紹介し坂部國江雪入道の物語を記して、

女尊男卑

女房色白く、髪長くして黒く形類ひなし、手足爪はづれいとやさしく顔容口元あい／＼しく、上々の絹を重ね着、立居振舞尋常に愛敬ありてむつまじきを一目見るより云々

振又男は女に替り色黒く姿賤しき瘠人形に小袖を着せたる如し、日本人も之れに少しく心をなぐさみぬ。女房絹を織り北條家へ貢絹とて納むる故にや、昔より家主は女にて男は人聲なり、佛は五障三從を説き給ひて女は三界に家なしとあれど、此島は世界に替り、男は三界に家なし、さる程に女子を持てば喜び、親の家財跡式を渡し、男子を持てば捨物に思ひ、入聲に爲す萬事皆な女房のさし引なり、

とて女尊男卑の風あるを説き、更に、

島の女と
内地人

此島へ日本の船着ぬれば島の長肝煎先きに立ち、國衆を伴ひ、其の好みの家に入り、其の家の女房を其の妻と定むる故に、女房共、天道へ祈りをかけ、我が家へ國衆いらしめ給へと願ふ。國衆とは日本人をいふ。國衆の入らざる家の女は天道を怨み身を啣ちあへるばかりなり。國衆入りぬる家は悦ぶ事たとへに唐天竺に住みてゐたる子が親が不慮の仕合ありて歸朝しふたゞび逢へる心地、さも又及びなき人を年月懸ひ詫しが、之れに逢ふが如し、

と、幾分の誇張は之れあるべきも、内地人の眼に女のみ映ずるは男の多くは漁獵に従事して海に出で女の主として島に残れるにも由るべく、又生業の關係上波濤と戦ふ男の死亡多くして女の殘留多きにも由るべきか、いづれの島も比較的女子多く、殊に八丈島の如きは古來女護の島の稱ある所にて、之れに就て「海南風俗史」は、

「鑑解譯」には八丈島古は此島を女護島といへり、今も男あれど女子多くして且つ容色ありといへりとなり。傳説の益々擴大して停止する所を知らず、一轉して女子南風に向つて妬むと稱せられ、再轉して源爲朝の英雄傳説と相結び、男島と女島とあり、爲朝の來島するや、一年南風の交をして此兩島を交通せしむると語るに至り、遂に動かすべからざる説話となれり、近時具眼の士と雖も、尙ほ且之れを信じ、伊豆諸島は男子少くして女子多く、髪長くして、色白き

女護の島

美人生れ、女系を重んずるを以て古の女國にあらずやと云ひ（愛山の爲朝論）又新島の女子の海岸に於ける晚餐會より論及して、島の事情を知らざる漂流者が、初めて此奇景に對しなば女護島は此所と見誤るも無理からぬこと、海岸に脱ぎ捨てし薬罈履は男の上陸を持つ越の錦木とも見るべく、又食に飽き語るに倦みたるものどもが露はに沙上に眠る有様は彼の南風を受けて懐胎すとの俗傳の出所此所にありと想像するに難からず（伊豆七島國會）とて、其の前提を動かすべからざるもの、如く信ぜるものさへあり

といふ、女護島の出所は明かならねど、島の女の容姿の美しきことは「南方海島誌」に「色白くして髪黒く長し、起つて髪を垂るれば地に委すること一二尺あるなり、常に紅粉を粧ふことなけれども體格優に容色美し」とあり、且つ其の女尊男卑に就ては「女護島考」に「八丈島は古來より女尊男卑の風習の存せしものならむ、況んや女子紡績織の利、男子遊漁の利に勝るに於ては女尊男卑は其の勢ひ自ら當に然るべきのみ、故に見聞集に女子は戸主にして男夫の姦淫を戒むるさま猶ほ内地の男夫が女子を制するが如しと見えて其の女子の牧を取り以て島に名づけたるも亦未だ知るべからず」（如爾社誌）とあり。島の女の主として紡績織に従事せることは大島綱、八丈綱等の産出せらるゝにても知るべく、其他運搬耕作等の勞働も女子これが主力となり、古來道

女風俗

路其他の關係より車馬の用ひ難かりければ悉く之れを女子の頭に載せて運搬したるを以て結髪は前髪等を付けず、鬘は之れを後方に結び、既婚者は内地のイボジリ巻に似、未婚者は前後の大きさを同じ位に幾重にも折り疊み、根を、黒又は紫の細紐の兩端を中央に結びたる島田髷様のものとし、老幼ともに「そうめん紋り」と稱する手拭を冠りて珍客に接する時又は寢に就く時の外は之れを外さず、櫛も之れを裝飾用とし、前掛けの紐の幅廣きを二重に廻して前に結ぶ（伊豆七島）新島の女は衣と裳とを別ちたる古風にや、上半は絹又は麻を用ひ、下半は黒木綿を縫合せて膝を蔽ひ、脛も露はに往來して居る。

結婚と葬儀

八丈島にては草履を以て喪書に代ふるの風久しく遺りしと見えて、「伊豆日記」には島人、女を戀ひわびても大方は物言かねば又おくることはせず、小く作りたる草履に色々の染糸をそへたる紙にて包みて贈る。女その心に従はんと思へばそれを取り收む、従はざれば、そのまゝ戻すとなん。此事陸奥の綿木の古事に似て又草履を添ふるは女わらへの昔物語にする女護島へ男渡らば草履をかす／＼出して男のはきたる草履をしるしに妻に定むとやらむ其風俗の殘れるにや

とあり。今は此事廢れたれど、神津島にては結婚の印として男より鉢巻に精緻なる刺繡したるを

草履の製

嫁入道具

贈るの風あり（海南風俗史）と、其の結婚は利島あたりにては新婦は赤色の鉢巻を爲し持参品として楸一挺其他二三の小農具、二斗乃至三斗入の水桶と木拾繩とて長さ六七尺の麻繩二條を携へ大島にては中等以上の家にありては兩親の間に先づ子女の婚約を結び、其の後輩となるべきもの常に女の家に出入し其後機を見て婚禮の式を擧ぐ（同書）新島などにては寺祭り墓参り等には盛装するが結婚の時は平素着のまゝにて鉢巻を新にし對丈の衣服を着し、水桶と懸桶と天秤棹外二三品だけを携へ、新夫は只茶を煮又酒一升を買つて居るだけである（郷土研究四ノ二二九）此結婚に關して面白きは夫婦が出来ると舅姑は隱居所に別居し、若し別居し能はざる事情あるときは新夫婦は寢宿と稱する村内の宿へ泊りに行く（同誌）風のあることである。

葬儀風俗

七島各々七島の風ありて、結婚風俗は必らずしも同一でないが、いづれも簡單にして神津島の如きは近隣も親戚も關知せぬほどであるが、之れに反して葬儀は頗る鄭重にて近親の女などは紫縮緬の鉢巻を後に結びて長く垂らし、普通の丸帯を撰げたるまゝ巻きつけて前に結び、紫、淺黄、紺の紋付、花紙の柄模様に縮緬又はお召の類を着し、忌中はエミと稱し棺を結びたる白木綿を帯として護衛して外出することなく、已むを得ず外出するも他家を訪はず、且つ海濱に下らず、共に山間に喪屋を造りて喪を勤めしにて、（伊豆七島）此の喪屋は村中より造り、其の間喪主

喪屋